

平成 24 年

第 5 回飯館村議会定例会會議録

自 平成 24 年 6 月 14 曰  
至 平成 24 年 6 月 21 曰

飯 館 村 議 会

平成24年第5回飯館村議会定例会会期日程（案）

(会期8日間)

日 次	月 日	曜	区 分	開議時刻	日 程
第1日	6. 14	木	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明 4. 予算審査特別委員会の設置 及び付託 5. 予算審査特別委員の選任 6. 議案審議
第2日	6. 15	金	休 会		議案調査
第3日	6. 16	土	休 会		議案調査
第4日	6. 17	日	休 会		議案調査
第5日	6. 18	月	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番）
第6日	6. 19	火	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順5番）
第7日	6. 20	水	休 会		議案調査
第8日	6. 21	木	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 議案審議 閉 会

平成 24 年 6 月 14 日

平成 24 年 第 5 回 飯館村議会定例会会議録（第 1 号）



平成24年第5回飯館村議会定例会会議録（第1号）						
招集年月日	平成24年6月14日（木曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日時及び宣告	開会	平成24年6月14日 午前10時11分				
	閉議	平成24年6月14日 午前11時38分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
出席12名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	1	松下義喜	○	2	飯樋善二郎	○
	3	北原 経	○	4	伊東 利	○
	5	北山文子	○	6	佐野幸正	○
	7	菅野義人	○	8	大和田和夫	○
	9	大谷友孝	○	10	佐藤八郎	○
	11	志賀毅	○	12	佐藤長平	○
署名議員	8番 大和田和夫		9番 大谷友孝		10番 佐藤八郎	
職務出席者	事務局長 但野 誠		書記 山田郁子		書記 佐藤 修	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
○ 出席	村 長	菅野典雄	○	副 村 長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田 榮	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	政策支援対策課長	佐藤周一	○	住民課長	濱名光男	○
	会計管理者	齊藤修一	○	健康福祉課長	藤井一彦	○
	教育委員長	佐藤眞弘	○	教育長	廣瀬要人	○
	教育課長	愛澤伸一	○	代表監査委員	渡邊守男	○
	農委會長	菅野宗夫	○	農委局長	齊藤修一	○
	選挙管理委員会 委員長	齊藤次男	○	選挙管理委員会 書記長	中井田 榮	○
議事日程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成24年6月14日(木)・午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明

(

(

## 会議の経過

### ◎開会の宣告

議長（佐藤長平君） ただいまの出席議員12名、定足数に達しておりますので、これより平成24年第5回飯館村議会定例会を開会します。

（午前10時11分）

### ◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） これから本日の会議を開きます。

### ◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野 誠君） 報告します。

○ 本定例会に村長より送付ありました議案は、予算案件3件、条例案件6件、その他案件1件が提出されております。

次に、議長公務及び議員派遣状況については、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として、村長ほか関係者の出席を求めております。

次に、村長より平成22年度財団法人飯館村振興公社の決算状況について議長に提出されております。

次に、監査委員より4月分及び5月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

○ 会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、8番 大和田和夫君、9番 大谷友孝君、10番 佐藤八郎君を指名します。

### ◎日程第2、会期決定の件

議長（佐藤長平君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月21日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月21日までの8日間に決定しました。

### ◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（佐藤長平君） 日程第3、村長提出の議案第32号から議案第41号までを一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日ここに、平成24年第5回飯館村議会定例会を招集いたしましたとこ

ろ、議員の皆様には何かとご多用のところをご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ちまして、3月定例議会以降の村政の主な動きを申し上げます。

さて、あの忌まわしい原発事故により計画的避難区域に村が指定され、役場が飯野出張所に移ってから、6月22日で満1年を迎えます。この間、村民の皆様にはなれない環境のもとで、しかも先行き不透明で不安な避難生活をお願いしていること、本当に申しわけなく思っているところであります。少しでも、これらの不安を取り除くため、さまざまな対策を講じているところでありますが、思うに任せないという現状であります。

また、この1年、福島市を初め川俣町、伊達市、相馬市など多くの自治体や関係機関、団体から数々のご支援を受けながらここまでやってくることができましたこと、責任者として感謝にたえません。今後も皆様方のご恩に報いるためにも、さらなる努力と精進をしていかなければと思いを強くしているところであります。

加えて、議会の皆様にも節目、節目の重要課題に対して適切なるご判断をいただき、円滑に行政を執行することができましたこと、重ねて御礼を申し上げます。

一方、この一年間、村として取り組んできた事業などは、村民の避難先の確保を初め村の防犯のための見守り隊の編成、除染モデル事業、仮設住宅等の自治組織の結成、いやしの宿の開設、甲状腺内部被曝検査の健康対策、除染計画書の策定、4回にわたる避難者との村民懇談会、除染のための借り置き場の設置、いいたてまでいな復興計画（第1版）でありますけれども、この策定、いいたて村民ふれあい集会の開催、小中学校、幼稚園、仮設校舎、園舎の建設、子供たちへの国内外への体験学習、村民への2回にわたるアンケート調査などなど数々の事業を展開してまいりました。これらの取り組みの中で不十分な事業展開もあったかとも思いますが、そのときどきで精いっぱい取り組んできたつもりでありますので、足りないところはご容赦いただきたいと思っているところであります。

次に、今後の当面する重要課題であります。何といっても除染事業であります。多くの村民は帰村するためには徹底した除染を強く望んでいるわけであります。さきに示された国の除染計画は、村民が望んでいる除染と相当かけ離れており、村としては到底納得できませんし、安心もできません。引き続き、村民が安全で、しかも安心できる除染を徹底するよう国に強く求めてまいりたいというふうに思っております。

次に、現在、いいたてまでいな復興計画の第2版を同計画推進委員会で検討しているところであります。この計画のコンセプトは、村民一人一人の復興を目指すことにありまして、戻る人、戻りたくても今はなかなかいろいろあって戻れない人、将来とも戻らない人、それぞれに寄り添った具体的な事業や支援を検討をしており、6月末ころまでには答申される運びとなっております。村としても答申された内容を精査し、今後の復興にできるだけ反映させたいと考えているところであります。なお、当計画書については、答申されましたならば議会の皆様にも説明させていただくつもりでございます。なお、このいいたてまでいな復興計画（第2版）及びさきに実施をいたしました村民アンケート調査の結果などについては、7月から8月ごろにかけて村民へ説明会を開催する予定でございます。

このほかにも、避難区域の設定に伴う賠償問題を初め、避難者への生活支援、村民の健

康づくり、教育環境の整備、産業振興、雇用対策などなど、課題は山積しております。これらの課題解決のため、村民のためにモットーに丁寧に一歩ずつ前進できるよう、職員ともども精いっぱい努力する考えでありますので、引き続き議員各位のご支援、ご指導をお願いするものであります。

それでは、各課の諸般の報告をいたしたいというふうに思っております。

まず、総務関係であります。

避難区域見直しに関する懇談会についてであります。全村避難から1年を経過し、国から年間の空間放射線量に応じて、避難指示解除準備区域並びに居住制限区域、そして、帰還困難区域の3つに再編する方針が示されたことから、4月9日から12日にかけて住民懇談会を4カ所で開催をさせていただきました。このほか、高線量の区域が含まれる比曽行政区、長泥行政区、蕨平行政区、前田・八和木行政区、そして、滝下地区については別途開催したところであります。この4行政区については、区域の要望により個別の懇談会を開催したところでございます。国の担当者同席のもと意見交換を行い、5月16日には中間報告として避難指示区域見直しにおける村の基本的な考え方というものを示させていただいて、さらには、議会初め行政区長会と関係行政区、協議を重ねまして、この6月11日には村から国の原子力災害対策本部へ、避難指示区域の見直しにかかる飯館村の方針決定について、附帯事項も含めまして通知をしたところでございます。村といたしましては、避難区域により損害賠償に大きな差が生じることのないよう意を用いて国に回答したところでありますが、今後も村民の不利益が少しでも生じないよう、さらに働きかけを強めてまいりたいというふうに思っております。

次に、避難生活及び帰村意向に関するアンケート調査であります。かねてより、村の議会、村民からも帰村に対する住民の意向を把握すべきとのご指摘を受けていたところでございます。村といたしましては、避難生活がある程度落ち着き、国の意向や損害賠償の状況など、ある程度、将来の予測が立てられ村民の皆様方が冷静に判断ができるタイミングで意向を把握すべきだというふうに思っております。避難から1年余り経過したことも踏まえて、避難生活及び帰村意向に関するアンケート調査を実施したところでございます。現在集計中であります。集計結果がまとまり次第、議会に報告をさせていただきます。

次に、村内の防犯対策であります。

昨年度に引き続き、県の緊急雇用創出基金事業を活用いたしまして、いいひたて全村見守り隊が隊員約380名体制でスタートしております。隊員が3交替24時間体制でパトロールを行っておりますが、隊員の安全確保を最優先に計画的避難中の盗難や犯罪等の防止のため、より効果的なパトロールに努めていきたいと考えているところであります。なお、ホームセキュリティーの設置状況ですが、42局が168戸、43局が129戸、合計で297戸であります。引き続き、この常時監視体制を強化するために、現在、村内の世帯を対象に設置を募集しているところでございます。

次に、平成23年度のごみの収集であります。全村避難の影響によって、可燃ごみは率にして40%の大幅な減。それから、不燃ごみは前年度より4トンほど、率にして13%の増であります。可燃ごみ、不燃ごみ合わせて167トン、前年度より183トン、率にして52%

減ということあります。また、資源回収はプラスチック容器・包装を初め全体的に大幅に減少し前年度より54%減の回収率となっており、この大幅な減少は、もちろん避難ということによるものでございます。村民の皆様には引き続き分別の徹底と不法投棄の防止にご協力をいただけけるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、税関係であります。

平成23年度の村税の収入状況でありますが、ほとんどの税目で東日本大震災に伴う減免及び課税免除を行ったこともあります、収納率は前年度を上回る結果となっているところであります。滞納繰越額は、全体で1億2,800万円であり、前年度より約4,700万円の減となっておりますが、依然として厳しい状況に変わりはありません。

次に、平成24年度の課税状況でありますが、軽自動車税については4月18日に、固定資産税については5月18日にそれぞれ納税通知書を発送いたしました。課税額は、軽自動車税が3,565件で約1,775万円、固定資産税が土地・家屋・償却資産、合わせて101件で約8,400万円となっているところであります。東日本大震災に伴う減免及び課税免除の状況でありますが、軽自動車税は888件で約142万円の減免、固定資産税は土地・家屋分を含めて4,039件で約1億1,000万円の課税免除であります。償却資産については67件で約500万円の減免を行っているところであります。なお、村県民税については今月中旬に、国民健康保険税については7月中旬に、それぞれ減免を行った上、納税通知書を発行する予定でございます。

健康福祉関係であります。

まず、総合健診についてでありますが、5月24日から6月3日までの土・日を含む11日間、16歳以上の全村民を対象に集団健診を実施しました。ことしの検査項目は、従来からの検査項目に県民健康管理調査の項目を追加をして行ったところであります。また、今回は、福島県の青少年会館、飯野出張所、鹿島区の万葉ふれあいセンターの3会場では、県立医科大学の協力によりまして被曝医療リスクコミュニケーションなどの専門家による健康相談もあわせて実施をしたところであります。昨年度は19歳以上の全村民を対象にしたため、単純に比較はできませんが、今回の実受診者数は1,928人であり、昨年より628人の増となっているところでございます。

次に、6月1日に第1回健康リスクコミュニケーション推進委員会を開催いたしました。委員会のメンバーには、放射線や小児科、心のケアの専門家のほかに子供を持つ親、議員、健康・除染・教育関係の職員などが参加しており、住民の不安やニーズを確かめながら健康リスクコミュニケーションの具体的な事業実施計画について議論をしているところでございます。今後、学校や幼稚園、健康教室などさまざまな場面で放射線を学ぶ機会をつくってまいりたいと思っております。

次に、内部被曝検査ですが、4月の臨時議会でホールボディカウンターの取得について議会から議決をいただいたところでありますが、検査機器は7月20日に納品される予定であり、設置工事、試運転などを行いまして、8月1日から検査が始められるように秀公会と今準備を進めているところであります。あわせて、甲状腺検査も実施できるようにしていきたいというふうに思っております。

○ 次に、生活支援関係であります。

災害等の緊急雇用対策事業は、全村見守り隊の事業を初め避難生活支援事業、スクールバス助手配置事業、仮設直売所運営事業など11件の事業で雇用人数405人、事業費総額10億3,900万円余りを全額、県補助事業で進めているところであります。村民が生活している応急仮設住宅の住環境は各団地で駐車場の舗装が進み、各戸にチャイムが設置されるなどの改善が行われてきております。一度住み替えの特例が認められている借り上げ住宅の住み替えについては引き続き相談して対応していきたいと思っています。

次に、避難生活の村民交流拠点として運営しているいやしの宿ですが、マイクロバスの運行範囲を順次拡大し、5月からは川俣町自治会の送迎も始めたところであります。今後、さらに県北方面の借り上げ住宅入居者の皆さんについても、日替わり運行で運営する予定でございます。なお、これまで、いやしの宿のご利用者は1万7,300人ほどでございます。

○ 次に、5月10日、飯館村企業立地審議会を開催して、村内の企業活動支援について村民の雇用機会を拡大するために新たな設置機械の補助要件を加えることに、飯館村企業立地支援条例の一部改正案を審議していただいたところであります。この案件は、今定例議会の議案として提出しておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

次に、復興対策課関係でございます。

除染事業についてでありますが、平成24年度からの本格除染の実施に当たり、国は除染実施計画を策定しました。その内容は、村民の健康保護の観点から、住宅とその敷地周辺の農地及びいぐね、裏山を含めた、いわゆる居住空間の除染を実施するものであります。また、除染の順序は、河川の水系に沿って実施することを基本とし、村内全域を行政区単位ごとに標高の高い地点から低い地点にかけて実施することになっております。したがつて、平成24年度は、二枚橋地区を起点として、草野地区のマタタ川までを対象として、西側から東側に向けて除染地域を広げ、平成25年度には全行政区の居住空間の除染の完了を目指すことになっているところであります。なお、この計画は、昨年度、村が他に先駆けて国に提出いたしました飯館村除染計画書と飯館村除染工程表の内容がもとになっているものと思われます。かつ、村の計画が考慮された形になっているということであります。これらの除染を国が実施するに当たって、対象となる12行政区の方々には去る5月9日から除染住民説明会を開催してまいりましたが、説明会の席上では、放射線量の低減目標や森林除染への考え方あるいは敷地内の粗大ごみの処分、建物・立木の財物補償などについて多くの質問が出されたところでございます。なお、各行政区とも現地調査のための敷地立ち入りについてご了解をいただきましたので、現在は詳細な除染計画を策定するための事前モニタリング調査を実施しているところでございます。今後、各世帯の除染方法の詳細案が固まり次第、個別に説明を実施し、確認をとりながら、あわせて除染の同意をいただき、8月からの本格除染の開始を期するものであります。村としては、村民から出された意見、要望については除染に生かすよう強く国に求めていくところでございます。

次に、農水省による農地除染対策実証事業でございます。対象地区であります伊丹沢、

小宮、長泥の3地区の合計約30ヘクタールの農地において8月末までの工期として、除染手法の実証作業が実施されているところであります。なお、実証作業の完了後には、伊丹沢地区では水稻と野菜の試験栽培、小宮地区では水稻の試験栽培を行う予定であります、残る実証圃については、地力増進作物の作付を行い保全管理に努める予定でございます。

次に、村内での営農再開支援であります、ことし3月に実施しました避難中の営農再開についての調査によりますと、「平成23年度中に営農を再開している」または「24年度から営農を再開したい」と回答している方が37件、「情報があれば営農を再開したい」と回答している方が39件あり、調査票の配布戸数1,225に対して、営農再開の意思をお持ちの方は全体の6.2%にとどまっている状況でございます。しかしながら、村復興計画にもありますとおり、花卉等をモデルとしたブランド技術の維持を図ることが村の農業存続のためには必要不可欠でありますので、営農再開希望者に対する支援策として、国の復興交付金事業、県の避難農業者一時就農等支援事業、園芸産地等復興支援事業及び耕作放棄地再生利用交付金事業等の個人負担を極力抑えた事業の活用を予定をしているところであります。現在のところ、当該事業の利用予定者、花卉4件であります、仮設住宅での集団営農に関しては、相馬仮設、伊達東仮設など4カ所を対象として、国の農と福祉と連携によるシニア能力活用モデル事業の活用を予定しているところであります。そのほかにも、借り上げ住宅のほうによる集団菜園などについては、村単独予算による支援を検討してまいりたいと思っております。なお、これらの諸事業については、今回の6月補正予算に計上しているところであります。

次に、村内における農地等の管理についてであります、除染前でもあることから、最低限の維持管理として、雨期や大雨時の水路やため池の見回り、農地・水・環境保全向上対策事業の各保全会に依頼をしたところでございます。また、農地の草刈りについては、今年度も昨年同様、中山間地等直接支払事業及び農地・水・環境保全向上対策事業によって7月から9月にかけて1回実施することで、各協議会の総会において決定しているところであります。なお、作業に当たっては、防護服やマスクなどの着用について徹底とともに作業時間を短縮するなど、少しでも被曝量を抑えた活動となるよう依頼をしたところであります。これらの事業実施に当たっては、広報、お知らせ版などにより、あらかじめ村民の皆様への周知に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、イノシシ、猿による被害対策であります。5月11日に開催した有害鳥獣捕獲隊の編成会議において、村の漁友会から推薦を受けた11名に委嘱状を交付し、5月30日から活動を開始したところであります。

村道等の維持管理についてであります、昨年同様、村民の一時立入や村内継続事業所、全村見回り隊などの方々の通行の安全確保や台風などによる災害対応のため、4月より村内4業者と村道等の維持管理の協定を結びながら、月1回の定期パトロール、交差点や見通しの悪い箇所の路肩の除草、異常気象時のパトロールなど、協定及び村道等の路線の維持管理補修に努めているところでです。

また、村道等の草刈り業務につきましては、委託契約を結び年2回の草刈りを計画しております。なお、作業に当たっては、作業員の放射線量の徹底並びに被曝線量の管理をし

て業務に当たるよう指示をしているところでございます。

次に、教育委員会関係であります。

まず、平成23年度整備を進めておりました仮設小学校及び仮設幼稚園につきましては、3月末までに完成し、この4月より運用を開始したところであります。4月17日には幼稚園で、4月20日には小学校で、それぞれ開園式、開校式を行い、開設に向けて多大なるご支援をいただきました関係者の皆様をお招きをして、子供たちの新たな学びや等のお披露目をしたところでございます。幼稚園舎をご寄贈いただきました株式会社小松製作所様、大型遊具をご寄附いただきましたオーストラリア政府、小学校体育館を寄贈いただきました日本赤十字社様、高性能空気清浄機をご寄贈いただきましたガデリウスグループ様を初め全国の支持者の皆様に改めて厚く御礼を申し上げるところであります。

仮設中学校につきましては、去る4月25日の臨時議会において工事請負契約の議決をいただき、現在、第2学期からの運用開始に向けて鋭意工事を進めているところであります。また、5月14日に開催されました臨時議会では、幼稚園の増設につきましても、ご承知のとおり、現在、8月完成を目指して工事を進めているところであります。今議会におきましても、教育関係予算をお願いしておりますが、今後とも子供たちの教育環境改善に向け努力してまいりたい所存でございますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げるところであります。

次に、生涯学習関係でありますが、栃木県鹿沼市より、花火大会へのご招待がありまして、5月26日に45名が参加してきております。昨年度に引き続き夏休みにかけて全国の自治体等からの多数の招待事業のご案内が寄せられており、重ねて関係者の皆様に御礼を申し上げるところであります。村でもできるだけ多くの子供たちが参加できるような最大限の対応に努めてまいりたいと考えているところであります。また、一般村民の運動機会の確保ですが、去る5月29日に村といいたてスポーツクラブ、ニットーボースポーツとの3者によって、生涯スポーツ推進にかかる協定を結んでおります。これにより、避難生活で運動の機会が減っている飯館村民のため、ニットボーの施設を開放していただけたことになったわけであります。村では、今後ともこうした取り組みを広げ、村民の皆様の健康増進につなげてまいりたいというふうに考えています。

それでは、提出いたしました議案につきましてご説明をいたします。

議案第32号は、平成24年度飯館村一般会計補正予算（第3号）であります。既定予算の総額から3億2,864万1,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を50億1,620万7,000円といたしました。歳出の増額の主な内容は、農業費として、避難している花卉農家への被災地域農業施設等整備工事費として1億3,530万8,000円、商工費として、継続企業への企業立地支援事業補助金として1億813万円でございます。

その他の歳出の内訳でありますが、総務費として総務管理費が443万円。民生費として、社会福祉費が150万円、児童福祉費が803万3,000円。衛生費として、保健衛生費が352万9,000円。労働費として、労働諸費26万7,000円。農林水産業費として、農業費が1億5,589万4,000円。商工費として、商工費が1億822万8,000円。教育費として、教育総務費231万5,000円、小学校費169万1,000円、中学校費2,376万1,000円、幼稚園費55万1,000円、社会

教育費762万円、保健体育費584万8,000円。災害復旧費として、農林水産業施設災害復旧費が497万4,000円を計上いたしました。

なお、これらを賄う財源として地方交付税、国庫補助金、県支出金、繰入金、繰越金などを充当するものでございます。

議案第33号は、平成24年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。既定予算の総額に5億3,958万1,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を14億5,219万1,000円といたしました。歳出の主なものは、一般分の療養給付費の増加と平成23年度の国庫支出金の確定による返還金を計上しているところでございます。

議案第34号は、平成24年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。この補正予算は、介護保険料の減免分を災害臨時特例補助金で充て、財源更正をするものであります。

議案第35号は、飯館村選挙広報の発行に関する条例の制定であります。これは、避難によって十分な選挙活動ができないので、選挙広報を発行して、立候補者の選挙広報を行うものであります。

議案第36号は、飯館村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例であります。これは住民基本台帳法の一部改正に伴い、外国人登録制度が廃止され、外国人が住民基本台帳に記載されるため、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案第37号は、飯館村企業立地支援条例の一部を改正する条例であります。これは村内の企業を支援し、村民の雇用機会を拡大するための改正ですが、主な改正の内容は、整備機械も支援の補助対象にするというものであります。補助金は、村が評価した価格及び取得価格の3分の1とし、限度額5,000万円とするものであります。

議案第38号は、飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。平成24年度国民健康保険税の課税に伴い、税率等の改正を行うものであります。平成24年度一般被保険者の1人当たりの保険料は7万6,265円で、前年度に比べ1万610円の増であります。また、1人当たりの介護納付金は2万6,685円で、前年度に比べ5,198円の増とするものであります。

議案第39号は、東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例であります。これは東日本大震災による被災世帯の減免については、24年度も引き続き行うもので、主な内容は、一つには原子力災害以外の地震、津波等の災害の減免は24年9月分までの保険料の減免、二つ目は、原子力災害による被災世帯の減免は25年3月分までの保険料の減免とするものであります。

議案第40号は、東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例であります。これは今申したものと同じであります、24年度も引き続き行うということで、一つには、原子力災害以外の地震、津波等災害の減免は24年の9月まで、それから、原子力災害による被災世帯の減免は25年2月末までの間に納期限が到来する保険税の減免とするものであるということであります。

議案第41号は、福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてでございます。これは住民基本台帳法の一部改正に伴い、外国人登録制度が廃止され、福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するものでございます。

以上が提出いたしました議案の概要であります。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時53分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時37分）

◎散会の宣告

議長（佐藤長平君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時38分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年6月14日

飯 館 村 議 会 議 長

佐藤長平

" 会議録署名議員

大和田和夫

" 会議録署名議員

大谷友彦

" 会議録署名議員

佐藤八郎

平成 24 年 6 月 18 日

平成 24 年 第 5 回 飯館村議会定例会会議録（第 2 号）



平成24年第5回飯館村議会定例会議録（第2号）						
招集年月日	平成24年6月14日（木曜日）					
招集場所	飯館村役場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成24年6月18日 午前10時10分				
	閉議	平成24年6月18日 午後 3時43分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員  出席12名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	松下義喜	○	2	飯樋善二郎	○
	3	北原 経	○	4	伊東 利	○
	5	北山文子	○	6	佐野幸正	○
	7	菅野義人	○	8	大和田和夫	○
	9	大谷友孝	○	10	佐藤八郎	○
	11	志賀 肇	○	12	佐藤長平	○
	署名議員		11番 志賀 肇	1番 松下 義喜	2番 飯樋善二郎	
	職務出席者		事務局長 但野 誠	書記 山田郁子	書記 三瓶 真	
	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村 長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田 榮	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	生活支援対策課長	佐藤周一	○	住民課長	濱名光男	○
	会計管理者	齊藤修一	○	健康福祉課長	藤井一彦	○
	教育委員長	佐藤真弘		教育長	廣瀬要人	○
	教育課長	愛澤伸一	○	代表監査委員	渡邊守男	○
	農委會長	菅野宗夫	○	農委局長	齊藤修一	○
	選挙管理委員会 委員長	齊藤次男		選挙管理委員会 書記長	中井田 榮	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成24年6月18日（月）・午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問（通告順 1～4番）

( )

( )

## 会議の経過

### ◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） ただいまの出席議員12名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時10分）

### ◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野 誠君） 報告します。

会期中の常任委員会の活動状況であります。6月14日、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会が所管事務調査事項協議のため、それぞれ委員会が開かれております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、11番 志賀 肇君、1番 松下義喜君、2番 飯樋善二郎君を指名します。

### ◎日程第2、一般質問

議長（佐藤長平君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。7番 菅野義人君。

7番（菅野義人君） おはようございます。

それでは、私、3月議会に引き続き一般質問をさせていただきます。飯野での活動も、また避難生活も1年以上経過し、ある意味、避難生活にも少しづつなれてまいりました。しかし、新年度に入り、国からの避難地区の見直しやそれに伴う賠償のあり方など、あるいは除染に関する懇談会の開催など、いわゆる復興に向けての協議をする機会がふえてまいりました。議会については、村とともに復興対策特別委員会にて国の復興庁出先と議論する機会を持ってはおりますが、率直に申し上げて、国の対応の遅さと認識不足には驚くばかりであります。後ほど詳しく今後の対応について議論をしていきたいというふうに考えておりますが、この原発事故と全村避難の後、村も議会も先の見通しがなかなか不透明な中、避難への対応、それから、何とかこれからの村の進むべき道を見つけようと数多くの協議あるいは陳情、そして、復興の第一歩である除染のあり方、帰村後の新しい産業の可能性などを模索しながら努力を続けてきました。

今回の6月定例議会初日の全員協議会で示された国の仮置き場の建設が2年にわたるなどという話はあきれ果てるという話と言って過言ではないと思います。復興の第一歩を踏み出すための除染に向けての取り組みが大きく揺らぐ國の方針ではないでしょうか。今さらの話ですが、被災町村の中で最も早く仮置き場の場所を選定し地元の同意を得るために苦労を重ねてきたのも、一刻も早く復興の足がかりを得るためにであったというふうに思います。ましてや、多くの村民が不安の中にあって、放射能汚染特有である思いや認識が分

断される中にあって、一つの方向を見出すためには並大抵の苦労ではなかったはずですから、その思いが国には届かない現実を思い知らされております。これからは国との向き合い方、協議の進め方についても厳しく見直しをしていかなければならない。そのように考える次第であります。

さて、国の避難地区の新しい見直し方針は、比較的線量の低い田村市や南相馬市、川内村に加えて、今回は飯館村が同意ということで、国は発表に至りました。この避難地区の見直しをめぐっては、私の属します比曽地区では激しい議論の応酬の中、ようやく一定方向を決めたという経緯がございました。もともと国や村、そして、議会に対しての不信がベースにあり、除染の効果がいまひとつはつきりしない中での避難地区の見直しは、村民にとっては一層の不信に輪をかけたといつても過言ではないと思います。結局、賠償額を避難年数が長期にわたる可能性に即して支払うという仕組みの説明と、復興のためには次のステップに歩みを進めるべきという点から、何とか一本化の方向を果たしたということになりました。戻りたいという思いだけでは説得できるものではなく、とにかく除染していないとわからないという話では、不信を解消するには至りません。多くの村民は、国が示した航空機のモニタリングや除染モデル事業の成果に不安を感じております。この事実を行政に携わる我々は強く認識する必要があると思います。

一方、自分の家が結果として高い線量になってしまった方が、賠償額のより多い帰還困難区域への再編を希望することなく、行政区と一体となった居住制限区域への編入を認めたこと。これはみずからが復興の妨げになりたくないという配慮があった結果であります。みずからの自宅が帰還困難区域に相当する高い線量の中にあっても、そのような判断をしてくれたこと、これは絶対忘れてはならないことだと。村と行政区を信じて、今後の対応に希望をつなぎながら同意をしてくれました。単に賠償金が多いとか、少ないとかということではないのです。この事実にこたえるために、除染では妥協しない姿勢が必要であり、我々も、村も、国に対して最大限の努力を求めていくべきだと、そのように考えます。

特に、この1年が重要な時期になるとを考えます。本当に村が自治体として多くの村民の期待にこたえられているのか。今まで以上に村民の思いを酌み取りながら、国と向き合い、時として、村の意思を通すために国と対立する覚悟も求められていると感じます。できますれば、この一般質問での議論の中で、村民の期待にこたえる復興策の第一歩としての除染のあり方を実現するために、何が課題で、そして、これからは国との交渉の仕方、方向性などについて認識を共有し確認をしていきたい。その思いをもってこの一般質問を行いたいと考えております。

質問に入ります。

まず最初に、効果的な除染実現のためにですが、1の1としまして、国、いわゆる福島環境再生事務所より飯館村における除染の進め方が示され、それをもとにした懇談会、いわゆる説明会が開催されましたが、この説明会で村民から出された意見・要望は、村としてどのようにとらえ、今後の除染に反映されるのか、所見を伺うものであります。

次に、今年度からの本格除染に当たりまして、国では住居の所有者等との同意を取りつけ、手続に入るわけですが、この同意の取りつけが私はこのままの状態では非常に

難しいというふうに考えております。そこで、1の2としまして、除染に伴う同意の取りつけのために何が重要と考えているのか、所見を伺うものであります。特にこの問題は、村長の今議会冒頭の提案理由の説明の中で、以下のように述べられておりました。「今後の当面する重要課題について、さきに示された国の除染計画は村民が望んでいる除染と相当かけ離れており、村としては到底納得できない。引き続き、村民が安全で、しかも安心できる除染を徹底するよう国に強く求めてまいりたい」といった内容でございました。今後の対応等についても、議論を深めたいと思っております。

次に、2番目の質問としまして、村民に受け入れられる復興計画の策定のために、どのような視点、観点を持つ必要があるのかということについて議論していきたいと考えております。

さきの3月定例会の一般質問の中でも、私、復興計画について数点の質問をさせていただきました。その時点での答弁では、復興計画を具体化するために村民や議員代表、職員などからなる復興計画推進委員会を立ち上げ、住民懇談会で出された意見を踏まえて取り組んでいきたいというふうな答弁をいただいております。推進委員会が具体的に立ち上がり、現在検討中ですが、これから飯館村の復興を考える上で非常に重要な事項に関して検討をされております。推進委員会には期待を申しながら、質問いたしますが、質問の2の1としまして、復興計画は現実を踏まえ、中長期的な視点も加味する必要があると考えますが、所見を伺うものであります。

次に、2の2番目としまして、復興策の一つとして、村として新たな産業の構築のための体制整備を図る必要があると思いますが、これにも所見を伺うものであります。この問題についても、さきの3月議会での一般質問でも議論させていただきましたが、今まで行ってきた村民懇談会でも必ず出されるといつてもいいほど大切な課題となっております。多くの村民が復興に向けて希望を持つため克服すべき課題ですので、再度、今後の取り組みについて所見を求めるものであります。

次の質問、2の3としまして、復興計画樹立に向けて、村の将来を担う青年層の意思把握のために意見聴取を行うべきと考えますが、所見を伺うものであります。さきに実施しましたアンケートも一定程度有効かとは考えますが、復興計画は特に将来を担う青年層にこの飯館村をどのようにつないでいくかを示す役割を果たさなければなりません。村の思いを若者につなぐ意味でも特段の配慮があつてしかるべきと考えますが、所見を伺うものであります。

最後に、今年度の重点事業でありますリスクコミュニケーションの具体的な方針についても伺うものであります。避難地区見直しや除染の説明会において、国からたびたび年積算20ミリシーベルト以下のいわゆる健康無害説の話が出されました。これに対して、集まった村民からは非常に厳しい反応を出していたというふうに感じております。科学的根拠を持ち出す話だけでなく、被災者に寄り添ったリスクコミュニケーションが求められておりますので、飯館村におけるそのあり方についても見解をお示しいただきたいというふうに思っております。

以上3項目、6点について答弁を求めます。

村長（菅野典雄君） 7番 菅野義人議員のご質問にお答えをさせていただきます。

3点ございますが、2番目の村民に受け入れられる復興計画の策定についてをお答えをさせていただきます。

まず、1点目の復興計画の中長期的な視点に関するご質問でございます。までの復興計画につきましては、現在、までの復興計画推進委員会において検討をされているところでございまして、復興計画（第2版）の策定に向けて現在協議中でございます。

ご承知のように、昨年12月に施行されたまでの復興計画の第1版は、基本理念を「村民一人ひとりの復興を目指す」というふうに定めまして、命を守る、子供たちの未来をつくる、人と人がつながる、原子力災害を乗り越える、そして、五つ目がまでのブランドを再生するという五つの基本方針を掲げております。

までの復興計画推進委員会では、この基本理念及び基本方針に基づきまして、主に喫緊の課題について協議を進め、第2版の策定に向けて議論を重ねているところであります。第2版の主な柱になっておりますのは、村に戻りたい人、それから、戻りたくても戻れない人、あるいは戻らない人、それぞれに対し寄り添ってハード、ソフトの各種施策を講ずることや、民間活力の導入によっても話し合いが行われているところであります。村に戻りたい人のための施策としては、二枚橋地区に復興住宅や再生可能エネルギーを活用した村内拠点、雇用の場などを整備をするなど考えているところであります。なお、復興住宅は、ただの復興住宅ではなくて、人口減になった村の再生にもつながるような新しいスタイルを考えているところでございます。また、戻れない人のための施策としては、村外に復興住宅やキッズガーデンといいますか、子供たちの遊び場とか、若い親が子育てしやすい環境や子育て支援を考えているところであります。いずれにいたしましても、ハード、ソフトの両面から両方に対しどのような支援ができるのか、現在、鋭意策定中でございます。

なお、復興事業は除染の進みぐあいを見ながら順次進めていくことになりますし、帰村の時期を想定し、必要な施策を今から講じていかないと、いざ帰村を迎えても事業が間に合わないということもありますので、あらかじめ想定される事業を着実に進めていく必要があります。その意味からも、議員ご指摘のように、中長期的な視点に立った施策が望まれているわけであります。計画では、一時的な拠点としての役割を終えた後は、また別の目的に活用することをあらかじめ想定したり、あるいは村外の子育て拠点施設は地元の自治体と共有するということとか、あるいは一部、可能であれば村内にまた持っていくということなども検討しながら、復興の時間軸に合わせて施設の役割や機能を変更していくことも検討しているところであります。今後の村の規模につきましては、全村避難を経験した三宅村や山古志村の例にありますように、避難前の6割から7割程度になることが予想されますので、将来の人口予測なども踏まえて、後年度負担にならないような、そういう形にしていかなければならぬと、このようにある程度先を見ながら頑張って今施策を講じているところでありますので、多くのまたご意見などを取り入れていきたいと、このように思っているところであります。

次に、第2点目の新たな産業の構築のための体制構築でございます。

村の農地は、放射能物質に広く汚染されたイメージが広まっておりまして、農業の再生が大きな課題になっているところであります。村では、除染や放射性物質に対応して農業技術研究を進めるとともに、農地の新たな利用法として再生可能エネルギーの導入なども検討を進めているわけでありますし、また、新たな雇用の場というものを考えていかなければならぬというふうに思っているところであります。現在、国において求められています再生可能エネルギーの固定価格買取制度実施などにもらみまして、各地で民間企業の電力産業参入の報道を耳にしているところでありますが、単に民間事業への土地提供だけでは、単なる土地の草刈り場と化してしまうということも懸念されるわけでありまして、村といたしましては、再生可能エネルギーの導入に当たっては、いいじて復興公社、仮称ではございますけれども、こういうものを設立をいたしまして、民間企業であれ何であれ、村が一緒に関与することにより、そこから得られる収益を施設の維持とか、復興事業の財源とか、あるいは村民に還元できるような、そういう仕組みをやはりしっかりとつくっていかなければならぬと考えているところでございます。

3点目の村の将来を担う青年層への意見聞き取り、こういう質問でございます。村では、今申しましたように、復興計画（第2版）の検討に入っているわけでありますが、村民委員にも若手の方を選任をし、協議を進めていただきました。計画は6月末を目途に村に答申がなされて、この答申に基づきまして、までいな復興計画（第2版）を策定することとしているところであります。本来ですと、策定の前にパブリックコメントなどを受ける手順を進めるところですが、避難先が広範囲に広がっていることや住民の負担も考慮をいたしまして、今後予定している住民懇談会で説明をしながら懇談の中で村民各位の意見を集約をしたいというふうに考えております。その中で、特にご質問にありましたように、若い方たち、あるいはPTA関係者との懇談なども力を入れていきたいというふうに考えているところであります。村民ニーズも時間軸に沿って、また、賠償や除染の進みぐあいによっても変わるものと考えているところであります。したがいまして、村の復興計画につきましても、すべて固まったものではなくて、村民のニーズに合わせて、あるいは随時見直しを進めていくと、こういうことが大切ではないか。柔軟に対応し今後の施策に生かしてまいりたいというふうに考えております。

また、現在、集計をしております避難生活及び帰村に関する住民アンケートでも幾つか要望する施策を答えていただくような設問も設けておりますので、今後、クロス集計を行い、年代別や職業別の意向についても把握に努めてまいりたいと、このように考えているところであります。

他の除染とリスクコミュニケーションについては、それぞれ担当の課長のほうからお答えをさせていただきます。

以上でございます。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは1の効果的な除染の実現についてをお答えさせていただきます。ご質問の1点目と2点目につきましては、関連がございますので、一括でお答えさせていただきます。

まず、1点目の除染に向けた住民説明会ですが、去る5月9日から16日まで、平

成24年度に実施を予定しております12行政区において除染住民説明会を開催いたしました。説明会では、出席された村民の皆様からは、「空間線量の低減目標値は」、「家屋、農地、森林除染の方法は」、「帰村の時期はいつか」、「敷地内で放射能を浴びた廃棄物の処分は」、「建物、立木の賠償補償は」など、多くの意見・要望が出されました。村としては、これらの意見・要望に対しては、除染に対して切実な願いであり、村民がよりよい除染を期待しているものととらえております。国に対しましては、空間線量の低減目標値では、復興計画の中で除染の目標値として当面年間5ミリシーベルトを目指すことにしておりますので、目標値の年間5ミリシーベルトを目指すよう要求しております。家屋、農地、森林除染の方法は、住宅周りのいぐねについて、年間20ミリシーベルト以下でも、村民に安心を与えるために希望あれば伐採してほしいと要求をしております。また、敷地内での放射能を浴びた廃棄物の処分は、ことし2月ころからその対応を国に検討をお願いしてきたところでありますので、早期の除去を含めてその対応を要求しているところでございます。その他の意見・要望にも村民に寄り添った内容で国に対して要求・要望をしておりますので、きちんとした対応をしていただけるものと考えております。

2点目の同意取りつけのための重要なことでありますが、除染を進めるためにも説明会で申したとおり、各家庭ごとの除染方法の同意を得なければなりません。同意を取りつけるためには、説明会で出された意見・要望がすべて重要と考えております。特に空間線量の目標値、住宅まわりのいぐね伐採、敷地内の放射能を浴びた廃棄物の処分、除染の範囲などが重要と考えておりますので、現在、国に対してきちんと対応するように強く要請をしているところでございます。

以上でございます。

健康福祉課長（藤井一彦君） 私からは、効果のあるリスクコミュニケーションの進め方についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、リスクコミュニケーションを実施する大きな目的についてでございますけれども、放射線は色もない、においもない、そういうしたものでございますので、放射線とはどのようなものなのか。それから、どのくらいの危険性があるのか。危険を回避するにはどうしたらよいのかなどについて、正しく理解できるよう学んでもらうことだと思っております。また、放射線だけのリスクだけではなく、避難によるさまざまな健康リスクについても、あわせて学んでいただきたいと思っております。そして、避難生活を少しでも健やかに過ごしていただきたいと考えております。

村では、6月1日にアドバイザー、議会の代表、村民、教員、職員からなりますいいたて健康リスクコミュニケーション推進委員会を立ち上げたところでございます。推進委員会には、教育、一般、編集の三つの事業部会を設けておりまして、各事業部会が中心となってリスクコミュニケーションを企画、実施していくこととしております。

まず、教育事業部会では、子供たちやその保護者の方々、教員などを対象にしたリスクコミュニケーションを企画、実施をいたします。特に小さなお子さんを持つ保護者の方などを対象に心理カウンセラーなどによる1対1の心のケアや少人数での専門家との質問のやりとりをする場などもつくってまいりたいと考えております。

一般事業部会では一般村民を対象に仮設住宅や健康教室などで実施をするほか、専門家だけではなく、避難生活を過ごす心の持ち方など、心が和むような講演会なども開いていきたいと考えております。

編集部会では、教育部会や一般事業部会で実施をしましたリスクコミュニケーションを村民にわかりやすくお伝えするために、村民みずからが記事の作成や編集を行いまして、広報やタブレット端末、壁新聞などに掲載をして広く村民に放射線のことを学んでもらえるようにしてまいりたいと考えております。

行政区や新たな自治組織、PTAなどからご要望があれば専門家を派遣したいと思っておりますので、早目に役場にご相談をいただければありがたいと思っております。

以上です。

7番（菅野義人君） ここからは一問一答で再質問をさせていただきます。

最初に復興計画の策定についてですが、質問でも申し上げましたように、私、3月の定期議会でも若干議論させていただきました。いわゆる復興計画がどのようにしてより多くの村民に受け入れられるのか。その手法について私はもう少し工夫をしなくてはならないのではないかと。答弁の中にも、ある程度方針が決まってからパブリックコメントという形で実施していきたいという話でございました。しかしながら、私、この復興計画の中で一番注目されるべきことをやはりきちんと認識していただくというのが筋ではないかというふうに思っております。特にすぐには戻れない方、あるいはずっと戻らないというふうに考えている方に対して、どのような復興計画が役割を果たせるのか。この辺についての視点について、もう少し詳しくご答弁をいただければというふうに思います。再質問をいたします。

村長（菅野典雄君） 先ほど答弁の中にもありましたように、いち早く飯舘村は全村避難の例のある三宅島と山古志村の同時の村長さんの勉強会を開きました。いろいろヒントがあったわけですが、一番ヒントであり、ショックだったのは、6割から7割が帰村率だと、こういうことあります。飯舘村は、しっかりと地域づくりをしてきましたから、いや、冗談じゃない、もっと戻ると、こういう考え方もありますけれども、残念ながら、地震でも噴火でもなくて、放射能ですから、若いお父さん、お母さんが果たして子供のことを考えたら、そう簡単に戻るということは考えられないことも十分あるなという気がいたします。したがって、今ご質問をいただきましたように、飯舘村はそれをいち早く気づきましたので、いわゆる一人一人の復興を目指す、つまり、戻れない人もいると。その方たちにどのように村として対応していくかというのにやっぱりかなり重きを置いていく必要があるだろうなというふうに、こう思っているところであります。それがむしろ柱というふうに、大きな二つのうちの一つの柱と言ってもいいのかなというふうに思っています。

基本的には、村である程度はやらせていただくんですが、やはり一人一人の考え方、状況、環境、思いというものは尊重するというのが村の大切な姿勢だろうと、このように思っています。その上で、やはり、すべてそちらにお任せというわけにいきません。村としての責任もございますので、今のところ戻れない方に対して、国に対しては、いわゆるい

され帰村宣言が村であったときに戻れない人の不安を少しでもやっぱり取り除かなければならぬといふことで、多分、その後、賠償がいつ切られるんだ、住宅がいつからお金を払つていかなければならぬんだといふうになるはずであります。ですから、そのところをもう少し猶予期間といひますか、ソフトランディング的な考え方をやっぱり今から国ほうに示していただく、それが我々、大変な思いをしいているものに対する心に寄り添つた国の施策ではないかといふものを強く、随分前からお話しをしているところでありますから、幾らかなりとも考えていただいているといふうに思つてゐるところであります。

村のほうとしては、それ以上、やはり、国だけに頼ってはいられませんので、しっかりとやつていかなければならぬといふうに思つていて、村として、これからできるかどうか、あるいはやらなければなりませんけれども、できるだけ今のような状況の中で、できればまた村に近いようなところに、そういう戻れない人たちの復興住宅なり、あるいは一部アパートに対する助成なり、あるいは借り上げなりとか、いろいろなことをやっぱりやつていかなければならぬだらうといふうに思ひます。もちろん、そういうハードだけではなくて、ソフトの面で、いわゆる子供たち、親たちへの支援、あるいは福祉対策、あるいはいろいろな村の行事の情報を流させていただきながら参加をしていく。そういうことをしながら、たとえ、どこの町や市に住んでいても、やっぱり飯館村村民なんだという、その思いがしっかりと心の中に残るような形にしなければならないと、このように思つています。

現在、できる範囲でということで、子供たちに対して、子供たちがこういうときでありますから、余り気持ちを小さく持たないようにということで、海外研修を初め、いろいろ多くの人たちの支援をいただいて、子供たちの体験学習といひますか、一部のびのびと過ごせる時間を多くとろうとしているところでありますけれども、それもすべて、これまで一貫して転校生にも声をかけてきてるところであります。必ず、幾つかの、何人かの転校生がその中に入ってきてるところであります。そういう形で、子供たち初め、できるだけハード、ソフトの施策を考えしていくというのが、戻らない方あるいは戻りたくても今は戻れない方への対策といふうに考えています。まだまだあるだらうと思ひますので、ご提言いただきたり、あるいは先ほどの委員会の中から、もう少しいろいろな形が出てくるのではないかといふうに思つています。

なお、一番大切なことは、村の中ではなくて、村外でありますので、いかにその自治体とのあつれきのないような形を頭の中に入れしていくというのが非常に私は大切だというのが、この1年半近くの避難生活で改めて感じたところであります。ただ、ただ、こちらの言い分だけをやっていきますと、たとえそこに住んでいる人たちが必ず大変な思いをすると、こういうことだらうと思ひますので、どこの町、どこの市であろうと、やはり、その自治体との協調関係、協力関係といふものをしっかりとつくっていく。その中で計画を進めていくというのが大切なんだろうと、このように思つてゐるところであります。

以上であります。

7番（菅野義人君） 村の復興計画のベースとして、今は、懇談会の中では、単に帰ることだ

けの計画だというふうな批判、随分ございました。そういう点から、今回の検討されている内容が、帰ること、あるいは帰村に向けての復興計画だけでなく、直ちに帰れない人、あるいは飯館村に帰ることを断念せざるを得ない方についても及んでいくというふうな話で今ご答弁いただきました。一人一人の復興について向き合っていくというふうなお話でございました。

今回の災害以降、私たち飯館村あるいはその方針をめぐって非常に國の方針とやり合わなければならない。もちろん、財源的にも、権限的にも、國の意向というものが非常に大きく我々の将来に左右してくる。そういう点からいいますと、いわゆる今の政府は、飯館村の復興に関して言えば、帰村することを前提にさまざまな予算措置、事業を取り行おうとしている。これは私、國の方針としてはそういうふうに感じていますし、事実なんだろうと。そういう中で村が一人一人に寄り添った計画を推進していくためには、この財源の確保、事業の確保等についてさまざまな困難が予想される。そういう中で、今、村長が別な意味で、ほかの市町村との協調関係というお話をありました。例えば大熊町、浪江町、すごい高線量の地域はやはり移転せざるを得ない。そういう住民と、あるいは自治体との連携というものも、この点に関して私は模索する必要があるんじゃないかというふうに思いますが、所見を伺うものであります。

(菅野典雄君) 確かに、私、一番最初、避難のときに集落ごと何とか避難させられないかという話をしました。残念ながら、それはかないませんでした。つまり、できるだけ、やはり、子供を持つ家庭とか、あるいは線量の高い方たちは先に避難させなければならぬということと、もう一つは、職員などが一生懸命一人一人の要件を聞いてくれて住宅を探してくれたということです。例えば、お年寄りの方がいれば、2階より1階ではないかとか、あるいはもうちょっと広いところとか、狭いところとか、こういう話であります。したがって、基本的には、一人一人にできるだけやっぱり寄り添うということが、避難においても飯館村はしてきたんだなというふうに思っています。結果的には、いわゆる集団でといいますか、地域で避難というわけにはいかなかつたんですが、それは人それぞれ考え方があるだろうと思いますが、私は、村としては決してベストではないけれども、ベターにやった避難ではなかつたなという気がします。

そう考えますと、これから帰村についての考え方でありますけれども、どこかにまた集団で大勢移転しましようという話、ということは、またこれがそこに必ずやいろいろな大変さが、個人個人の思いが入ってくるのではないかという気がします。ですから、我々としては、いろいろなケースを用意をさせていただいて、できるだけ、やはり、皆さん方の希望に沿う形に、100点にはいきませんけれども、するという形なのかなというふうに思っています。

今までの経験の中で、やはり、その自治体とどのようにするかということで、今までいろいろ村としてはいろいろな経験をしてきました。したがって、特に村外に子供たちを持つお父さん、お母さんが、少しでも大勢残れるような、入れるような、そういう拠点ということになりますと、そこをどういうふうに自治体と協力をし合っていくかというところに非常に難しい問題があるなという気がします。自分の村であればその辺は説得はでき

るわけですが、ほかの自治体でありますので、非常に難しいところがある。でも、道は、私は必ず開けるというふうに思っています、今、一つの提案としてこんな場所でこういうことを一緒にできませんかという提案をしているものもございます。そこがうまくいくかどうかは、これからこういう計画が上がった時点で、村民などに、あるいは議会などに意見などを聞かせていただきながら精力的に進めていきたいと、このように思っているところであります。

以上であります。

7番（菅野義人君） 復興計画の中長期的な視点が必要ではないかというふうな私の質問の趣旨だったんですけども、当然そういう視点が必要だというふうなお話で答弁はいただきました。

今、検討されている推進委員会の中で、まだ中間的な報告ではありますが、その資料をいただきまして、数点、感じたことがあったんですが、今、時間軸で段階的に検討していくという考え方で、こういうふうに示されていますね。第1段階として、居住環境だけじゃなくて、農地、森林を含めた村全体の除染を考えていくんだと。第2段階として、除染と並行して公共施設や地域コミュニティーの復興あるいは村内の拠点施設の新までのいの村の整備をしていくという、この表現の仕方、第3段階として、村と村民の完全復興という話があります。私、この第1段階として取り上げている農地・森林の除染というのは、時間軸で考えますと、いわゆる第1段階で取り上げるのは無理があるのではないか。時間軸で考えれば、農地・森林の除染というのはやはりある程度時間がかかる。それは我々の要求からしますと一刻も早く除染をしていただきたいという要求は今後ともしていくますが、むしろ、もっと中長期的な視点でこの第1段階をとらえていかないと、私、村民の意識の中からずれが出てくるではないかなというふうに思っているんですが、ちょっとこの辺のことについて所見を伺います。

村長（菅野典雄君） ご指摘のとおりであります。

実はきのうの第6回の復興推進委員会でその辺がかなり出てきました。いわゆる、確かに除染をするというのに関して、飯館村は、とりあえずという言い方はどうかわかりませんけれども、居住空間を、そして、その後、農地を、そして、長期的に山林をという話であります。人によっては、あるいは自治体によっては、山からすべきではないかという話もあったわけでありますけれども、この村の計画が、国のはうはやっぱり飯館村の考え方か、一番妥当という形ではないでしょうかけれども、現実的かなと、こういうことで一致をして今進めていると、こういうことではないかなというふうに思っています。したがって、除染については、やっぱり、もっともっと長期的な考え方で、国のはうがこれから長い間こつこつと、一度やったからそれでいいという話ではない形をとってもらわなければならないと、このように思っているところであります。

したがって、どういうふうに整備をしていくかということ就可以了けれども、今回の避難区域の見直しというものは、我々にとっては非常に耐えられない話がありました。除染もしないうちに分けをするのか。あるいは、それに対して、また三つに分けて村を三分割するのかという話でありますけれども、当然、そういう思いもありましけども、こ

の避難区域の見直しが、いわゆる復興のほうにも幾らかなりとも考えた中でつくられた制度なんだろうなということで、精力的に住民の皆様方とお話し合いをして、今回、決定をしたところあります。そういう意味からすると、今回は、これによって公共施設、いわゆる役場なり、あるいは銀行なり、郵便局なり、医療機関なり何なりが、帰っていくときにほとんどそういうものが整備をされていく。そういう中に戻っていただきたいという形になるのではないか、なるべきだと、こんなふうに思っているところであります。

したがって、時間軸でという話、もうちょっと、やはり、いろいろ精査をしていかないと、なかなか住民に説明のときに難しいのではないかという話、きのうの委員会で出たところですので、もう少し、今ご質問をいただいた趣旨に沿えるような、あるいは理解できるような形に直させていただくような形になるのではないかと、このように思っているところであります。

以上であります。

(○)

7番（菅野義人君）　復興計画について、答弁の中で、いわゆるパブリックコメントについて答弁もいただきました。質問の中で申し上げましたように、今回の復興計画、私は飯舘村、今、全村避難をしていますが、避難をしているすべての村民にとって、この将来にとってかかわってくる大切な計画だというふうに考えております。もちろん、重要なテーマについて今推進委員会のほうで精力的に検討いただいているというふうに認識はしておりますが、いわゆる避難している村民にとってみれば、自分たちのあしたがこの復興計画とどのようにかかわるのかという点で非常に关心もあるし、また、ある面では理解も求めいかなければならないし、協力もいただかなくてはならない、復興のためには。ということであります。

(○)

そういう点で、この制定がいわゆる今月下旬をめどにするというふうなお話で、以前ありましたが、私は、村民とのいわゆるパブリックコメントを考えますと、いわゆる素案が固まった段階で、何らかの意味で、それは行政区ということもありますかもしれません、年代的なものもあったり、あるいは今後の将来を考える方々の立場の違いであったり、そういう方々によっていわゆる意見調整を図る、そのような作業がないと、多くの村民に受け入れられるような計画にはならないというふうに私は心配しているものです。それがそういうふうになってきますと、いわゆる復興についての力も集まらないし、理解も得られないということになりますので、その辺の時間的なものもありながら、パブリックコメントのとり方について、もう少し深い議論をしたいというふうに思います、それの認識について、まず伺っておきます。

村長（菅野典雄君）　全くおっしゃるとおり、そこをやはりきちんとといかななければならぬというふうに思っていますが、いかんせん、なかなか意のとおりにできないというのもあつたりして、じくじたる思いをしているところであります。

第1版、第2版という話をさせていただいたのも、まず、3版も、4版もあり得るということを、まず一つお話をさせていただければと思いますし、それから、細かい計画が上がってくるわけであります、ハード、ソフト。それをできれば村民の皆さん方にチェックをしていただきながら、これは必要なのか、不必要なのか、あるいはどうなのか、そんな

ことがわかりやすくチェックができるような、そんなものも今のところ考えているところでありますので、思ったようにはいかないかもしれませんけれども、皆さん方の自分たちの将来としてかかわれるといいますか、私たちの意思が村の大切なところにつながっていると、こういうような状況をつくっていかないと、この難局はやっぱり乗り切れないんだろうなど、このように思っています。いずれ、その形を議会のほうにも出させていただきたいというふうに思っていますし、まだまだ、それでいいとは思いませんので、また、多くの皆さんから、こういう手法で村民の一人一人がこの復興を自分のこととして意思表示をしたんだと、こういうような形になれるようにいろいろ考えていきたいし、努力もしていきたいというふうに思っております。

以上であります。

7番（菅野義人君） 2の2で質問しました新たな産業の構築についての取り組みについての答弁をいただいております。答弁の中で、いいたて復興公社を設立して、取り組んでいきたいというお話をございました。新産業の育成あるいはその研究等については、議会等も再三、先進地の視察をして、何とか村の、村民のこれから生きるすべてになるようにということでかなり勉強させてもらっています。（ ）

ただし、いわゆる新エネルギーにしても、あるいはバイオマス、あるいはバイオエタノール、太陽光、風力、水力、いずれにしましても、まだまだ技術的には未熟な部分がありますから、多額の財政の投入がないとなかなか運営ができないものがあったり、そんなこともありますし、一方では、民間のほうからさまざまな提案も受けながら今の状況の中にいるということです。もちろん、振興公社を復興公社ということをつくって、この中で取り組むということは、実施の段階では私は必要なんだろうと。ただし、今から、どういうものが課題で、どういうものが飯館村の再生に向けて必要なのかという検討を進めるためのいわゆる体制をつくる必要がある。そうでないと、やはり、戻ってから、じゃあ、それを開発しましょうという話では、とうにそれは遅い話になってくると思う。そういう点での体制つくりについて、再度、所見を伺いたいと思います。（ ）

副村長（門馬伸市君） 新たな産業の件でありますけれども、きのうも推進委員会の中でいろいろ話題になりました。復興公社、仮称でありますけれども、やはり、村がすべて事業主体でこれだけの事業を推進していくというのは当然ながら無理がある。しかば、復興公社でいいのかというのもいろいろ問題があります。以前、80年代後半から90年代前半にかけて、第三セクターが大はやりがありましたけれども、それはすべてほとんどだめになりました。なぜだめになったかといいますと、やはり、行政、それから、各関係機関団体というものが公の機関がほとんど入ってやっていました。そこで、民間も入っているんですけども、民間の自由がきかない。そういう形でほとんどの第三セクターが経営がおかしくなっていった。私たちを考えている復興公社的なものは、公設民営は国の補助とか何かの絡みもあっていろいろ縛りがあります。事業主体が村、自治体でないとできないとか、あるいは特定の団体でないとできないとか、そういうものがあります、縛りがありますので、そういう意味では、公設民営という形で、前のような、第三セクターのように各種団体が集まってということになりますと、当然、民間も入ってもなかなか自由裁量権がない

わけです。ですから、今考えているのは、施設は村でつくりますけれども、後の運営、維持管理、運営といいますか、それはある程度、特定のそういう民間団体に任せてやっていくと。こういうことになると、後のおかしくなったときにすべて自治体にしづ寄せが来ます。ですから、そういう後々のリスクも考えながら、そういう手法をとっていくべきではないかと、こんなことでの協議をしております。

ただ、これから話でありますから、いろいろ協議しなければならない、検討しなければならないことはいっぱい出てくるというふうに思います。それは、今の自然エネルギーにしろ、バイオマス発電にしろ、そういう形態であります。大きな事業ですね。その他産業としては、今までの、例えば農業一つとてみましても、土地利用型の農業というのは当然ながら難しいというふうに私個人としても理解しています。ですから、集約型の農業をやっていかないと、これは産業にはつながっていかないのではないか。自家菜園的なものはそれでいいと思いますけれども、産業として興していく場合には、土地利用型から集約型にかじを取っていくと。その作物についても、いろいろ議論のあるところもありますけれども、食べ物はだめだとかという人もいますけれども、決して、そなばかりではないと思います。ですから、植物工場的なものも当然考えていかなければならぬし、土を直接使わないような、そういう栽培方法も、今いろいろ取り組んでいるところも、あるいは成功しているところも多々ありますので、とにかく、農業一つとてみても、従前型に戻っての農業というのは非常に難しいと思っていますので、そういう意味では、いろいろな方々の意見を聞きながら、村の復興再生に向けて十分協議していかなければならぬのかなと、こんなふうに思っております。

7番（菅野義人君） 恐らく、今までいろいろな村の産業の振興の政策をやってこられて、そのご苦労を肌で感じてこられて、リスクを回避しなくてはいけない。それはそれで行政のリスクを回避するというのは、私はそういう点では民間のほうで力を尽くしてもらうと、そういう考え方は賛成なんですが、何せ新しい産業なんです。そして、今避難されている村民の方々は、「じゃあ、村が戻るといって、私たちはどうやって生活すればいいの」というふうな質問がどの会場でも出されます。そういう点からしますと、どういうふうにそれを進展するか。具体的な、公社をつくって、行政のリスクを抑えてという話ではなくて、方向性は、まず、これは行政が責任を持って検討をしていかないと、窓口を一本化図っていかないと、私はなかなか道は開けないだろうという点から質問をさせていただきました。そういう点で、再度、答弁を求めます。

副村長（門馬伸市君） 全くそのとおりだと思います。ですから、村民のためのそういう事業につながらないと、決して成果は出てこないのかなと。一民間のところだけでという話ではないというふうに思っていますので、すべて目的は村民のため、頭に來るのは村民のためにどうつながっていくかということだと思いますので、その中で雇用の確保なり、そういうものが出てくるのではないかと、こんなふうに思っております。

7番（菅野義人君） 先にいきます。

除染について答弁をいただきました。冒頭、質問の中で申し上げましたように、飯館村がこれから国とどういうふうに向き合いながら、村民にとって必要な除染を、あるいは望

まれる除染を実現するか。これは一番、今抱えている大きな課題だなというふうに認識して質問をいたしましたわけですが、いわゆる説明会で出された要望等については、目標線量の設定とか、それから、森林の除染とか、財物補償とかという意見が出されたという答弁をいただきました。それから、これからどのように生かすんだということについては、防風林、いぐねの木を何とか除染できるように要望していくんだと。それから、同意に当たって重要な点はということで、出された要望がすべてが重要であるという認識を持っていると、国に強く要請していきたいという話で答弁をいただきました。

ちょっと、除染、これから非常に大きな課題あります、ちょっと、再質問の中で、細かい議論をせざるを得ないんですが、今回の避難地区の見直しに当たりまして、特に線量の高い地区から、いわゆる行政、村に対する要望がございました。その中で、除染に関するものも多少あったように私思って、この対応が、まずは村としては非常に急がなくてはいけないのかなというふうに思っています。例えば蕨平からは、航空機モニタリングで積算10ミリ単位の結果をA1のサイズで示してくれと。国のモニタリングは余り大ざっぱ過ぎて、やっぱり不信感を持っているということなんだろうと。それから、比曽のほうからは、高線量地域を先に除染してくれ。あるいは除染目標をもっと下げてくれ。土地の除染目標を1,000ベクレル以下にしてくれと、これは森林も含めて。そんなふうな要望が出されています。これらについては、喫緊の課題でありますので、具体的に除染ということと関連して、どのようにこたえていくのか、見解を求めます。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回、住民説明会の中、また、区域見直しの中でも、いろいろ除染についてはご意見・要望等をいただいております。線量の部分、今回、区域見直しで20以下、20から50、それから、50以上ということで、大ざっぱな部分だということで、確かにご意見等をいただいております。村としましても、そういう線量の部分については、今現在調査している部分を何とか生かしながら、村としての対応はしていきたいというふうに思っております。また、国のほうにも、そういう質問があった際に、多分、回答についてはなかなか難しいというような話の回答だったかというふうに思っておりますが、できるだけ、線量の区分けの部分を細かい線量の区分けにしてもらうような形で今後要望してまいりたいと思います。それから、具体的な例として、比曽行政区さんからありました、先にやってほしい、それから、農地について1,000ベクレルという部分であります、24年度に実施するということで計画をしております。そういう中で、国のほうと協議できる部分でありますので、できるだけ要望にこたえていければなというふうに思っております。今の答弁につきましては、先にやってほしいという部分であります、土地の1,000ベクレルという部分は、これにつきましては、村としましても、除染計画の中で農地については1,000ベクレル以下を目指すというような項目を設けておりまして、村としてはそこを目指していきたいというふうに思っております。ただ、国のほうが、それは目標値を出していないという部分がございますので、今現在の知見でありますはぎ取りの部分で調査等をきちんとモニタリングしていただいて、それらに近づくようにというふうに思っております。ただ、農地のはぎ取り、一回やるとなかなか、その後の部分、石が出てくるとか、そういうことがありますので、24、25で農地をやった際、どうしても下がらない部分

については、そこをまた違う方法で何かやっていただくとか、そういう部分で協議をしていければなと思っております。

以上であります。

7番（菅野義人君） 最初の答弁の中で、懇談会の中から出された議論の中に、山林除染、いぐねの除染という話があって、答弁としては、これからも国ほうに一生懸命求めていきたいというお話をございました。私も何回か、この説明会に出させてもらって、強く感じたことは、もちろん、当然、私たちも国といろいろ議論していますから、その内容等についてはよくわかっているんですが、特に強く感じたことを申し上げますと、いわゆる飯館村が言ってきた住環境の除染と、国の言う住環境と村民の住環境は、私はかなり違うのではないかというふうに感じております。ある地区では、住環境ではなくて生活環境として見てくださいというふうな要望もございました。いわゆる単に飯館村のうちが、宅地と母屋だけのうちではなくて、いわゆる畠があったり、山林があったり、さまざまなもののが自然と結びついている。そういう点からは、やはり、住環境そのものの認識の違いを私はこれから埋める必要もあるのではないかと思いますが、その辺についての見解があれば。

○  
復興対策課長（中川喜昭君） おただしのとおりであります、住環境、村としましては、昨年、懇談会のほうでお話ししてきましたとおり、除染計画書の中でもうたっておりましたように、住環境という分には、居住、建物ですね、住んでいる建物、それから、農地、裏山というイメージの住環境ということですが、国ほうの住環境というのは、都会的な発想であります、本当に自分が住んでいる建物があって、それから、車庫があって、それから、芝生が植えてあるというのが住環境というイメージでございます。村の住環境というのは、先ほど言いましたように、そのほかにも納屋があったり、畜舎があったりという部分で、それが先ほどの居住空間というイメージでとらえているところでございます。村民の方々からの声としましても、できれば敷地内という部分がありました。そこには畜舎があったり、いろいろなものが敷地内にあるということで、村としましても、国ほうには、住環境という言葉はそういう敷地内、生活環境のイメージだよということで話をしております、今回の現地調査の中でも、敷地内というものを、それから、周りの農地、それから、裏山、いぐねを含めた裏山も住環境というとらえ方で調査をしてほしいという要望をしているところでございます。

○  
村長（菅野典雄君） 今の質問にちょっと補足をさせていただきたいと思います。

我々のふるさと、本当に農業の村が汚染されたわけであります、去年の3月、4月からずっと、まず、除染の実証田、実証村にしてくれという話はずつとしてきました。したがって、かなりのモデル事業はほかの自治体の何倍も入らせていただいているというふうに思っております。ただ、それを見て、まず村としては、国の除染に関する考え方は非常に甘い、軽いという話はずつと言ってきましたし、村民のほうは「あんなことで下がるのか」という話が出てきている。こういうことでございます。したがって、これからも除染に対して、かなり国と向き合っていかなければならないなというふうに思っています。

先ほど質問がございました高いところ、実は、国が出した今度の区分けでは、低いところは急いで除染をして早く帰れ、高いところは当分帰られないから、除染は後回しだよと

いう話です。そんなことは絶対に私は聞き入れるわけにはいきませんということで、村独自の除染計画をつくって、おおむね2年で高いところも一緒に除染をしていただく。つまり、高いところの除染をしていただくために、村で独自の除染計画をつくって、これを認めろという話で、今、認めさせていただいて進めている。こういうことでございます。

実は、今お話をありましたように、いわゆる今何地域か除染のプログラムづくりに皆さん方の了解をいたたいて入っています。けさも議会前にかなり激しくやりとりをしてきました。まず、モデルが1件でも、2件でも、出たのならばこちらにその資料を寄こしてください。それが住民の理解を得られるプランなのかどうか、そこをきちんと見て、「これではダメですよ」とか、「これだったならばこういうふうにわかりやすくしたほうがいいんじゃないですか」とかということができるので、という話をしました。ですから、確かに、あるところでは後手に回っていました、あるいは彼ら言ってもなかなかわからないというところもあるかもしれません、村としては、担当、全勢力を向けて、除染が少しでも皆さん方にとて、やってもらってよかったですという話に進めていくつもりであります。今、大体4地区ぐらいが、半分ぐらいがいわゆる除染計画がつくり終わったということなんですが、どんな除染計画をつくって、これから一戸一戸に入って判断をもらうのかというのを全くわからないで、我々が住民の説明会に入って、また、矢面に立たされたり、住民の不安をあおる話ではないだろうと、そこら辺はどうもやっぱり我々の住民と直接向き合っているところと、ワンクッシュン、ツーカッシュン置いているところとの違いがあつて、違いかあるからといって我慢はしていられませんので、精力的にその辺、かなり言い合いをしながら、前方といいますか、いい方向に向かって進めているということを補足をさせていただきます。

7番（菅野義人君） 村長から答弁いただきましたので、もっと基本的な村の取り組みのあり方について、ちょっと政策議論したいと思います。

先ほど、国の除染に関しては、かなり向き合っていく必要があるというお話をございました。今、お話の中にあったように、5月の末付で、環境庁福島再生事務所からの文書が各うちに入っています。「除染に向けた現地調査の実施について」というふうな通知でございます。差出人は、環境庁福島再生事務所浜通り北所長さん、飯館村長さん、連名であります。これはいわゆる除染のモニタリングと、それから、事前の調査のために5月31日から6月29日の1カ月間の間に敷地内に入るというふうな断りの文書なんですね。本来、これは飯館村長と連名で出すのであれば、時間が許すのであれば、やはり、地域の人たちがこの調査にぜひ立ち会ってくれ。そして、どういう調査をするのだから、ぜひ一緒になって見てくれというのが、やっぱり村がやるべき仕事なのではないでしょうか。私はそういうふうに思うんです。この文書を見たとき、立ち会いを求めているわけでもない。ただ、この期間入りますという断りの文書だけ。たしか、4月末の本格除染スケジュールの中には、いわゆる敷地内の立ち入りの了解取得ということで、家屋及びモニタリング調査に対しては住民が立ち会うというふうな工程が示されておりました。これは案ですからね。これは変更したと言われればそのままなんですが、こういうふうにして、当初は恐らく村民参加というものを私は村としては考えていたんだろうと。だけれども、この事務処

理はそういうふうになつていなか。もっと細かく工程を示されるのであれば、恐らく、住民の方が行って、やはりきちんとその調査について立ち会いをする。だけれども、その道もふさがれてしまった。

それから、もう1点あります。いわゆる、今、非常にこれから国と向き合うという部分で、村の姿勢が、私は村民に出している広報について、どうもその姿勢があらわれていないなというふうに思います。非常にわかりやすい内容で淡々と事実は伝えておりまし、非常に理解しやすい。1カ所、独自に掲げた目標線量については太字で書いてありました。しかし、これからより多くの村民が期待されるような除染を目指すときに、村が何をしようとしているのか。どういう課題があるのかということまで、私はやはり村民に伝えていく必要があるんだろうというふうに思います。ただ単に決まったことだけを報告するといった形だけでは、国の広報としては私は100点満点をつけたい。ただ、村の広報とすれば、やはりそういうところまで言及して取り上げていく。それが、これから、ある意味では、本当に国と向き合うときに村民の力をかりなくてはいけない、そういうときに力を引き出すような村の取り組みにはなつていいのではないかというふうに心配をしております。

この2点について、私はすぐこういうことができることだというふうに思っていますので、所見を伺えればというふうに思います。

村長（菅野典雄君） 除染について、二通りございます。つまり、我々のような避難をしているところは国直轄事業ということです。それから、そうでないところはそれぞれの自治体が判断でいろいろな形を動いて、後でその経費を国に請求する、東電に請求すると、こういうことなのかなという気がします。そういう意味からすると、責任を持つてもらうというのは、国が、当然といえば当然ですが、残念ながら、課題が山積みになったということは、直ちに私も、そして、議会の皆様方もわかつていただいて、これではダメだと。国がただ、ただ責任を持ってやりますというのは、聞こえはいいけれども、我々はただ口をあいて待っているだけではどうしようもないのではないか。そんないい除染ができるはずはないということで、必死に議会ともども国に対応を求めて、いわゆる除染について我々がある程度かかわれるような予算を独自につくっていただきたい。多分、ほかの自治体はまだそれをやっていませんが、飯館村はやった結果、要望した結果、委託費ということで出すということがかなりの大変な中で出てきたということです。その中の大きな一つに、住民の皆様方ができるだけ自分のうちの除染をやるときに立ち会っていただく、そこがやはりいい除染につながる。こういうことで、今、国のほうとそこら辺の協議を、けさもそのところをしたところでございます。

いろいろな立ち会い方があるだろうというふうに思います。一つは、今言ったように、調査に入るとき。それから、これから本当は調査に入って、あとは判子をもらいに第三者が入るということだったんですが、皆さん方からの意見で、もう一度、我々は住民の皆さん方に大変でも集まつていただいて説明会をした上で、皆さん方のところに第三者が入つて印鑑をもらう。こういう形になるのかなというふうに、こう思っています。そして、その後、了解をもらった上で行政区単位で除染に入っていくと。こういうことでありますので、どこで住民の皆様方に立ち会ってもらうことがいいのかということです。

てということ、あるいは、場合によっては一部参加をしながらということも考えるわけですが、いろいろ考えたあげく、一番大切なのは、除染に人が、業者が、除染する人たちが入ってきたときに、やはり、どんな除染をしたのか、どうなったのか、ここはどうなっているのか、そこを見ることが一番かなと、こんなふうに思ったものですから、国のはうはとりあえず、調査を進めるのに、できるだけ早くするのに、そこは立ち会っていただかなくてはという話をしたものですから、せめてということで、私のほうはいつからいつまで、どこどこの地区に入りますから、その連絡は何とか急いでやらせていただきますので、一軒、一軒の、そのうちに何時何分に入りますというまでにはちょっと難しいようですから、ご理解をいただきたいという話をさせていただいたということでございますので、これから、できるだけ、皆さん方が立ち会ったり、あるいはある意味では、一緒にできるようにしたいと思います。すみません、長い時間。広報については、全くそのとおりであります。ここ二、三日も国のはうの話を言うだけではなくて、我々の大変な思いをやっぱり広報に伝えていかなくてはだめだと、こういう反省をしましたので、これから意を用いて、気をつけていきたいと思います。

7番（菅野義人君） 大分時間が押してまいりましたので、恐らく最後の質問になるかと思いますが、国との向き合いの仕方の中で、私、ちょっと、余り得意ではないんですが、今、国が直営でやろうとしている除染の仕方あるいは除染の方法について、除染特別対策措置法、除染特措法があります。この条項についてちょっと確認をしながら村の姿勢についてただしていきたいというふうに思っております。

先ほど村長が言ったように、村が除染特別地域の指定を受けて国が除染するということは、特別措置法に関するものだと。国の責任としてそれをやるんだというのは明示されています。地方自治体もそれに対して適切な役割を果たすということも明記されております。ただし、一つ、私、十分にこのことは認識しなくてはいけない条項があるんです。当該地域の自然、社会的条件に応じて適切な役割を果たすものとするという条項があるんです。単に飯館村は国の施策への協力をするのではなくて、当該地域の自然、社会的条件に応じて適切な役割を果たす。私、このことは、これから村が国に対して向き合ったり、あるいは要求をしていったりするときの法的な根拠になるんだろうというふうに思います。国のやろうとしていることは、飯館村の自然的、社会的条件に即さないではないかというふうな私は要求の仕方をやはりこの法的な根拠の中していく。ある意味では、この法律における地方自治体の意見の発表というのでしょうか、吸い上げ方、上げ方については、これ以外の規定はないんですね。基本方針について、国が地方自治体の長と協議するという条項はありますが、それ以外、じゃあ、どうやって、我々村が国に対してものを言っていくかという法的な根拠がない、残念ながら。ですから、この当該地域の条件に合った施策を通じて協力をするという条項を私は盾にするしかない。そういう点で、これから国と厳しく向き合うしかないのではないかというふうに私は思います。まさしくこれは国がいろいろな点で実態をつかんでいない。あるいは予算的なものもある。そういう中でこれから戦いをしなくてはいけません。そういう認識について最後にお伺いをいたします。

村長（菅野典雄君） 改めてその辺のところをお話で勉強させていただきました。まさにその

とおりだというふうに、こう思っています。この条項をできるだけ最大限に生かしていきたいと思っています。ただ、国に対する村の姿勢、あるいは国との交渉の仕方、非常に飯館村は甘いのではないかと、かなり声は聞いておりますが、私、それぞれ見方ですけれども、少なくとも、かなり必死に公のないところではやって、村に、いろいろな村民の立場の条項を、あるいは事業など、予算などを入れさせてはいただいている。ただ、それで満足というわけではない。これからも必死に村民の立場で向かっていきたいというふうに思っています。

以上でございます。（「終わります」の声あり）

議長（佐藤長平君） 6番 佐野幸正君。

6番（佐野幸正君） 第5回村議会定例会において3点について一般質問をいたします。

第1点目は、10月に行われる村の将来を決める村長選挙について伺うものであります。

菅野村長は平成8年10月に多くの村民の支援を得て4期16年間、村長として村を牽引してまいりました。この間、菅野村長は、提案と対話で築くフレッシュ村政、実感、住みよさ第一の村づくり、暮らしと命を支えるライフサポート行政、までいライフをスローガンに、まず、若妻の翼を初めいいたて発未来への旅、特別養護老人ホームの開設、村への通信簿、海洋アドベンチャースクール、愛の句碑事業、そして、第5次総合計画におけるまでいライフ事業、合併でなく自立の村づくり、いいたてまでいクーポン事業、パパクオーター制度等の子育て事業等、数え切れないくらいの事業が行われており、村民が全国に誇れる村になってきております。

だが、前年の3月11日の東日本大震災が起き、東京電力による放射能汚染により全村民が村外に避難を強いられています。帰りたくても帰れない、自分の思いどおりにならない、話し合う人が近くにいなく寂しい、仕事がない、畠仕事ができないなどで不平不満がわき出てきております。国、村、村長への不信が起きております。村民のあらゆる要望は実現できぬとは思いますが、村民の多くは早く帰村し、早い村の復興を願っております。飯館村再生、復興のためにも村のかじ取り役をやっていただきたいと。そして、力強い村づくりをしていただきたいと思っております。

来るべき10月の村長選挙に再度出馬され、村民とともに再生する飯館を築き上げ、日本に、そして、世界に発信する誇れる飯館を自立するためにも、菅野典雄、決意をしていただきたいと、このように思っております。

2点目は、農地の除染についてであります。

家屋、屋敷は2年で除染しますと、村、国で言っております。だが、村民の多くは、住むところだけ除染をしても、食べるもののや換金作物ができなければ村や家に帰ってもどうしようもない。このような声が多くあります。せめて、自家菜園ぐらいは早く除染整備すべきだと思いますが、まず、農地は5年で終わるという除染工程表、除染の方法、除染の目標値をどのように考えているのか、伺います。

3点目は、農業の再興についてであります。

食料としての作物は100ベクレル以下が基準であります。だが、飯館でつくる作物は風評被害等により、生産はできないと思っております。我が村は農業生産なくして成り立ちま

せん。農業再興に向けた工程はどのように考へているのか、伺うものであります。

また、どんな土地で何をつくれば放射能は幾ら出るのか、出ないのか。どんな物質を施せば放射能を少なくすることができるのか。いろいろな組み合わせをすればよいのか、やはり、試験栽培をやってみなければわからないと思っております。また、試験栽培の数が多いほど結果が出せるとも思っております。だが、村の試験栽培は非常に点数が少ないと思っております。村の取り組みについて伺うものであります。

村長（菅野典雄君） 6番 佐野幸正議員のご質問にお答えをさせていただきます。

第1点目は、10月の村長選挙についてのご質問がございました。お答えをさせていただきます。

村民の負託をいただき、第5代飯館村村長の職に就任してから大小さまざまな判断や決断をしてきたところであります。常に、村民の暮らしが少しでも向上するように、自分の生まれ育ち嫁いだ村が一步でも前進して、一人でも多くの方がふるさとに誇りを持ってもらえるようにしたいものとの強い思いをもって職務に当たってきたところであります。思い起こせば、その最も大きな決断、そして、判断は、市町村合併問題ではなかつたかなと思っているところであります。もし、仮に合併していれば、今回の原発事故によるこの災害に当たり、村はどのようになっていたのだろうかと思うとき、仮の話でありますから、何とも言えないことではありますが、村の責任者としての、村にとって、村民にとって、最大の判断、決断をさせていただいたと思っていいるところであります。今回、それ以上、いや、それ以上などと言えるものでもない大災害、岐路に村は立たされてしまいました。みんなでつくり上げてきた飯館村ゆえ、悔しくて、悔しくてなりません。また、大変な思いをしてもらっている、不安を抱えている村民のことを思うとき、心が痛んでなりません。このような災害への対応の中で、この1年3ヶ月、事が事だけに、100点満点の判断ができるとは到底思えません。しかし、議員の皆様にその都度助けられ、村民の皆様のご協力、ご理解をいただき、よりベターな判断に一歩でも近づくよう、職員ともども必死に方向性を切って事に当たってきたつもりであります。皆さんのご協力にもかかわらず、残念ながら、まだ道半ば、いや、道半ばというよりは、これからが本番であり、正念場であると思っています。

任期を10月に迎えるに当たり、自分の進退、どうすればよいのか。佐野議員のご質問をいただきながら、真剣に自分の心に問い合わせてきたところでございます。後援会からは、以前から、続けていただきたいという要請の声はありましたし、先日は再度の出馬要請書を手渡されたところでございます。これまでの災害に対する対応や対処、そして、国や県、さらには多くのつながりを最大限に生かし、何としてもこの村の難局を乗り切ってほしい旨の要請書がありました。先ほど話をいただきましたように、長期にわたり職を担わせていただいたことでもあり、熟慮に熟慮を重ねてきたところであります。が、これからの村の復旧、復興を目の前にして身を引くことは、長く村民から信託をいただきてきた身として許されるものではないものと思うに至った次第であります。10月の村長選に再度立候補し、もし再び多くの村民の負託をいただけるようであれば、今、村が進めている村のまでの復興計画をしっかりと進め、村民に少しでも多くの安心の道が見えるように、そして、

開けるよう、力のあらん限り努めてまいりたいと思っているところであります。

この1年、随分身を削ってきました。しかし、まだまだ気力も体力ももちそうな気がします。むしろ気力のほうは震災前より研ぎ澄まされているのではないかと思うほどであります。大変な思いをしている村民のために、この身を削ることに何ら不足はありません。むしろ、私の人生の誇りでもあると思っているところであります。ふるさとは遠くにありて思うものという言葉がありますが、放射能の災害でありますから、遠くにありて思うというのもあります。しかし、ふるさとは近くにありて慈しむもの、あるいは育つものといいますか、育てるもののほうがよりずっといいことではないかと思うところであります。ふるさと飯舘村再生にしっかりと臨んでいきたいものというふうに思っているところであります。

以上でご質問に対するお答えにさせていただきます。

○ ◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 喫飯のため、暫時休議します。

再開は13時30分といたします。

（午前11時53分）

○ ◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休議前に引き続き、再開いたします。

（午後 1時30分）

村長（菅野典雄君） 先ほど中断しておりました佐野幸正議員についての農業の再興についての二つの質問の一つ目をお答えをさせていただきたいと思います。

本村における農業の再開は、まず、農地の除染を積極的に進め、営農が再開できる環境を整えることが最優先と考えております。

農地の除染につきましては、さきにも述べさせていただきましたが、今後5年間で実施する予定となっており、現在、効果的な除染に資すべく、農水省によるモデル事業により、村内で3ヵ所、水田約30ヘクタールの除染を実施中でございます。

再興に向けた取り組みといたしましては、今までの村内営農の経験と技術の継承のため、避難先での営農支援策としては、復興交付金及び県補助金を活用した花卉を中心とした施設園芸や県補助事業による経営開始支援事業により、花卉、野菜、畜産の初期生産資材等の支援を本年度実施する予定となっております。

除染後の村内における営農の再開につきましては、出荷基準を満たす作物を生産したとしても、風評被害により消費者の不安解消には時間がかかると予想されますから、直接口に入らない作物である花卉の栽培が最も有効ではないかと考えておるわけであります。また、土を使わない農業として、施設による水耕栽培なども視野に入れながら新しい農業の展開も試みたいと考えております。

なお、現在、農地の除染モデル事業を実施しております、除染後、水稻や数種類の野菜などの作付も計画しておりますので、これらの実証によるこの知見なども参考にしながら、今後の農業再興に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

ご質問のように、できるだけ実証のデータがあることが大切だというふうに思っています。

すから、これからも農水省のほうにしっかりとその辺を掛け合っていきたいというふうに思っております。

また一方で、国のはうにはできるだけ早く精神的賠償だけではなくて、生活支援、営農支援の策をつくるよう、かなり前から村としても要望しているところであります。今回、間もなく営農損害的な考え方で国のはうから発表されるものと思われますが、まだ、詳しい内容はよくわかりませんが、出された案が営農促進につながっていけばいいわけありますけれども、営農廃止につながるような支援であってはならないのではないかと思って、注意深く見ていたり、あるいは提言をしているところあります。

なお、最後につけ加えさせていただきますが、今年度、復興のはうで、先ほどお話ししました花卉を村外でする事業でありますけれども、以前は、村に戻ったのみが対象だったわけですけれども、必死に国のはうにかけ合って、こういう避難中ですので、他の自治体でも、補助事業を使ってハウスをつくったり、花ができるようにと、こういうふうに村としては努力をした結果、村外で営農がこれから実施できるようになったということをつけ加えさせていただきたいと思います。

その他の質問は、それぞれ担当のほうからお答えをさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、2の農地除染についてお答えいたします。

農地除染の工程表についてでありますと、平成24年度、25年度の2年で住宅等の周りの農地を除染し、村の除染計画書のとおり、5年間ですべての農地を除染する工程になっております。

また、除染の方法でありますと、昨年の農林水産省の実証事業で得られた知見により、主に表土はぎ取りの方法で実施するようになっております。環境省は、国の特別地域内除染実施計画に村内のすべての農地除染を2年間で実施する計画を立てようとしましたが、村及び議会から現実的に不可能であることを申し述べ、村が国に提案してきた飯館村除染計画書と飯館村除染工程表の内容に即した予定になっているところでございます。

また、農地除染の目標値でありますと、国の実施計画書では、空間線量の目標値は示しておりますが、農地の目標値は示されておりません。しかしながら、村が昨年策定した除染計画の中で1キログラム当たり1,000ベクレル以下にすることを農地の目標値に掲げており、また、本年4月より食品の新たな基準値が適用され、一般食品は1キログラム当たり100ベクレル以下となりますので、土壤放射線濃度については1キログラム1,000ベクレル以下になるよう国に要請してまいります。

なお、国が示している空間線量は、除染でどこまで下げるかについては明らかにされておりません。したがいまして、村としましては、復興計画に載っておりますように、当面、年間5ミリシーベルトを目指すことにしているので、これに沿って除染するよう求めているところでございます。

次に、3の農業再開についての2点目の各種農作物の試験栽培の試みについてでありますと、今年度の取り組みとしましては、現在、農水省が実施しております向押地区、小宮

曲田地区、長泥地区の3ヵ所のモデル除染地区のうち、向押地区、小宮曲田地区において水稻の作付、また、向押地区では野菜の栽培実証を予定をしております。この事業は東北農政局が主体となる国の事業で、実施の内容としましては、表土はぎ取り後、客土をした水田にあきたこまち、ひとめぼれを栽培し放射性物質の作物への移行を調査するもので、両地区とも30アールを予定しております。また、向押地区では、村の基幹作物でありますホウレンソウ、ブロッコリー、キャベツ、ミニトマト等の6から7品目について、露地栽培とパイプハウスを合わせて約10アール程度を作付し調査する予定となっております。また、これらのほかに、昨年に引き続き、飯樋字八和木地区の水田、ことし新たに須萱字水上地区、佐須字滑地区などで水稻の作付実証や、またそのほかで除染の実証を国及び研究機関により実施するようになっております。

以上でございます。

○ 6番（佐野幸正君） 農地の除染についてであります、目標値1,000ベクレル、表土はぎ取ると、空間線量は5ミリシーベルトと、このような考え方でございますが、表土はぎ取りばかりが、これは能じやないなと思っております。ほかでは、ゼオライトとか土壤改良材などをやって、深耕とか天地返をしてやるというようなことも考えられておりますが、石などもあると思うので、表土のはぎ取りは非常に土壤の肥沃度をなくすということでございますので、私は去年、国から許可をもらって試験したところでは、表土をはがないで、堆肥も入れたままで作物をつくっても、食べられる基準の中におさまったというような結果が出ております。でも、そんなことは全然、村も、県も、全然私の言ったことには耳を貸さないでいろいろやっているようでございますが、その辺の考え方に対するお答えをお願いしたいと思います。

○ 復興対策課長（中川喜昭君） 農地の除染につきましては、昨年、農水省のほうの実証実験の中で、先ほど言いました表土はぎ取り、それから、土壤の攪拌で泥にした状態で沈殿した土にセシウムをつけてかき出す。それから、天地返し、反転耕という部分が昨年度やった実証でございます。先ほどおただしの部分がありましたら、八和木地区においても吸着材を用いての実証もやったということでございます。一応、国の実証による技術指針という形で農水省のやった部分では、5,000ベクレル以下については反転耕が適当ではないかと、それ以上越えるものははぎ取りが主流というような指針を出しているところでございます。今、お話をありますように、はぎ取りだけではないというふうに思っております。例えば吸着剤という部分もあるわけですが、ただ、国からの話ですと、今現在、土の状況のセシウムの状態は、完全に粘土とくっついている状況で、セシウムをまいても、なかなかセシウムにくっつき直すというのは難しいのではないかという判断がありまして、吸着剤という部分はございませんが、一方では、例えばはぎ取りをしましてもなかなかセシウム濃度が落ちないような場合は、昨年やったような、吸着材をまいてうない込みをするというのも一つの方法かなというような知見も得ているということでありますので、今のところ、はぎ取りということでありますけれども、それらのほかの部分も、伊丹沢、向押でいろいろ、また反転耕なり、それから、攪拌もやる予定でございますので、ことしの実証の推移を見て、国の方に村のほうから、もし、方法について意見を申し述べるのも一

つの手なのかなというふうに思っております。

以上であります。

6番（佐野幸正君） 低線量の地域だったならば、はぎ取りをすれば1,000ベクレルくらいにはなるのかなと私は考えておりますが、高線量の地域は、1万から2万近く、ベクレルがあると思うので、それをはぎ取っても1,000ベクレルにはならないのではないかなどと考えているんですが、その辺のお考えは……。伺います。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしのとおり、5,000ベクレル以下についてははぎ取りでかなりセシウムの量が減るかなというふうに思っておりますが、1万を超える部分についてはなかなか厳しい状況かなというふうに思っております。そういう意味では、今回実証する中でもそのような場所、長泥地区も高線量地区もございます。そういう部分で、今回、はぎ取りをして、また土壤の状態、それらもサンプリングしながら調査をするという考え方をしておりますので、今後の知見を得るにもそれを期待していきたいなというふうに思っております。もしも落ちないときは、削り取った後、また削り取るという部分にもいきませんので、先ほど話したような吸着剤を使っての方法も考えられるのかなというふうに思っておりますので、その辺については推移を見ながら国と相談をさせていただければと思っております。

以上であります。

6番（佐野幸正君） ですから、私が去年、米を作付した水田は、土壤のベクレル数は8,000からというぐらいで1万までなかつたというぐらいでしたが、吸着剤、ミネグリーンという施剤を使ったんですが、それを5万円分ぐらい使えば100ベクレル以下、私のところで20何ベクレルしか玄米には出なかつたというような結果が出ておりますが、その辺のことは、なぜ、私のところから持つていって、結果、何で村なり県では答えを出さないんですか。伺います。

復興対策課長（中川喜昭君） 佐野議員のほうから何度かお話をいただいて、私も催促している部分あるんですが、調査についてはすべて国の方でやっている部分ありますので、早急に出していただくように要請をかけていきたいと思います。大変申しわけございません。

6番（佐野幸正君） 続いて、農業の再興ですが、5年で農地の除染を終わるというようなことでございますが、早いところは早く帰れる、帰りたいという人もいればそのような対応をするようになると思うんですが、何せ、今皆さんからの話を聞いておると、「何も、菜ものもつくられなくてはうちに帰ってもしようがない」と、こういう声があるものですから。やはり、家、屋敷周りの除染と一緒に、何せ、菜園ぐらいは早く除染してもらいたいものだなと考えておるんですが、その考えを伺います。

復興対策課長（中川喜昭君） 村としましても、国の方に除染の範囲を決めるとかいう部分についてはいろいろ協議をさせていただいておりまして、除染の住民説明会の折にもお話をさせていただいておりますが、今回、除染を進める範囲としましては、住宅を含む敷地内と、それから、敷地内周りにあります農地、ここが菜園畑が多いのかなというふうに思っておりますし、それから、いぐねを含めた裏山というふうな範囲でお願いしております。

今現在、現地調査ということで、敷地等その周辺の状況とかモニタリング等をしておりまして、今後、同意をもらうためにエリアづけをするということで、それぞれの家々の除染する範囲を線引きするということがあります。そういうことで、できるだけ、その家々の農地まで含めた中で、菜園畑含む農地等を取り入れるような部分で国と調整を図っていきたいと思っております。

以上であります。

6番（佐野幸正君） 飯館村の農地は非常に多い方でありまして、村長の答弁では、花、施設の水耕栽培などで集約的な農業で対応したいというような考えでございますが、水田はやはり水田でなければなかなか無理な面があるというようなことでございまして、私たち議会でも見てきたんですが、新潟のバイオエタノール、稻の、そういう考えはどのように思っておりますか、伺います。

○ 村長（菅野典雄君） 先ほど、答弁の中にもありましたように、いわゆるこれから、営業損害あるいは生活支援という形で国のほうで考えているようでございます。つまり、我々が戻っても、すぐに田んぼ、畑ができるわけではない可能性があります。たとえできたとしても風評被害で売れないということも十分考えられる。しかし、だからといって、つくらないという話になればますます荒れていくし、どんどん我々の営農に対する考え方、あるいは生きがいに対する考え方、あるいは体力の低下などなどが出てくると、こういうことでありますので、何とかここをしなければならないなど。ですから、基本的には、戻ったならば、それはすぐにというわけにもいきません、田んぼ、畑の除染のほうが後になりますから。ですが、少なくとも除染がある程度になったときには、売れる、卖れないにかかわらず、自分の農地を、田んぼをつくれるようにしていただいて、それが例え今まで50万上がっていたのが20万しか上がらなかつた、あるいはゼロだったということになれば、その差を、差以上に補っていくという生活支援の制度をつくってもらわないと我々はだめではないのかという話を、今、しているところであります。毎年、毎年、そういうものがある程度大丈夫になるまでやっていくという制度が必要だろうと。

○ ただ、今ちょっと、はっきりとは言えませんけれども、一括して出すというのがずっといろいろなことで出てきております。そうすると、農業の再興のためにはお金が必要だからという考え方もあるだろうとは思いますけれども、一括して何年分も多額に出すということになると、それは営農推進ではなくて、営農停止につながるのではないか。つまり、我々現場でやっているものと国が我々のことと思うところの差が出てくるというか、誤差といいますか、認識の違いというものが出てきて、せっかくの制度が生きてこないということになってはいけないのでないかということを今、まだ出てきませんから、はっきりは言えないんですが、一生懸命お話をしているところであります。

何せ、戻った方は、やっぱり、精いっぱい自分の農地でやって、そして、卖れないものはエタノールなり何なりにしていくということが大切ではないか。確かに、損得を言うと難しいところがあります。だから、そこも考えていただくということかなと。かなりヨーロッパなどはバイオエタノール、いわゆる農作物その他から燃料をつくってバスが走っている。このバスはエタノール使用のバスですよと、堂々と大きく横のほうに張ってある。

そういうバスが走っている時代が先進国であるわけですから、相変わらず、日本はそういうことは採算が合わないというだけであきらめるとか、やらないとかいう話ではないのではないかという話をしているところであります。

飯館村だけが言ってもなかなか難しいのかもしれませんから、もっと、やはりそういう考え方、今ご質問いただいたような考え方を広めていく、そういうことが必要だろうと思っていますので、貴重なご質問ということで、これから国のほうに提出していきたいと、このように思っています。

以上であります。

6番（佐野幸正君） それでは、次、試験栽培の取り組みについて伺います。

向押、小宮、30アールずつ水田を試験栽培をやる。また、向押ではブロッコリー、キャベツ、ミニトマト等、6ないし7品目やる、それも10アール。八和木、須萱、佐須でも国の試験栽培をやることでございますが、私、非常にこれでは思ったような試験できないのではないかなど。やはりいろいろなことを試してみなければわからないんですよ、試験というのは。10点ぐらいのもので試験をやっても、やはり、結果はなかなかついてこない。やはり、きっちりと思ったぐらいの試験栽培をやらなければ、これは後、村に帰ってきても農業の再開はできないと、このように思っていますが、その辺の考え方について伺います。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしのとおりというふうに思っております。今回は農水省のほうで小宮と向押と長泥の除染のほうの実証をするということで、ただはぎ取っての土の中の濃度を図るだけではなくて、ぜひとも保全管理の部分の考え方をまとめていただきたりとか、それから、実際に米をつくった場合、どのくらい米に移行するのか。昨年も1反歩以内、10アール以内の面積でやっていましたから、もう少し大きい面積でやっていただけないかという部分と、それから、やはり、今、佐野議員からありますように、実際に除染をした後の田んぼの状況で実際に村の基幹作物をつくった場合、どのくらい野菜に移行するんだというものもある程度知っていないと、今後の農業の再興に当たってはやはりデータ的に欲しいということをお願いをしながら、今回、このような事業になってきたというところでございます。まだまだ面積が足りないのではないかということですが、つくったとしてもそれを流通させるという部分もいかないということと、また、調査する部分の面積でもいいというのが国の考え方でありますし、そのようなことで、要望といいますか、こちらで考えている面積よりも少ない面積になりましたが、ただ、国の機関等を使ってきちんと試験をしていただくということになりましたので、その辺のご了解をいただきたいなというふうに思っております。

あわせて、農水省の田んぼ、3地区以外にも昨年に引き続いての八和木地区、昨年、稲の作付をしたところの部分で、もう一度、稲をつくってみる。それから、もう1ヵ所、八和木地区では、昨年うない込みをした部分においても攪拌でまずは濃度的にどのくらい下がるかという部分も追加で入ってきたようありますし、また新たに佐須の地区でも水稻作付をするということで、かなり、昨年からみれば大きな面積と、それから、種類等も多くやっていただけるということになっておりますので、ご了解をお願いしたいと思います。

以上であります。

6番（佐野幸正君） やはり、野菜でもいろいろな品目があるわけでございますが、非常にセシウムが移行する品目と、全然出ない品目も、除染しなくても出ないという品目もあるわけでございますので、その辺のことと。もう一つは、新聞の切り抜きを持っていたんですが、田村の都路の緊急避難準備区域では、2班に分かれて23ヵ所の試験栽培、水田、1区画1アール、これをやって、ゼオライトや土壤改良材を散布したりいろいろなことをやって、面積は少ないんですが、多くの種類を集めてやるというふうなことでありますので、ぜひ、農水省ばかり、国にばかり任せないで、村でも主体性を持ってやっていただきたいと思いますが、その考えは。

○  
復興対策課長（中川喜昭君） 飯館村の田んぼにつきましては、作付制限が国から出されておりまして、国から許可をいただけないとできないという部分がございます。ことしについても国のほうが直接やることであります。それらの手続等はないところであります。村がやるとすれば、やっぱり、研究機関等は県にお願いしたり、国にお願いして、データ収集もなるということで、最終的には国がやっていただける内容と同じくなるということであります。

ただ、おただしのように、品目等、足りないという部分があるかなというふうに思っております。また、ことしにつきましては、今、除染をしている中、除染後に作付をするということで、どうしても夏から秋にかけての野菜等しか植えられないという条件もあります。品数的にも、種類的にも、このような数になってしまったということでございます。

それから、ゼオライトを使っての部分でございますが、多分、私はその新聞記事は見ておりませんので、大変、間違っていたら申しわけございませんが、低線量地区においては、今現在、ゼオライトでのうない込みでの除染というものが南相馬市のほうでも進んでおります。農地については数多くやられているというふうに、新聞、それから、テレビ報道等で聞いております。ただ、村におきましては、どうしても5,000以上があるということであれば、やはり、ゼオライトでやった際に、もしもうまくセシウムが減ればそれは幸いという部分でありますけれども、村民の方々からすれば、やはりセシウムはきちんととつてほしいという方が今まで多くおります。反転耕という話もありましたら、土の中にセシウムを残されてしまうという部分もございますので、なかなか試験、実証するのにゼオライトという話もいかなかつたという状況でございますので、その辺もご了解をいただければというふうに思います。

以上であります。

6番（佐野幸正君） 復興には、やはりいろいろやってみなければわからない面が非常にあると思います。やはり、国ばかりに任せないで、村で主体性を持って取り組んでいただきたいと思います。返答は要りません。これで終わります。

議長（佐藤長平君） 引き続き一般質問を行います。1番 松下義喜君。

1番（松下義喜君） 平成24年6月定例会において、私は2点について一般質問を行うものであります。

昨年の3月に発生したこの忌まわしい原発事故によって全村避難を余儀なくされてから

1年2カ月が過ぎようとしている中で、依然として進まない除染と村の復興に向けて、どのような対策を講ずれば一日も早く、そして、いかに多くの村民が飯舘村に戻れるのかについて提案を含め議論をしたいと思います。

1点目は、除染に向けた取り組みについてあります。

議会の復興対策特別委員会は、これまで稻わらを原料としたバイオエタノール、木質チップを燃料とするバイオマス発電所など、微細藻類バイオ燃料について研修をしてきました。さらには、今月末には秋田の稻わらバイオエタノール、山形県最上町のバイオマスエネルギー・システムチップボイラーについて、研修を実施することとしています。

村の早期の復興のためには、除染が何よりも大切であり、そのためには村の面積の多くを占める森林の除染が必要です。その森林を除染するには、必ずと言っていいほど、山の伐採が欠かせないところがあります。その伐採された木をそのまま仮置き場に持っていくとすれば膨大な仮置き場の面積が必要となってきます。また、数年後、村に戻って生活活動を行わなければ生計が成り立たなくなります。そのためには、農地の有効活用が必要です。農地を直接活用する方法、また、ハウス栽培など多くの手法があると思いますが、いずれにしても生活の再建が急がれるところであります。

そこで、村長としては、稻わらを原料としたバイオエタノールや木質チップを燃料とするバイオマス発電所などを早急に取り組む考えがあるか、伺うものであります。

2点目は、早期の復興に向けた取り組みについてあります。

までいな復興計画推進委員会といいたてまでいな除染会議並びにいいたて健康リスクコミュニケーション推進委員会を設置するため、議員も委員会に参加し現在取り組まれているものと思いますが、その設立月日とその活動状況及び現在の課題について伺うものであります。

以上2点についてお伺いいたします。

村長（菅野典雄君） 1番 松下義喜議員のご質問にお答えをさせていただきます。

第1点は、除染に向けての取り組みでございます。復興策として、稻わらや森林を活用したバイオマスシステム等を推進する考えはないのかというご質問でございます。

まず、森林を活用したバイオマスですが、住環境の本格除染を今年度と来年度で実施する予定となっており、農地及び山林については順次除染を実施する計画でございます。住環境の除染については、母屋周辺の庭木や農地、いぐねなど、一部の山林も含んでおり、農地及び山林の除染となりますと、除染による排出された廃棄物の量は膨大なものと想定されますので、除染廃棄物の減容化、量を減らすということですが、これを進めいかなければ仮置き場が幾らあっても対応できなくなるというふうに予想されます。したがって、村としても除染を積極的に進める上で廃棄物の減容化は重要な課題でありますので、減容化の取り組みを強く国に対して要請をしているところであります。その方法として現在考えられているものの一つとして、木質バイオマス発電というものがあるわけですが、この事業、復興交付金事業にメニュー化されており、本村においても取り組みを検討しているところでございます。既に、川内村と南相馬市で復興交付金事業として申請をし、調査費が予算化されているところでありますが、他の自治体も要望する旨の情報もあるこ

○ とから、乱立とならないよう国が主体となり調整していただけるよう要請しているところでございます。

なお、先日、環境省のナンバースリーの事務次官に村のほうに足を運んでいただきまして、よりスピーディーに事を進めるために簡易の焼却炉を早急に設置するという案などもいただいているところであります。要検討と考えているところでございます。

なお、稻わらが原料のバイオエタノールは、燃料の買い取り価格が安く採算性が合わないとの情報がありましたので、現在、特別、課題には上げてはおりませんが、今ご質問いただきましたように、稻の作付により保全管理の一助になることは十分考えられますので、今後、十分に検討の余地はあるものと考えているところでございます。

○ 2点目の復興に向けた取り組みでございます。

までの復興計画推進委員会、どうなっているのかということでございます。これまで5回会合を開き、村民一人一人に寄り添うこととした第1版のことを、その中身は、戻りたい人、戻りたくても戻れない人、戻らない人の立場に立った支援策について協議を重ねてきたということでございます。今後2回ほどの協議を重ね、6月末には答申をまとめたいと考えているところであります。

主な施策といたしましては、村に戻りたい人のための施策として、なかなか戻れないという場所、あるいは戻れない地域などもあるというふうに思っていますので、一番線量の低い二枚橋地区に復興住宅的なものや植物工場、再生可能なエネルギーなどを活用した村内復興の一つの拠点整備することや、戻れない人のための施策として、村外に復興住宅やキッズガーデン、いわゆる子供たちの遊び場など、あるいは子育てしている若いお父さん、お母さんがいろいろ情報交換できる場所とか、そういう拠点整備をしていくことも大切なことではないかというふうになっているところであります。なかなか村外の場所ということになりますから、相手もあって大変なことありますが、今後の大切な課題というふうに考えているところであります。

○ 村では、委員会からの答申をもとに復興計画（第2版）としてつくりまして、その後、議会の皆様方にもお話をしながら住民懇談会を開催して、今後の復興につなげていきたい。このように思っているところでありますし、この第2版が最終でございませんので、隨時、柔軟に考えていきたいと、このように思っているところであります。

次に、いいたて健康リスクコミュニケーション推進委員会でございます。去る6月1日に第1回会議を開催し、16名を委員に委嘱しているところであります。内容的には、アドバイザーになっていた方6人ぐらい、議会からお二人、村民4名、教員1名、職員3名でございますが、委員会は、三つの部会、教育リスク部会、一般のリスク部会、そして、編集部会、このように設けて、それぞれの部会で活動をしていながら横のつながりを持っていくと、こういうことでございますが、課題といたしましては、放射線について村民によりわかりやすく伝えることが非常に難しい。そこをどうするかであります。専門家の先生がいても、村民目線でわかりやすく説明してくれる先生が少ない。そこをどうするかという課題であります。放射線の危険性の受け取り方は個人差が大きいので、個々の質問に答えたり、人によっては心のケア、1対1でその心の思いを聞いたり、あるいは

若干のアドバイスができる。そういうことが必要になってくるのではないか。放射線の影響は、人体への影響だけではなくて、除染作業あるいは農業の再生、帰村など復興にかかる多くの分野にかかわってくるために、この分野ごとにリスクコミュニケーションを実施していくことが求められるなど、課題が山積みということでございます。一つ一つ、先ほどの推進委員会を開き、また、途中では、住民の皆さん方への周知といいますか、皆さん方に少しでも考えていただく機会をつくっていく、こういうことではないかなというふうに思っています。

次に、もう一つのいいいたまでいな除染会議でございますが、先ほどからお話をしていますように、この除染は国直轄ということでございますので、なかなか問題があって、なかなか進まないできたところでございます。村民の目線から除染内容の検証とか評価を行い、国に対して提案ができる組織としてやっぱり必要だらうと、こういうことで立ち上げる計画をしているところであります。現在、少しおくれてしましましたけれども、委員の選考が進んでおりまして、6月28日に第1回の設立会議を予定しているところでありますので、除染についても、それ以後、委員会の活動が進んでいくものと、このように思っているところでございます。

以上、お答えをさせていただきました。

1番（松下義喜君） 今、答弁の中に、簡易焼却炉が内々的なお話で進められているというお話がございました。こういうもろもろの要件に関して、村でも、他の町村でも、取り組みの話があるといろいろ出ておりますが、村でも実施できるように、プロジェクトをつくつて早急に進めるべきであると思いますが、どのようにお考えであるのか、お聞きしたいと思います。

村長（菅野典雄君） ごらんのように、飯館村は山がほとんどでございますから、当然、どれだけできるかはまた別にしても、やっぱり山の除染も考えていかなければなりませんから、当然、山の木の対応の仕方というものは、我々も、そしてまた、議会の皆さん方も、それ以上に心配をしていただいて、これまでいろいろな調査に行っていただいたりしているところであります。そういう中で、木質バイオマスの発電でございますが、先ほど、答弁の中で、川内と南相馬が挙げている。飯館村は一步おくれたのではないかと、こういうような感じをとられている方もいるかなという気がしますが、ご存じのように、線量の違いによって、飯館村は、何度もいいますように、計画的避難という地域に入っておりまして、何をやるにも、国のある程度の協議が必要だということで、おくれたところがあります。しかし、我々ずっといろいろな話を国ほうに上げておりましたので、飯館村もそういうものを真剣に考えてもいいのではないか。もちろん考えていたところでありますから、今鋭意いろいろ進めているところでございます。ただ、少なくとも、木質バイオマス発電というものは、多分、私はまだまだ素人でありますから、よくわかりませんが、かなり規模の大きいものにならざるを得ないだらうというふうに思います。そうしますと、量の問題、それから、後の経営の問題などなど、非常にやっぱり難しい問題もありますので、前向きに考えながらも、そういう多角的なところから多方面、いろいろな面から考えながら、村の山、当然、処理はしなければなりませんので、そういうものをもっと国自体が全体を考

えてどういうふうにすべきなのかということを考えることも大切ではないか。つまり、それぞれの自治体が、「私も」、「私も」、「私も」という話で、「ああ、そうですか」では、いっぱい上がってきたけれども、この中でここと、ここと、ここだというみたいな感じだけでいいのかどうか。そうすると、多分ここはそこの許可になったところは、自分のところだけの除染と、こういうふうに、自分のところの出てきたものだけという話になるということあります。そうすると、いわゆるそこのなかったところの除染の方法はどうなるのか。もっともっと大所高所から国が考えるべきではないかと、私らのほうから今逆提案をしているところであります。ただ、いずれにしても、飯館村、山が多いわけでありますから、そういうものを真剣に考えていくということは当然だと、このように思つていいところであります。

以上であります。

○ 1番（松下義喜君） それでは、次に、各種の推進委員会ですが、進捗状況はわかりましたが、課題については、今後どのような日程で進めていくのか、伺います。

総務課長（中井田 榮君） 私からはまでの復興計画推進委員会のほうをお答えをさせていただきます。

先日も復興計画推進委員会をやらせていただきましたけれども、今後の日程でありますけれども、6月30日に答申をいただくような運びと現在なっております。今後でありますけれども、答申をいただきましたならば、先日の委員会でもご説明をさせていただきましたけれども、議会とも答申の内容等について、村のほうで計画を策定し、それから、議会のほうにもご説明をさせていただいて、それから、住民懇談会を7月、8月に開いて、それから、村民の意見をお聞きをしながら、今ほど問題となっております、課題となっておりますバイオマス発電につきましても、それから、復興住宅につきましても、どのような時点で国のほうに申請をし、そして、建設をしていくか、その辺も十分に議員の皆様とも、村民の皆様ともご検討をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○ 健康福祉課長（藤井一彦君） まず、リスクコミの部会でございますけれども、先ほどお答えをいたしましたように、放射線については非常に専門的でございまして、村民によくわからないというのがあります。この間の6月1日に初めての委員会をやったときにも、去年リスクコミをやった、参加したお母さんから、やっぱりちょっと難しいのではないかというお話をございました。今考えているところは、まず、そういう委員会でやっぱりどうやつたら上手に伝わるかというようなことを十分住民の代表の委員の方からまずお話を伺つたり、それから、きのう、どう子供さんたちとかお母さんたちに集まっていただいて、いろいろ今の悩みであるとかそういうことをお伺いする会をやったんですけども、そういうところでいろいろなお母さんたちのニーズであるとか心配事というものをちゃんとお聞きをして、そういうものを専門の先生にお伝えしながら、よりわかりやすい形でリスクコミができるようにやってまいりたいというふうに思つております。

それから、先生の中には、放射線の先生ばかりではなくて、小児科の先生であるとか、そういった先生なんかも入つて、それから、精神科の先生なんかも入つていただいております。そういう先生のほうからも、放射線の健康リスクだけではなくて、そういう先生

活習慣病にかかわるところであるとか、心の問題であるとか、そういうところもあわせてやっていくのがいいのかなというふうに思っております。

それから、三つ目の課題の放射線の危険性の受け取り方というのは非常に個人差が激しいと言われておりますし、100でも大丈夫だという先生もいれば、1じゃないとダメだというお考えの住民の方もいらっしゃいますので、そのところはそれぞれの方からご質問をいただいて、そういう専門の先生からやりとりをしながら学んでいくといった形で進めていきたいというふうに思っております。

それから、今後、除染作業が始まったり、農業の再開の検討が始まったりということがございます。これについてどのようにリスクを進めていくかというところについては、今後の課題かと思っております。

以上であります。

復興対策課長（中川喜昭君） 私のほうからは、までの除染会議についてでございます。

先ほど答弁にありましたように、まだ事業の取り組みをしていないということで、大変申しわけなく思っている次第でございます。先ほど、お話ししましたように、委員のほうがある程度固まりまして、今後、28日には1回目の設立委員会をやっていきたいというふうに思っております。このまでの除染会議の役割としましては、やはり、国直轄という除染が進められる中、村民の目から見た除染をやはりしていただくということが大事かなということで、村民の方々が安心、安全が得られるような除染をしていただくような部分としまして、国のほうにいろいろお話をさせていただければというふうに思っております。そのためにも、除染事業の検証とか、評価とか、それから、村民への公表というような部分、それから、もし国のほうにでありますが、提案できることが会議の中でまとまれば提案もさせていただければというふうに思っております。

課題としましては、やはり、先ほど来から話しておりますように、除染の目標値に近づくような除染をしていただくことが大切なというふうに思っております。そういう意味では、復興計画に上げております5ミリシーベルト以下、当面でありますが、これを目指していただくような部分、それから、農地につきましては1キログラムあたり1,000ベクレル以下になるよう国のほうに求めていくということでは、この会議の中でもいろいろ現場のほうに行きましてモニタリング等をしながらいろいろ会議を進めていきたいなどいうふうに思っているところでございます。

以上であります。

1番（松下義喜君） 各委員会の方々から概要についてお聞きいたしました。ちょっと回答の中で、村内拠点整備を二枚橋地区に、復興住宅や植物工場、再生可能エネルギー、村長の答弁では、線量の低いところだからというような意味にとらえましたけれども、私は、飯館村が復興するには、臼石地区、飯樋地区、草野地区の復興なくして帰村はないものだと思っているところでございますので、線量の低いところの二枚橋地区の村内拠点を整備するというようなお答えだかと思うんですけども、その見解について一言お聞かせ願います。

村長（菅野典雄君） 飯館村、20行政区ありますが、ずっと皆さん方も我々も言ってきたこと

は、草野、飯樋、臼石、これが三つの核になって、それぞれ周辺との関係あるいは影響を与えるながら発展してきたというのは今までそのとおりでございます。それぞれのところに小学校が存在をしてやってきたということであります。これから、いろいろな形で大変な状況があるというふうに思っています。前にも話したように、6,000人の人口が7割帰村ということになりますと4,000でございます。先ほど、いろいろな施設という話もしましたが、これもまた、人口の減った村にとって過大投資にならないような、あるいは、後で大変な重荷にならないような形もしっかりとやっぱり考えていかなければならない。そうしますと、どういうふうに村をつくっていくかというのは非常に難しい話ですし、また、皆さん方、村民とやっぱりしっかりと向き合っていかなければならないなというふうに思っています。

そういうところから考えますと、まず、もう一つは、今回、皆さん方のご協力をいたして避難区域の見直しをさせていただきました。これは国のほうがいわゆる何度も言いますように、「除染もしないで、何で区分けするの」と、こういう話があったわけです。そのとおりでありますけれども、一つは、線量によって、いわゆる村の復興、いろいろな事業展開ができる、こういうものが低いところは早目にできますし、真ん中のところは真ん中で、高いところはかなりしばらくお待ちくださいと、こうのことになっているわけであります。そうすると、今回、4地区がその形になりました。しかし、それは言っても、どこも、ここもというわけにいきません。飯館村の表玄関は二枚橋であり、八木沢などなど、こういうふうに考えてもいますし、また、これから小学校の三つがどういうふうに再編を考えなければならないのかというのも重要な課題であります。そういうものを考えながら、やはり、先ほど松下議員からありましたように、草野、飯樋、臼石地区、そういうものをどういうふうにこれから発展させるかというのも総合的に考えながらやつていかなければならぬのではないかということもあります。なかなか、一つ一つ、まだ先の読めない中での話でありますので、難しい話でありますけれども、皆さん方といろいろ協議をしながら進めていければと、このように思っているところでございます。

以上であります。

1番（松下義喜君） 拠点整備については、時期尚早的なものもあるかと思いますので、再度、次にご協議させていただきたいと思います。

そこで、村の復興に向けて、大事なことは、1に健康、2に除染、3に復興であると私は思っておりますが、先ほど、除染のほうでは、まだ開かれていないというようなご説明でございました。リスクコミュニケーション推進会議もゼロ会に等しいというようなご発言だったのかなと思われます。いずれも健康、除染、復興、大事でありますが、健康は優先してすべきだと思いますが、村長はどういう考え方をされていますか。お聞かせいただければと思います。

村長（菅野典雄君） いずれも大切なことであります。それを村の中だけで決めているという話でもないし、だからといって、大勢の中で決まるという話でもないので、委員会形式を開いて進めていくということで、復興計画、それから、除染について、そして、リスクコミュニケーションと、こういう形でやってきました。確かに、まだまだ、1回目、まだ開

いていないというところもありますが、それは決してやってこなかったというわけではなくて、除染についてもいろいろな形で担当、必死にやってきています。リスクコミュニケーション、そういうものもやってきています。健康という形でやってきているところであります。リスクコミュニケーションという言葉を使いましたが、健康についてはその中に入っておりまして、これからどういうふうに、ただ、ただ、放射能に対する考え方ではなくて、健康に対する考え方も当然大きく含まれている中での協議と、こういうことあります。やってみさせていただいて、どうもやっぱり放射能に特化しているほうがいいということであれば、健康についてのもう一つ委員会を開かせていただくというのもやぶさかではないなど。あるいは学校の問題もまだ、教育委員会のほうに言っていますが、スタートしておりませんけれども、学校の問題、子供の問題というのも物すごく大切な問題でありますから、そこもやっぱり真剣に考えていかなければならないというふうに思っています。いざれにいたしましても、今までになかった課題について、できるだけお互いに復興についての思いをぶつけながら、そこから、一つ一つ、案をつくっていく、あるいは実行計画をつくっていくということが大切だというふうに思っていますので、その健康についての委員会といいますか、そこら辺どうなんだということ、もうちょっと、やっていられないわけではないというのはおわかりいただいていると思うんですが、やはり、委員会をつくったほうがいいのかどうかというものは、ちょっと今ご質問いただきまして、なるほどと思ったところでありますので、今後の課題にさせていただければというふうに思っております。

以上であります。

1番（松下義喜君） 子供を抱えている親御さんは本当に放射能に対して神経質になっていますから、原発事故から1年以上もたっておりませんので、ひとつ、そこら辺踏まえながらお願ひしたいなと思います。

再度、ダブルかもしれません、この三つの委員会に村長は何を求め、村民のためにどう生かしていくのか、そこら辺、再度、お聞かせ願いたいと思います。

村長（菅野典雄君） 全村避難になってしまいました。全く我々思ってもみなかつた形であります。残念ながら、放射能の災害は、ほかの災害と違って全く特異だなというのは痛いほど思い知らされました。特に一番思い知らされたことは、これほど一生懸命皆さん方が心を一つにして村づくりをやってきたわけでありますけれども、それが、なかなか心が一致しないということあります。それはだれが悪いのでもなく、まさに放射能についての考え方一人一人違うし、感じ方が違うということ、そこから出てくる、なかなか心が一致しないということではないのかなという気がしています。

したがって、復興するにしても、除染するにしても、やっぱり、その辺のことを勉強していくということは大切だろうというふうに思って、これは三宅島の村長さんが来たときに、戻るに当たって有毒ガスについて勉強を何回もしました。それが村民の帰村に向けての基礎知識といいますか、そういうことだという話から、なるほど、我々はまさに有毒ガス以上の大変なものに直面しているのだから、そこが大切なんだろうなというふうに思ってやっていくことが大切だろうということで、このリスクコミュニケーションであります。放

射能についてしっかりと、村がいざれ帰村の判断をします。その上で、残念ながら、やっぱり、一人一人の判断を仰がなければならないということになるだろうというふうに思っています。そのときに、それが判断ができるような環境をつくるということ、それが復興計画にも、除染にも、みんなつながっていくのかなというふうに思っていまして、リスクコミュニケーションがすべての柱ではありません。復興計画が柱でありますけれども、そのような形で三つの委員会を開かせていただいて今いるということであります。何度も言いますように、放射能の災害はほかの災害と全く違うという、ここに何とも言えないつらさがあります。（「終わります」の声あり）

議長（佐藤長平君） ここで私が一般質問を行いますので、議長の職務を副議長にお願いします。議長を交代します。

副議長（志賀 肇君） 議長を交代いたしました。

引き続き発言を許します。12番 佐藤長平君。

○ 12番（佐藤長平君） 忘れてはならない3・11の大震災。12日からのあの忌まわしい原発事故が発生、15日には大量の放射能物質が舞い降りました。18日、3月議会最終本会議を開き、平成23年度当初予算などの議案を29分間という短時間で議決、あわせて災害対策特別委員会を設置し執行部提案の村民自主避難を了承しました。4月11日、政府が村を計画的避難区域に設定するとの方針を発表。22日、全村避難区域指定。5月8日には、全村避難の中、特別養護老人ホーム、菊地製作所等に例外的な柔軟対応を示した。9日、全村民避難計画を県に提出、計画避難の開始を決定した。6月22日には、役場機能を福島市飯野支所に移設、間もなく1年が過ぎようとしております。この間、進まない除染事業、遅々として進まぬ仮置き場の整備、進まない固定資産等財物価格の賠償基準、進まない農地と山林の除染工程表など、復興に立ちはだかる壁は高く険しいのであります。焦りといら立ち感さえ覚える毎日であります。

○ しかしながら、我々は、原発という歴史的大災害にまさかなるとは思わぬ被害者になったのでありますから、この際は身を挺し、加害者の東京電力とこの政策を進めた政府に対して、償いの賠償と健康の補償、復興のための制度の確立を村民のために戦いとらなければならない。このことに尽きるのであります。

さて、戦い方には勝利に向けての戦略と戦術が問われます。華々しい戦略、戦術もあるでしょう。権謀術数の戦いもあるでしょう。いずれにしても、村民のために結果を出さなければなりません。これが執行部と議会人に求められている最も重要な課題であります。幸いにも我が議会には、華々しい戦い方を得意とする議員も、権謀術数を駆使して戦う議員もあります。村民のために勝ち取る課題が何かが一致していれば、それぞれの立場で戦えばおのずと村民のための結果が出てくると私は信じてやまない。

質問に入ります。

1点目は、原発事故区域の見直しの中で、政府交渉における精神的賠償の要求は達成されたのかどうか伺うとともに、財物価格、いわゆる土地建物等の価格賠償の要求はどの程度達成されたのか。特に帰還困難区域、居住制限区域、解除準備区域における格差の縮小要求についてはどのようにになっているのか。この際、伺いたい。

2点目は、双葉郡内における中間貯蔵施設の政府間交渉がおくれている中で、村内の仮置き場のあり方が心配されているところであります。進捗状況と仮置き場構造の見直しについて伺うとともに、仮置き場に求められているところの安全と安心についての所見を求めるものであります。

3点目は、村の大部分を占める1万7,000ヘクタールに及ぶ森林の除染が村の放射線量低下に及ぼす影響は大であるが、村の環境対策上も重大な課題であり、進めることによる雇用の創出も期待大であります。よって、計画的な森林の除染と計画的な林業再生を進めることによって、木材のチップ燃料化、バイオマス発電の整備とあいまって、森林の植生と保育を促し循環型エネルギー創出とあわせて雇用の確保が生まれる制度の確立を強く政府に要求すべきと思うが、この際、所見を伺いたい。

4点目は、立ち上げられましたいいたてまでいな復興計画推進委員会の委員の皆様には、精力的に検討と議論がされておりますこと、敬意を評するものでありますが、検討内容にあいまいさが目立ちますので、この際、議論をしたいと思います。

まずはスマートビレッジ構想について、戸数150から300戸の復興住宅が二枚橋地区に整備されるとしているが、これについて村民要求がどの程度あるのか、数字的な根拠を伺うとともに、仮称のいいたて復興公社が運営するとする再生可能エネルギー施設から村民交流施設まですべての施設が二枚橋地区だけで担い切れるのか。村長にその所見を伺うものであります。

村長（菅野典雄君） 12番 佐藤長平議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、4点ございますが、第1点目、避難区域見直しの取り組みについてでございます。原子力災害に伴う避難区域見直しとあわせて国が示した考えは、避難区分の指定に応じて精神的損害賠償を2年もしくは5年分を一括支払わせるということ。それから、宅地と家屋の財物賠償を帰還困難区域の全村を基準にし、避難区分によっては減らすと、こういうことでございます。村といたしましては、これまで計画的避難区域の指定において、全村が同じように指定され自由に入り出しきれどもかわらず、1年を経過した今になって、バリケードを設けて立ち入りが制限されることや、線量によって行政区の違いにより賠償額に差が生じてくることなどから、国に対し、バリケードを可動式のものにして住民の一時立ち入りを認めることや、区分によって生じる賠償の差ができるだけ少なくするように要望をしてまいりましたところでございます。国においても、度重なる村との協議を踏まえて、村が提案、要望していた精神的賠償の考え方や財物賠償額の算定基準について検討をしていただいていまして、そう遠くない時期に村の要望にかなり寄り添った賠償が示されるものと思っているところでございます。

去る6月11日に議会の同意も得て、国に対し、避難区域の見直しに係る飯館村の方針を占めさせていただきましたが、その際、附帯事項として次の5点を記載し要望を行ったところでございます。附帯事項の第1点目は、村全体が今申しましたように、区域の違いにより余り差が生じないようにしてほしいということあります。特に、行政区の一部が高線量地区になっています比曾とか蕨平とか、前田・八和木などについても十分考えていただけるようにということでございます。2点目は、精神的損害賠償については、避難指示

解除後においても猶予期間を十分とていただきたいということでございます。3点目は、仮設住宅及び借り上げ住宅の入居者の補助支援については、避難指示が継続される限り、認めること。これは当然でありますが、さらには村は、避難指示解除後においても、諸事情があって、すぐには戻れない人、戻らない人というものがあるので、そういう人たちの心に寄り添うということで、一定の猶予期間を設けて、直ちに七、八万のいわゆる宿泊代を払って、そこで生活しなければならないということにならぬようにしてほしいという要望を出しているところであります。4点目は、帰還困難区域に対するバリケードの設置に当たっては、区域住民の今までのことを十分に配慮して極力簡易なものにすること。そして、最後の5点目は、除染に当たっては、住民が安心して帰村できるように徹底した除染を実施するとともに、除染後、20ミリシーベルト、年間ですが、以下であっても住環境周辺の立木の求めに応じた伐採及び補償を行うこと。以上の5点を附帯事項として上げたところでございます。

( )

この要望実現のために、今後も粘り強く国と交渉してまいりますので、議員各位のご理解、ご理解以上にご協力を願いをしたいというふうに思っているところであります。

それから、森林の再生についてでございます。木質のチップ化とバイオマス発電が進み、森林の植生と保育まで、環境的エネルギー創出による雇用が生まれる制度の確立を国に強く要望すべきではないかというご質問でございます。除染、雇用の場確保のため、議員ご質問のとおり、村といたしましても取り組みが必要と考え、現在調査をしているところでございます。村民が帰村する上で、最大の課題は放射線の空間線量をいかに下げるかが課題であり、そのためには森林を含めた徹底的な除染が必要となってきます。森林の計画的な除染と森林施業を一体的にとらえ、そこから発生する除染廃棄物を木質燃料として、バイオマス発電は、さきの松下議員のご質問にもお答えさせていただきましたが、廃棄物の減量化にもつながり森林除染を加速化する最適な事業となり、また、雇用促進も図られるというふうに考えているところであります。

( )

現在の調査状況ですが、ことし2月に議会で視察しました会津若松市のグリーン発電会津の事業概要を参考にしながら、送電出力規模5,000キロワットとし、発電所、チップ工場、土場などの敷地面積、発電に必要な項目出しを行っているところでございます。ただ、現段階の課題としては、先ほどもお話をさせていただきましたが、年間の燃料となる木材量とか、あるいは森林の年間成長量がどうなのかとか、あるいは後の経営をうまくやっていけるのかどうか。あるいは村自体ということありますと、どこの自治体にもそういうことが必要になってくるということで、一体、大変なときにいいのかどうかと、いろいろなものが考えられますので、要は、国がもう少ししっかりと大所高所に立って考えていくということを我々今提案をしているところでございます。あわせて、森林の除染後、森林環境の再生を図るため、植栽とか保育などについても、当然でございますので、国に要望してまいりたいというふうに思っております。

最後に、スマートビレッジの話でございます。現在、までの復興計画（第2版）の検討を進めており、戻りたい人、戻りたくても戻れない人、戻らない人、それぞれ寄り添う

べく支援策を検討しております。ご質問のスマートビレッジ構想という名前、これは仮称ですから、当然、変わってくるというふうに思っていますが、村に戻りたい人、戻りたくても戻れない人のための拠点として整備をする新までいな村構想の村内・村外の拠点というふうに考えているところでありますが、二枚橋に選定した理由については、先ほどお話をさせていただいたところでございますが、二枚橋だけが復興の拠点かという話であります。全く違うわけであります。今まで飯舘村は、平成23年度に計画をしておりました事業がすべていっぱいあったわけでありますけれども、それが今回のことできなくなつたわけであります。それで、国の制度の中にそういうものが戻るときにもう一度、四、五年かかるスタートラインに立てという話ではいかがなものかという話で、条文として、率先して戻るときにはそういうものがほかの自治体から優先して仕事ができるようにという話も入れているところであります。したがって、村全体としてどういうふうに人口減になつたところを、あるいは子供たちの少なくなったところをどういうふうにそれぞれ、先ほど言ったような三つの区域を発展させるかというところで考えた中で、一つの案として出てきたということでございますので、二枚橋だけをねらったとり方をするということではございませんので、ぜひ、ご理解をいただければというふうに思っています。

村外の子育て拠点整備や、村内各地の公共施設の再整備、復旧モデル事業、再生可能エネルギーの導入など、村全体の復興についても検討してまいりますので、その点もわかりやすく示していく必要があるというふうに思っています。例えば二枚橋のスマートビレッジといいますか、新しい村のところに大型の木質バイオマス発電所ができる、そのところに毎日のようにダンプカーが出入りするということがいいかどうかというと、決してそうではないだろうというふうに思っています。したがって、村全体をどういうふうにしていくかという中での一つの核となるといいますか、一つの目玉的なというか、中心的な話の中で全体をぜひご理解をいただくという計画にしていかなければならないのではないかという中の一つの計画というふうにとつていただければというふうに思っているところであります。

他の質問は担当課長のほうからお答えさせていただきます。

以上でございます。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは2点目の仮置き場と中間貯蔵施設についてお答えをいたします。

まず、仮置き場ですが、去る6月12日に福島環境再生事務所より第2工区以降の造成工程の説明を受けたところであります。その内容は、第2工区造成による残土運搬で第1工区内を使用するため、第1工区内での除染廃棄物保管は第2工区造成が完了する来年5月ころまでにかかり、その時点までは廃棄物が搬入できないというものであります。その間の除染廃棄物は現地保管をお願いしたいとのことでありました。また、第3工区及び第4工区造成の工程表では、完成が平成25年までにかかることと、完成しても除染廃棄物発生土量予想から見ると仮置き場面積が不足するとの説明がありました。村としましては、本格除染を進めるためには仮置き場の早期完成が不可欠であり、説明を受けた内容では受け入れられるものではないので、その場で計画の見直しを強く要請したところであり

ます。現在も国と協議をしており、早期着工、早期完成ができるよう強く要請をしているところであります。

中間貯蔵施設の整備については、現在、国、県、双葉郡内の自治体で受け入れ先の選定協議が中断しており、決定しておらず、村としても大変憂慮をしているところでございます。今後、中間貯蔵施設建設が計画どおりに進まず、仮置き場での保管期間が延びることも予想されますので、保管期間が延びた場合でも、村民に安心・安全が得られるよう保管の方法、仮置き場の造成などを工夫するように要望をしてまいります。

なお、村としても仮置き場の建設が工区によっておくれることも予想されますので、当面、仮置き場などの検討も必要になるのではないかと考えているところでございます。

以上であります。

○ 12番（佐藤長平君） 財物家屋の賠償でありますけれども、5月24日に出された、我々が聞いた古い資料と、最近、村長が拝見したと言われる算定基準、これにどのぐらいの差があるのでしょうか。

○ 村長（菅野典雄君） 今回は、精神的賠償の件、それから、家・宅地の財物賠償の件、それから、家の中の品物の家財の賠償の件と、こういうふうに出てくるのかなというふうに思っています。今ご質問の財物賠償でございます。困難区域は100%見ますということに対して、その他の地域、二つの地域はある程度そこに差を見ますよという話になります。どのぐらい差があったのかということです。新聞紙上ですから、残念ながら、まだ、この前、国の方から提示されたものもあくまでも内々の話だということですから、その資料は取り上げられましたので、わからないところでありますけれども、前の新聞のときは600万ぐらいあったのかなという気はしますが、若干は縮んだなという気はします。ただ、若干であります。ところが、今、浪江なども、二、三日前の新聞ですと、賠償の仕方がやっぱりおかしいのではないかという話に対して、平野大臣が「検討する余地があるかもしれないな」という答弁をしているという話でありますから、多分、今かなり精力的に我々のもう少し差を縮めるべきではないか、あるいは自治体によってはなくすべきではないかというような話もあるかもしれませんけれども、それに向けて動いているのではないかというふうに思っているところであります。

以上であります。

12番（佐藤長平君） 今答弁にもありましたように、かなり村の要望に寄り添った賠償が示されるという答弁だったのでありますけれども、逆に、家財賠償なんかは、大熊町でしたか、富岡の町長に対して、家財の賠償を帰還困難区域については3割アップするなんていう復興大臣の話であります。どういうふうにとらえたらいいのか、もう一度。

村長（菅野典雄君） あれは多分言いようだと私は思いました。3割アップするというのは、こちらを基準にしているから3割アップであって、困難区域からすれば3割下がるという話だと私はなりました。ですから、プラスアルファを出すということではなくて、やはり、困難区域が一つの基準になって、そこからどう下がるかという話をああいう言い方をしたらああいうふうに書いたということではないかというふうに私はなりましたが、もしかしたら、あるいは間違っているかどうか、わかりませんけれども、私はそうとったというこ

とであります。

以上であります。

12番（佐藤長平君） いや、間違いはそのうち出てくると思うのですが、そういう意味では、村の要望にかなり寄り添った賠償が示されるというのは、極めて危ないというか、紙一重のところにあるんじゃないかというふうに思うんですが、その点についてはどうお感じになっているか。

村長（菅野典雄君） 実は、ずっと言っていましたのは、いわゆる我々は何も好き好んで高いところにいたわけでもないし、低いところにいたわけでもない、みんなと一緒に避難をして、でありますから、全くそこに差があるというのはおかしいのではないかということで、差はないように、あったとしてもできるだけ、そこはそのぐらいはしようがないなというような小さなものにしていただきたいという話をずっとしてきています。今の家財にしろ、あるいは財物にしろ、なかなか抵抗はしましたけれども、ガードは固いと、こんな状況で今もってやっているし、ほかの自治体も上げているという、こういうところであります。（ ）  
ある程度、村に沿ってというのは、いわゆる困難区域は5年間という話でございます。それから、もう一つは2年間という期間を一定区切られました。それから、もう一つは、毎年、毎年、精神的賠償はみんな月は同じであります。毎月同じであります。ただ、一括で払うか、払わないかというところが出てくるということでございまして、そこをどういうふうに差をなくす方法があるのか。何度も言いますように、現実に困難区域とそう変わらない線量もあるというところがあるわけでありますから、そのところをということで、いずれ満点ではございませんけれども、近い、こちらの意見に沿った案が出てくるというふうに思っているところであります。残念ながら、何度も言いますように、財物補償の差というのは残念ながらかなり大きい。こういうことで今、随分我々も言っていますし、ほかの自治体も言い始まっているということであります。家財は、その差を縮める方策に出たという答弁をもらったんですが、ですから、全く同じかなと思ったら、やっぱり家財のほうも差が出てきたということで、今、納得できないなという、こういう話をしているところでございます。（ ）

ちょっと、説明がごちゃごちゃしたかもしれませんけれども、また、足らないところは後でお答えさせていただきたいと思います。

12番（佐藤長平君） 認識の問題でありますが、そうすると、財物価格、それから、家財の賠償等々がきちんと基準が出ないと、これは除染の同意は進まないという認識でよろしいのでしょうか。

村長（菅野典雄君） 私らがいつも心配しているのは、それぞれ自治体の状況が全部違いますから、そして、自治体の要望なり何なりが全部違います。そうすると、あるところに行つたときに、「わかりました。はい、じゃあ、そこはこうします」。だけれども、別な自治体は全く違う。こういった話になったのでは、全く我々、ますます国を信用できないし、強く言ったか言わないかぐらいの差が出てくる話では何ともしようがないのではないかというふうに思っています。ですから、間違いなく、国がぶれるのかぶれないのかというのをしっかりと見ていく必要があるなど。ぶれないできちんとやっていただくということ

になれば、それは多分どこの自治体もほぼ同じということありますから、この賠償が除染に影響をしてくるということになれば除染が進まないということになりますので、決して村の復興にはプラスにはならないのではないかと、こういうふうに思っています。もし、国がぶれ始まれば、それは間違いなく除染に影響をしてくるであろうというふうに思いますですが、どこの自治体のいろいろな要望にもぶれないで、これが一律ですということになっていれば、ぜひ、賠償とは切り離して、除染は一生懸命進めていただく段取りのほうがいいのではないかというふうに思っています。

以上であります。

12番（佐藤長平君） 次に移ります。

仮置き場の第1工区及び第2工区について残土運搬のため、来年5月までは除染物の廃棄物は搬入できない。除染廃棄物は現地保管をお願いしたい。これは村民にとっては受け入れられるのでしょうか。お尋ねします。

○ 復興対策課長（中川喜昭君） 先ほど答弁しましたように、6月12日に国の環境再生事務所のほうからの説明では、今おただしあったような内容で話があったと。村としては、村民の方々への住民説明の中でも仮置き場のほうでということのお話もさせていただいた部分もありますので、できるだけ仮置き場での保管ということで進めてまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

副村長（門馬伸市君） 到底納得できない話でありましたので、その都度、国ほうには要請しております。きょうも、現地対策本部のほうから来て、仮置き場の件で、とにかくできるだけ早く、第2工区、それを早くするようにということで、国もそういう対応をしますと、こういう約束をしていきましたので、できるだけ早く造成をしていただいて、そこに仮置きできるように、多分していただけるものと、こういうふうに思っております。

○ 12番（佐藤長平君） 仮置き場第3工区については、議会の特別議決のとおり、遮断型にしていただくという要求を出さなければならぬと思うんですが、そういう考えがあるのかどうかお伺いします。

副村長（門馬伸市君） 多分、3年で中間貯蔵のほうに運べれば、事は別ですけれども、今の状況だとちょっと心配な面もあります、まだ中間貯蔵施設の設置場所が確定していないということありますから。そういう意味では、第3工区以降の工区については、管理型というのですか、そういう手法も、もしかしたら必要になるかもしれないということありますので、引き続き、工期とのにらみになると思いますし、あわせて中間貯蔵施設のほうの動向も、これも並行して考えなければならないと、こういうことだと思いますので、今のご指摘のあった簡易型の仮置き場というのも、当然、これから検討していかなければならない課題ではないかと、こんなふうに思っています。

12番（佐藤長平君） きょうの答弁を聞いておりました。いわゆるバイオマス発電の考え方であります。聞いていた中でちょっと気になることがあるんですが、第三セクターあるいは村がつくって民間業者がやる、これを実施するという話を聞きました。でも、今回の事故発生後のいわゆる復興の中で、バイオマス発電あるいは森林の被災、植生化、そういう

ものを考えるときに、いろいろ考えるよりは、こういうふうに進むということで、当然、村は除染計画を20年間というふうにしましたので、20年間で今の村内の1万7,000ヘクタールの除染計画による排出量は大体900ヘクタールなんですね。900ヘクタールなんて、1年間だけで切れそうも何もない数字であります。ただ、会津のグリーン発電の話を聞くと、5,000キロワットで、大体300ヘクタールこなせば5,000キロワットの発電所は動くという話であります。ですから、大体動きそうなんですね。ですから、まず、動かす、そして、足りないところをつけていく。さっきも答弁ありましたけれども、そちらこちらの自治体で手を挙げているようですが、今回しかできないんだよというものは、やっぱり、最初手を挙げないとこれはだめなのではないかなというふうに、最近、私思います。今までのやり方ではなくて、私はどちらかというと、これは国とか村による実証事業として、当面5年なり10年は動かしていただく。そして、5年の中で、これは民間に預けても十分採算がとれるというところで民間に移すというやり方をしないと、最初から民間はやるか、やらないかでいくと、これはなかなか進まない。というふうになると思うんですが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） まず、先ほども言いましたように、ある意味では大胆に、ある意味ではやっぱり慎重に事を進めなければならぬなという気がしています。木質バイオマス発電、全くこういう状況の中では非常に大切な事業だというふうに思っています。何度も言いますが、いわゆるそれが村にとってものすごい負担になるような話になったのでは大変なことになるのではないか。ですから、やはり、今ご質問にあったように、とりあえず国が責任を持ってやると、こういう形でどこどこにやりますという話をすべきだということではないのかなというふうに思っています。ですから、そういうものに対しては、私どもは今回のほうにも言っていますし、手も挙げている状況ではないかなというふうに思っています。

ただ、いつまでも国頼りというわけにもいかないのかどうか、わかりませんけれども、いずれにしても採算倒れをしないようにやっぱりしていかなければならぬというふうに思っています、山の木のいわゆる植生といいますか、山の除染というのは、どのぐらい木が出てきて、どういうふうになるのか。なかなかその辺がわからない。会津の話、私はまだ全然見ていませんから、わかりませんけれども、情報によりますと、基本的にそこをやっていくには会津の山が全部やっぱり必要になってくるみたいな話も、うそかどうかはわかりませんけれども、聞こえてきます。ですから、そういうことも考えますと、国がやっぱり汚した責任者としてきちんと、飯舘村なら飯舘村、どこならどこにやっていくということが必要だろうというふうに思っています。そのことに対しては、何ら異議は私はありません。当然必要だろうというふうに思っています。ですから、ただ、ただ、飯舘村だけが手を挙げ、あるいは、ほかが全部手を挙げて、どこかにぽつんと、「はい、こことここ」という話になって、そこが大変な思いになったり、あるいはそこに外れたところが全然除染ができないという形になったのでは、国はどう責任をそこはとるんですかという考え方をやっぱり国に突きつけていかないといけないのでないかと、このように思つてるところであります。

これからも、木質バイオマス発電は進めてはいきますが、そういう中で村としては考  
えているので、村はまだ協議をしていませんけれども、万が一、村にということになった  
場合には、場合によってはほかの自治体の木質も受け入れるという覚悟を持っていかなければ  
ならぬのではないかというふうにも思ってはいます。そういうことをみんなで協議  
をしながら、村としては大切なバイオマスだとか、あるいは省エネ対策、あるいは新エネ  
ルギーの対策だというふうに思っているということでございます。

以上であります。

○  
^  
1 2番（佐藤長平君）　までいな復興計画、二枚橋だけではありませんという話でした。私は、  
復興住宅、村外にもつくるという計画があるようあります。それから、二枚橋もつくる  
ということあります。直接、行政区に帰れないという方が結構いるのではないかなどとい  
うふうに思っているんです。それで、これは提案なんすけれども、この際、老朽住宅を  
抱えていた大谷地住宅あるいは飯樋の住宅についても、この際、戻っていってからの建設  
計画でなく、今度の復興交付金の中でこれをつくりかえてしまう。それで、村営住宅であ  
りますといろいろな制約が生じてまいりますから、実際、役に立ちません。復興住宅でつ  
くれば、いろいろな階層の人、あるいはどのような条件でも住むことができるので、この  
際、転換して、飯樋あるいは草野の老朽公営住宅については、これを取り扱ってしまって、  
今の復興交付金による復興住宅につくりかえるべきだなと私は思うんですけども、そ  
ういう考えはないんでしょうか。

○  
^  
村長（菅野典雄君）　全く、復興ということでは、復興資金を使ってというのはちょっと考  
えませんでしたが、大谷地住宅は大谷地住宅で、23年度、初年度に5年間で改築していくと  
いう計画をつくっていましたので、戸数的にどういうふうにするかというのは考える余地  
が、人口減ということありますので、計画に上げて、今回の避難区域見直し後の計画の  
中に見直しになったことによって、居住制限区域は公的な事業は協議によってはスタート  
してもいいと、こういうようなことになっておりますので、大谷地住宅あるいは公民館、  
草野小学校、その他いろいろな形がこの計画の中に入ってくるということあります。その  
中で、復興資金にしていただけるのか、その他の資金でこれは動かしなさいと国に言わ  
れるのかは、これから協議のところだろうと、こういうふうに思っています。ですから、  
復興住宅にだけ、二枚橋の住宅にだけ入れるという話では全くございません。また、戸数  
もどんどんと少ない形にはなっていくだろうなというふうに思います。大谷地住宅も今まで入  
っていた人たちは、やっぱり、入っていただかなくてはなりませんので、入りたい方もいっぱいいるわけでしょうから、そこはやっぱり直していくという話もあります。また、  
これはどうなのか、わかりませんけれども、帰るときに臼石小学校がどのくらいの子供さ  
んになるのかというのも大きな課題があるな。あるいはもちろん草野小学校も、臼石小学  
校も、その辺がどういうふうになるのかということもある程度真剣に考えながら、これから  
の村の復興を考えいかなければならぬと、こんなふうに思っていますので、いずれにしても、  
人口は減る。減ったときにふやすわけにはいきませんけれども、その減りをどのくらい少  
なくしていくかという対策をやっぱりとっていくということが大切ではないか。それが大谷地住  
宅もあり、二枚橋住宅もあり、場合によっては、どういうふうになる

かわかりませんけれども、川内村は廃校になった高校を菊地製作所が引き受けてやる、こういうことになったようありますから、私たちも何かそういう考え方もこれから必要なんだろうと、このように思っているところであります。

以上であります。

12番（佐藤長平君） 大谷地住宅、公営住宅にするとそれぞれ制約が出ますよね。今度の戻りたくない、戻りたいというこの関係の中では、戻りたい人は割合入れないんだよな。ひとり暮らしの人を行政区に帰すわけにいかないから、大谷地住宅あるいは二枚橋というわけでしょう。それから、グループホームみたいなものも必要なわけ。これもひとり暮らしの老人が直接行政区には帰られないから、大谷地住宅のところにグループホームもつくるから、そこにとりあえず入っていただいて、草野の大谷地から行政区に、自分のうちに日中は通ったり、何かそういうふうにしていって、だんだん復興を図るというふうな考え方を私は持っているんですけども、そういう意味では、二枚橋に復興住宅がでなくて、やっぱり、草野にも、飯樋にも、臼石にも、一定程度の復興住宅をつくる。大谷地住宅でいえば3分の1になるか、わかりませんよ、それは、人口推移ですから。3分の1でも、半分でもいいから、公営住宅でなく、復興住宅に切りかえる。そのほうがみんなが戻りやすくなるのではないかと私は思うんですけども、今までの公営住宅の建て方ですと、1人では住めない、高級取りは住めない、全部、制限かかるわけでしょう。だから、その辺を緩和するには、今回の復興交付金でこれをつくっていくというのがやっぱり筋ではないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 大変、多様な考え方で提案をいただきましたので、そういうものができるかどうか、考えてはいますから、そういう組み立てが、そういうだれでも入れるようなことができるか、できるとすれば、当然、村の計画の中に入れていきたいと、このように思っているところであります。ありがとうございます。（「終わります」の声あり）

副議長（志賀 肇君） これで一般質問を終わります。

#### ◎散会の宣言

副議長（志賀 肇君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

ご苦労さまでございました。

（午後3時43分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年6月18日

飯 館 村 議 会 議 長

佐藤長平

志賀義文

○ 〃 会議録署名議員

〃 会議録署名議員

松下義喜

〃 会議録署名議員

飯館義一郎

平成 24 年 6 月 19 日

平成 24 年 第 5 回 飯館村議会定例会会議録（第 3 号）

平成24年第5回飯館村議会定例会議録（第3号）							
招集年月日	平成24年6月14日（木曜日）						
招集場所	飯館村役場						
開閉会の日	開議	平成24年6月19日 午前10時13分					
時及び宣告	閉議	平成24年6月19日 午前11時44分					
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	
出席12名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	1	松下義喜	○	2	飯樋善二郎	○	
	3	北原 経	○	4	伊東 利	○	
	5	北山文子	○	6	佐野幸正	○	
	7	菅野義人	○	8	大和田和夫	○	
	9	大谷友孝	○	10	佐藤八郎	○	
	11	志賀毅	○	12	佐藤長平	○	
署名議員	3番 北原 経		4番 伊東 利		5番 北山文子		
職務出席者	事務局長 俎野 誠		書記 山田郁子		書記 松下義光		
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名 ○出席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠	
	村 長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○	
	総務課長	中井田 榮	○	復興対策課長	中川喜昭	○	
	生活支援対策課長	佐藤周一	○	住民課長	濱名光男	○	
	会計管理者	齊藤修一	○	健康福祉課長	藤井一彦	○	
	教育委員長	佐藤眞弘		教育長	廣瀬要人	○	
	教育課長	愛澤伸一	○	代表監査委員	渡邊守男		
	農委會長	菅野宗夫	○	農委局長	齊藤修一	○	
	選挙管理委員会 委員長	齊藤次男		選挙管理委員会 書記長	中井田 榮	○	
議事日程	別紙のとおり						
事 件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成24年6月19日（火）・午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問（通告順 5番）

( )

( )

## 会議の経過

### ◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） ただいまの出席議員12名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時13分）

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、3番 北原 経君、4番 伊東 利君、5番 北山文子さんを指名します。

### ◎日程第2、一般質問

議長（佐藤長平君） 日程第2、先日に引き続き一般質問を行います。

○ 発言を許します。10番 佐藤八郎君。

10番（佐藤八郎君） まず、一般質問に当たり、現在の村民が置かれている社会情勢を見ますと、消費税大増税の3党合意や原発再稼働決定など、2009年度の総選挙で「マニフェストに書いてあることを命懸けで実行する、書いてないことはやらない。これがルールだ」というふうに野田首相は訴えておりましたけれども、全く、現在に至っては違うことやっています。私たち全村民が被害者となった原発事故はいまだに収束せず、その被害は県民初め日本社会に深刻な影響を与え続けております。除染、賠償、子供たちの健康を守り、地域を再生するための見通しと責任も果たそうとしない政府が、再び原発稼働させることは許されることではありません。さらに、密室での増税談合を続けてきた民主党、自民党、公明党は消費税10%への大増税法案に合意をしました。民主党が総選挙のマニフェストで公約した後期高齢者医療制度の廃止や最低保障年金制度を棚上げするなど、社会保障改悪と一緒に進めていくことに合意をしたのであります。

○ 東京電力の原発事故は、国と東電による人災であります。3・11から1年3カ月余りが過ぎましたが、被害はいまだ継続し拡大をしています。事故以来、県外への避難者がふえ続け、いまだに毎月1,000人前後が県外へ避難し、今も16万人以上がいつ帰れるかともしれない生活を続けています。

このような村民生活をめぐる情勢の中での村民の声、願い、要求、提案をいたします。被害者である村民にしっかり寄り添った村民のためになる答弁を要求をし、質問に入ります。

村民の健康を守り、補償させるための所見を伺います。子供、若者に影響する放射能による被害は、二、三年後に出てくると言われるが、全村民に向けた精密検査などを実施すべきである。原発事故によっての健康被害について、マスメディアなどで報道がありますが、行政としては、どこまでその実態を知り、村民の実態はどのようになっているのか、伺うものであります。この事故における村民は100%被害者でありますので、将来的な健康補償が求められますが、村として、東電や国に何を求め、村民のためにこたえていくのか、具体的に村民に示すべきであります。

次に、村民の自立支援についてですが、村民の仕事、収入、生活などの考え方、あり方がこの1年3カ月余りで変化をしております。損害賠償、避難、先の見えないこと、行政に声・要望が届かないことが考えられるが、自立していくための復興計画と実施することを具体的に示すべきであります。

住民との懇談会、説明会の中で、「意識調査すべき」の声が多かったために、村より早くアンケート調査をしていただいた結果を見ると、帰村しない・できない村民がおりますが、この被害を受けた村民の支援は、住居、仕事、学校など考えられるが、どのように具体化しているのか、どのように自立できるように支援するのか、示すべきであります。

昨年より実証試験の除染が進められていますが、除染は、本来村内になかったすべての放射性物質を取り除き、別な場所へ隔離することです。村は国と一緒になり、当面、2分の1とか、5ミリシーベルト、年とか、実証で技術、方法が確立されたように考えているが、事実としては、自然減からして効果なかったのではないか。除染の工程と予算をきちんと示すべきであります。

さきの住民によるアンケート結果によると、除染をやったこと、やるとしていることで、放射能数値が下がり、安心・安全となるとは思われない村民が多いのですが、情報不足か、確立した方法がないのか、現在も放射性物質が空から降っているのか。除染についても先が見えないので、村民へ具体的な施策を示すべきであります。

国の発表によると、飛散した放射性物質は32種類としているが、村において検出した物質と場所、年月日と、体、土などへの影響もきちんと村民に示すべきであります。

実証試験、本格除染を進める上で仮置き場が重要となります。当初と現実と予定を示すとともに、中間貯蔵施設完成によってであるが、具体的に量、運搬状況、コースなどを示すべきであります。

次に、被害者にされた村民への賠償責任についてですが、村は村民の立場で、加害者に対して原発事故によって要因あるとするすべてのものを完全に賠償させるべきであります。そのための村としての村民への手立てをするべきであります。

東電と一緒にになって、国は、距離、放射線量、賠償額などで被害者を分断していますので、村としては被害自治体と連携を強め、福島は一つとなるように運動を進めるべきであります。

去る5月11日午後3時17分に、村長と相談をしての決定と課長より電話があり、私と課長の会話を一緒に聞いていた村民は驚きあきれています。原発推進、原発再稼働という方のみを村は講師やアドバイザーなどに依頼するのか。それが行政の中立かと。行政の中立の基準、人選、考え方を伺うものであります。

こんなときだから、多くの村民から不安や不満が届けられていますので、大きく6点についてお答えいただきたいと思います。

一つは、集会のあり方で、なぜ、いつも村は加害者と並び加害者を助け、被害者の声、要望にきちんと向き合っていないのか。

二つ目は、除染について、除染前と後、そして、数ヶ月後とわかりやすく周知すべきであるし、比曽や佐須で実施されたG P Sによる計測を、村が実施して、村自体が各地区の

実態をきちんとつかむのが基本であるというふうに考えるという声があります。

三つ目は、補償、避難もいつの日か終わりが来ますが、村民の意識、要望を把握しているのか。つかんでいること、聞いていることなどをきちんと村民に示すべきであります。

四つ目は、議会議員の役割、任務からして、住民のうちを知らなくては困りますので、住所を議会に示してよいか、すべての村民に伺うべきであります。そして、議会に示していいという方の住所は議員に教え、議員はそこに寄り添って村民とともに歩むのが私たち議員の活動の基本であります。

五つ目として、報道が先に進み、除染は進まないのに、復興住宅ですが、実現したときの入居条件と計画と見通しはどうなっているのか。川俣町、飯野町、二枚橋に建設予定あるのか、伺うものであります。

六つ目は、村民の要望にこたえてアンケート調査があったものは、本来やるべき村がやらないので、住民組織が行ったことであり、その結果について、報告も村にあったとのことなので、村として村民の暮らしや意識、思いをどのようにとらえたのか、お伺いをいたします。

村民の健康、暮らし、要求、放射能、そして、除染など、村民は何をとっても大変な状況にありますので、多くの村民が理解できる明解な答弁を求めます。

以上であります。

村長（菅野典雄君） 10番 佐藤八郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

かなり多いわけでありますけれども、私のほうから何点かお答えさせていただいて、そのほかは担当のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、避難者の自立支援についてというご質問にお答えをさせていただきます。

村では、までの復興計画（第1版）を昨年の12月に策定をいたし、村の復興に対する理念や基本方針を示したところであります。その後、具体的な喫緊の課題に対する施策をまとめた第2版の計画を6月末をめどに策定する予定になっているところであります。

まず、ご質問にありますこれまで具体化された施策、事業を列挙いたしますと、仮設の小学校、仮設幼稚園など教育環境の整備、リスクコミュニケーション会議の設置、旧行政区のコミュニティーの維持と避難先での新たな自治会の設立、ＩＣＴタブを活用した情報網の整備、村除染計画に即した除染事業の着手、避難先での営農再開などが挙げられます。現在、検討しております復興計画の第2版は、戻りたい方、戻りたくても戻れない方、あるいは戻らない方、それぞれに対応すべく、具体的な施策を検討しているところでございます。まず、戻りたい人への施策といたしましては、村内拠点の整備なども一つの案かなという気がしますし、戻れない人への施策といたしましては、仮設の小学校や中学校など村外への子育て拠点整備、あるいは避難先での復興住宅整備などもしていかなければならぬというふうに考えているところであります。また、それぞれの村民の心に寄り添うべく、ソフト事業や民間からの協力などについても、今検討をしているところでございます。

さらに、アンケートの件でございます。住民団体が行ったとされるアンケートにつきましては、お答えする立場にないことをまずお断りをさせていただきます。また、その住民代表が要望している村外への分村や、現福島市飯野地区近辺以外での自治体機能の移転に

つきましては、村は一切考えていません。その上で、村といたしましては、までいな復興計画（第2版）の中で、戻りたい方、戻りたくても戻れない方、そして、戻らない方、村民それぞれの立場に寄り添うべく、具体的施策を検討しているところでございます。

村の復興に当たっては、除染や賠償の進み具合や災害救助法の期限、帰村の時期を見据えた施策の整備など、時間軸に沿った施策を講じていく必要があるというふうに思っています。したがって、一度整備した施設の住民の帰村の状況や復興の段階に応じて、その目的や求められる機能が変化していくというふうに考えられますので、柔軟に対応できるような施策を検討しているところであります。仮設住宅から復興住宅への移行や村に戻った際の雇用の確保、学校が戻るタイミングなどについては、帰村を考える上で重要な要素となるというふうに思っておりますし、今後も懇談会などで村民の意向把握に努める一方、議会とも協議をさせていただきながら重要案件については進めていきたいというふうに思っているところであります。

村民の不安、不備について6点というお話をございましたが、まず、前の3点についてお答えをさせていただきます。

村は、常に村民の側に立った取り組みをさせていただいておりまして、加害者である東京電力や国の立場で物事を進めていくということは一切ございません。村は、避難区域の見直しに係る住民懇談会や除染の説明会について、国の担当の同席を求め、担当からの説明を受けながら実施してまいったということでございます。これは決して村が国の側に立っているわけではありません。村民の側に立って協議を進めるために国と一緒に村民の声を聞き、村民が何を考え、求めているかという現状認識を同じくした上で復興に向けた協議が進められなければならない。それが村民の思いに寄り添った復興、復旧が図られるということではないかと考えているところであります。

国から提示される賠償や避難の条件は、被害者である我々村民の意向を反映しているとは言えないケースがいっぱいあるわけですが、村といたしましては、要求が通らなければ一切の協議に応じないという姿勢ではなかなか復興は進まないというふうに考えております。したがって、村民の多くは不自由な環境で避難生活を強いられ、さまざまな不安や不満を抱えているわけでありますから、そういうような村民の声をしっかりと國のほうに伝え、村民の心に寄り添いながら、國の担当にわかつていただく。そして、そこからよりよい条件や案を引き出すということが村の役割だというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思っております。

次に、除染についてでございます。

村民の皆さんには、避難先を初め村の自宅やその周辺の農地、裏山の放射線量がどれだけあるか関心があり、また心配をされているというふうに思っております。今まで、文部科学省の設置したモニタリングポストでの調査、村独自で村内20行政区の宅地及び農地、あるいは村内継続操業の事業所、あるいは仮設住宅などの放射線量の調査を実施をいたしました、ホームページやお知らせ版でこの状況を知らせてきたところであります。

本格除染を進めるに当たり、自宅やその周辺の農地、裏山などの放射線量の除染前、除染後、その後の放射線の動きをつぶさにわかりやすく周知をする必要があると考えている

ところであります。村としては、今進めておりますモニタリングセンター事業の中で、現在までの国・県・村で計測しています放射線量データやこれから調査する放射線量のデータを一括管理してまいりたいというふうに思っています。また、これらのデータを地図上に明示しながら村民の目に見える情報を今後配布する情報端末機で村民に知らせていきたいというふうに考えているところでございます。

さらには、7月中に各戸に瞬間線量、積算線量が計測できる線量計を配布する予定ですので、村民がみずから計測することができるようになり、放射能に対する認識といいですか、不安解消になるかどうか、わかりませんけれども、現状の認識の一助になるというふうに考えているところであります。

なお、G P S機能搭載の線量計は、持参しながら歩行したところの放射線量の計測ができる、地図上に記録させることができます。計測場所や放射線量の濃淡がわかりやすく、記入の必要がないことから、だれでもが計測できる効率的な機器と考えており、今後の導入を図る予定でございます。

それから、三つ目の補償についてでございます。

村民の不安、不満、被害者がどのような意識、要求を持っているのか、村が把握していることや聞いていることを示すべきであるというご質問にお答えをさせていただきます。

避難から1年以上が経過をし、村民の皆さん方が、健康や仕事、暮らしのことなどあらゆる面で困難な状況に直面している中で、国から計画的避難区域の再編について、いわゆる区域の見直しについて示されたところでございます。村としては、村民の声を聞いてから方針を決めたいという考え方で、これまで時間をかけ地区懇談会や意見交換会を開催をしてきました。それぞれの会議では、村民の皆さんから切実な意見や要望、要求が出されているところであります。

主なものは、区域見直しで国が示した帰還の目安となる年間線量基準20ミリシーベルトについては安全と言わてもなかなか安心できない。健康影響を心配している。こういうことがありました。除染では、いぐねの立木を伐採しないと線量が下がらないのではないか。あるいは居住空間だけ除染しても戻れないというような声もありました。賠償では、居住制限区域や避難指示解除準備区域の住宅や宅地の不動産の算定基準を早く明らかにしてほしいし、また、その区域ごとの賠償に差を設けないでほしいという声もあったところであります。また、区域見直しによるコミュニティーを分断することのないようにという声は地域づくりを一生懸命やってきました村民の願いだというふうに感じているところであります。解除しても戻れないと考えている村民から、若い世代の声を聞いてほしいという要望も出ていますので、早期に取り組みたいというふうに考えているところであります。ほかにも、ふるさとを離れて生活することの不自由さを、あるいは地域や家族までも分断されてしまった悔しさを訴える悲痛な叫びが聞こえたところでございます。

村を預かる責任者として、厳しい環境に追いやられている村民の現実に、国は、東電はしっかりと対応してほしいと訴え、村民生活を安定させるための制度設計を、粘り強くこれからも、しかも強く要求していくつもりでございます。

その他の多くの質問ございますが、それぞれ担当のほうからお答えをさせていただきました

いと思います。

以上でございます。

健康福祉課長（藤井一彦君） 私からは被害者の健康についての三つのご質問について、関連がございますので、一括でお答えをさせていただきたいと思います。

まず、一つ目の子供や弱者などの放射線による被害及び全村民に対する検査の実施に関するご質問についてお答えさせていただきますが、ご質問の前段で、子供、若者、弱者などには放射線による被害は二、三年目で出てくると言われているとのことでございますが、今のところ、そのような話は聞いていないところであります。しかしながら、長引く避難生活や放射線への不安などによって健康にさまざまな影響を及ぼすことが懸念されておりますので、全村民を対象にした検査の実施は不可欠であると考えております。

全村民への検査の実施については、まず、16歳以上の村民を対象にした検査でございますが、去る5月24日から6月3日までの日程で、県民健康管理調査を含めた総合健診を実施したところでございます。15歳以下の方につきましては、小児科の専門医がいる医療機関で受診ができるよう、県において調整をしていただいているところでございます。（ ）

また、放射線内部被曝検査については、村でホールボディカウンターを購入し、8月1日から検査を開始できるよう、また、住民が受けやすい体制づくりも含めまして準備を進めているところであります。

さらに、甲状腺検査については、健康管理調査の一環として、平成23年度に先行の調査を終えております。県が実施する次回の調査は平成26年度になるため、今年度は村独自で検査を行うこととしております。

放射線への不安などを取り除くための検査や避難による生活習慣、生活スタイルの変化によるさまざまな疾病の早期発見、早期治療に努めるためにも検査、健診を長期にわたり定期的に受けさせていただくことが安心につながるものだと思いますので、受診勧奨も含めましてしっかりと検査を実施してまいりたいと考えております。

次に、二つ目の村民の健康実態の把握についてでございますが、さまざまな検査や訪問などにより把握に努めているところであります。（ ）

平成23年度の10月から11月にかけて県民健康管理調査の一環として甲状腺検査が行われており、検査の実施状況は、917人が受検をしております。受検者個人の結果は、県により個人には通知をしていることですが、県は対象市町村ごとの結果公表はしておりませんので、村では把握はできておりません。たびたび県へ結果公表をお願いしているところですが、引き続き要望してまいりたいと思います。

内部被曝検査については、2,042人が受検をしておりまして、結果は1ミリシーベルト未満が2,041人、1ミリシーベルトから2ミリシーベルトは1人となっており、全員が健康に及ぶ数値ではないということです。

いずれも県で行っている検査結果の個人データは村に提供されておりませんので、村で細かい分析を行うことはできません。

23年度の総合健診の結果については、検査の終了がことしの3月までかかりましたので、結果分析がまだの状況となっておりますが、今後、震災前と震災後の住民の健康状態の比

較、分析を行い、その結果を健康づくりに生かしていきたいと考えております。昨年5月21日、22日に高線量地域の住民を対象に行われた健康相談会や8月の見守り隊隊員を対象とした健康相談会の結果を見ますと、放射線による血液の影響は見られませんでしたが、一方で、環境や生活の変化による運動不足、高血圧、高コレステロール血症、糖尿病など、生活習慣病が悪化している方が多く見られました。また、看護師等の巡回訪問による状況からも同様の傾向が見られ、これらのことから身近な運動である歩くことの習慣づくりを目指した健康教室を今年度実施していくこととしております。今後も健診、検査の結果分析について専門家の指導をいただきながら県民の健康実態の把握に努めてまいりたいと考えております。

三つ目の村民の将来にわたる健康補償についてのご質問ですが、現在、診療に係る一部負担金の免除、国保税の減免措置がとられているところあります。これらを平成25年度以降も継続することや健康診査や放射線検査を国の責任で全村民が同じく受けられるよう、国・県へ要望をしてまいりたいと考えております。

また、原発災害に起因する健診、検査や健康づくりに要した費用については、多くの場合、国からの交付金や補助金で補てんをされておりますが、補てんされない場合については東電への損害賠償として要求してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは3の除染の原点の4点についてお答えいたします。

まず、1点目ですが、除染をした場所と除染をしない場所での空間線量の比較についてありますが、まず、昨年度、モデル事業で除染を実施、国が測定しております一番館の数値ですが、昨年の6月22日では地上1メートルの高さで時間当たり2.94マイクロシーベルトが6月、今月7日では0.88マイクロシーベルトで、減少率が70.1%あります。次に、除染をしない二枚橋の農地では、昨年の6月22日では3.16マイクロシーベルトが今月7日では2.39マイクロシーベルトで、減少率が24.4%。長泥の宅地では、昨年の6月22日では10.8マイクロシーベルトが今月7日では6.82マイクロシーベルトで、減少率が36.9%あります。

次に、年間5ミリシーベルトと1ミリシーベルトに向けての計画がありますが、年間5ミリシーベルトは復興計画の中で除染の目標値でありますので、今後の除染でこの目標に近づくよう強く国に要望してまいります。また、年間1ミリシーベルトは村及び国の長期的な目標ですので、できる限り1ミリシーベルト以下を目指す除染に取り組むよう国に強く要請をしてまいります。予算につきましては、村は、国直轄事業でありますので、把握をしておりませんが、村の目標値に向けた除染ができるよう要望してまいります。

2点目についてお答えいたします。

除染は難しいとの意見については除染の住民説明会でも村民から受けており、村としても理解をしているところであります。しかしながら、除染を実施しなければ帰村の準備ができないと考えております。また、森林の除染が優先ではないかとの声でありますが、村全体の約7割は森林でありますので、森林を優先して除染すればかなりの年数がかかり、帰村の時期がおくれることと、村民の帰村意思が損なわれるものと考えております。村と

しましては、村の除染計画に示しているとおり、住環境2年、農地5年、森林20年の計画に基づいて除染を進めてまいりたいと考えております。また、建物、農地、森林の確立した技術がありますが、国は、昨年度、飯舘村も含めてありますが、各自治体において実証で得た技術で除染をする考えで、主なものとしては、建物の屋根・壁・雨樋は高圧洗浄・ふき取り・ブラシ洗浄、庭は土のはぎ取り、コンクリート・アスファルトは高圧洗浄・ブラスト工法、農地は土のはぎ取り・反転耕、森林は腐葉土の除去・枝打ちなどを除染技術として計画をしております。本年度も村内で実証事業に取り組んでおりますので、新たな除染技術を見出していくだけるものと考えております。

また、原発プラントからの放射性物質の飛散についてはないものと思われますが、具体的な数値の報告を受けておりませんので、後日確認をさせていただきたいというふうに思っております。

3点目の放射性物質についてお答えいたします。

文部科学省からの情報によりますと、村において検出された放射性物質は、ヨウ素131、ヨウ素132、セシウム134、同じく136、同じく137、ストロンチウム89、同じく90、プルトニウム239、同じく240が土壤調査で検出されたとのことでございます。検出された場所であります。ヨウ素及びセシウムについては村内の全域と考えておりますが、プルトニウム、ストロンチウムは、6月から7月にかけ土壤から検出されたと9月30日に文部科学省から発表されました。検出された場所は、詳細に把握しておりませんが、プルトニウムは村内2カ所、ストロンチウムは6カ所とのことであります。

次に、検出された放射性物質による身体への影響ですが、放射線を受けることにより、がんや白血病などへの誘因があると言われております。しかしながら、ヨウ素は半減期が短く、プルトニウム、ストロンチウムは土壤への沈着量が微量のため、身体への影響はかなり少ないと聞いております。

次に、土壤への影響ですが、昨年4月6日、12日に県から公表された農用地土壤の放射性物質の結果によりますと、セシウム134、セシウム137が、低い場所で土壤1キログラム当たり3,300ベクレル、高い場所では2万9,000ベクレル検出されたようでございます。セシウムの大部分は土壤の表層に残存していることが確認されておりますので、農地等の土壤については表土のはぎ取りが有効であると考えておるところでございます。

4点目の仮置き場についてお答えいたします。

仮置き場の当初の計画については、ことし2月3日の村議会特別委員会において環境省より報告を受けております。内容は、平成23年度内に設計を完了し、4月から測量、造成するというものであります。その後、概算設計、測量、詳細設計をする中で、何度か当初計画が変更されております。現在の状況ですが、東北電力の送電線下の第1工区は、公告日が5月28日から開示され、業者選定が7月6日ころで、工事の竣工を10月末と見込んでおります。また、2工区については、第1工区に隣接した場所を計画しておりますが、7月から調査、測量、設計、伐採、造成を実施する計画で、除染廃棄物搬入は来年の5月ころに見込んでおります。

昨日、佐藤長平議員にもお答えいたしましたが、福島環境再生事務所の説明では、第2

工区造成による残土運搬で第1工区内を使用するため、第1工区内での除染廃棄物保管は、第2工区造成が完了する来年5月ころまでは廃棄物を搬入できないということであり、3工区、4工区の仮置き場の完成が25年度までかかるとの説明であります。村としましては、本格除染に進めるためには早期の仮置き場の完成が不可欠であります。現在、国のほうに計画の見直しと早期に工事着工ができるよう強く要請をしているところであります。昨日でありますが、国のほうから協議をしましたところ、早期に建設できるよう、着工できるよう計画を見直していくたいということでございます。

なお、仮置き場については、工期のおくれることも予想されますので、国任せではなく、村としても事前の対策を早急に立てる必要があると考えております。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 私からは4の被害者への賠償責任について2点お答えいたします。

一つ目の村民の避難をおくらせた事実があるというおただしが、村は、爆発後、数日して放射能が村を汚染しているという事実を知り、乳幼児を抱える方へ、あるいは妊産婦、線量が高いと思われる村南部の地区の皆さんを最優先に村の施設やすらぎに、あるいは福島市内の旅館へと緊急的に避難をしていただきました。3月15日の3号基爆発から4日後の3月19、20日の2日間で鹿沼市に509名の村民の避難をしていただきました。畜産農家は、家畜の避難がなかなか進まないこともあります。一部で避難がおくれたという事実はございますが、議員おただしの村が村民の避難をおくらせたということはございません。混乱の中にあっても村民の皆さんが冷静な判断をし、また、ご協力いただいたことで、おおむね迅速に避難できたものと思っております。

次に、損害賠償の件でございますが、全村避難という未曾有の被害にはかり知れない精神的損害、不動産や家財の損害、営業や就労不能の損害が発生したことはまことに遺憾であり、やり場のない憤りを感じております。今回の損害は、原発推進を図ってきた国はもちろんであり、原因者の東京電力には誠意ある賠償と要因あるものすべての損害賠償ができるよう、被害者への情報提供はもとより、弁護士による相談支援、原子力損害賠償紛争解決センターへの申し立てなど関係団体と連携して取り組んでまいります。

次に、二つ目の被害を受けている自治体の連携を強め、福島は一つというおただしでございます。原子力損害賠償の請求は、個々人の請求が原則ではございますが、村として、特に南相馬、川俣、田村市及び双葉郡8町村と情報を共有し、被害者に対して十分な賠償を確実に行ってもらえるよう、力を合わせて要求、要望活動を行ってまいります。また、福島県民が受けた精神的苦痛など、すべての県民に損害が生じていることから、被害者の声が当事者である国と東電に届くよう、各市町村や県内事業団体等で構成する福島県原子力損害対策協議会において全県域が一丸となって、福島が一つになって活動してまいりたいと思います。

以上です。

総務課長（中井田 築君） 私からは4点についてお答えをさせていただきます。

まず初めに、大きな5番目の行政の中立についての講師の選定に関するご質問にお答えをさせていただきます。

ことしの3月の予算特別委員会で、佐藤八郎議員から各委員会の委員や講師の謝金についてのご質問がございました。その中で、無料であってもいい方あるいはなるほどという方であれば大歓迎であるとの答弁をさせていただきました。震災以来、村にはさまざまな放射線の専門家が来られて、独自に調査をされ、その結果をさまざまな形で発表されました。しかし、その評価の内容は、同じ飯舘村の放射線量などをもとにしているものにもかかわらず、立場や考え方の違いからか、さまざまな評価がありました。このことは村民の間に大きな不安と、国や県、ひいては村への不信感を招いたことは間違いないことだと思います。専門家の中には極端な意見をお持ちの方もおり、村がアドバイザーや講演をお願いする場合は過去の活動歴や講演等も参考にしながら依頼をしております。したがいまして、復興に向けた委員会のアドバイザーや講師の選定につきましては、村が責任を持って慎重に行っていくことが必要であると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、大きな6番の村民の不安、不満についての4点目の避難村民の住所についてお答えをさせていただきます。

村民の避難先の住所及び連絡先につきましては、村の個人情報保護条例に基づき保護されるべき情報と考えております。まず、個人情報の保護に関する法律で保護されており、だれでもが安心してIT社会の利便性を享受するための制度的基盤として平成15年5月に成立をし、平成17年4月に施行されております。住所は住民基本台帳の閲覧で、氏名、生年月日、性別と同様に認められており、閲覧できる者は、国または地方公共団体や機関などで、統計調査や世論調査、学術研究など公益性が高いものに限り認められております。したがって、個人的目的には認められがたいとなっております。

ご質問の趣旨は、議員が議員活動の一環として、避難情報を把握して村民の声を聞くべきとのことです。しかし、公職選挙法では、登録されている選挙人名簿について、申し出によって閲覧が認められていますが、この場合、住所も住民台帳に基づく範囲であり、住民基本台帳に登録されている住所のみの閲覧ということになります。このように、住民の住所を閲覧できるのは、すべて登録されている住所のみであり、したがいまして、避難先の住所については個人情報に限るので、閲覧または開示できないと判断されます。村民の避難は個人のプライバシーに係るものであり、避難先を他人に知られたくないとする方の声も聞き及んでいるところでありますので、趣旨をご理解をお願いいたします。

なお、他の被災自治体の動向なども調査をさせていただき、今後の対応を検討してまいります。

次に、大きな6番目の5点目の復興住宅についてのご質問にお答えをさせていただきます。

さきのご質問でもお答えをさせていただきましたが、現在検討を進めておりますまでの復興計画（第2版）において、帰村のための村内拠点と子育てのための村外拠点の中に、それぞれ復興のための公営住宅を整備する計画であります。ご質問では、孫、子、親、高齢者などがそろって入居できるものをとのことですが、これまで住民との懇談を重ねる中で聞きますのは、子や孫と離ればなれで暮らさなければならない悲しさや狭いうちで庭も

畑もない窮屈さ、隣の生活音が聞こえるストレスなど、一戸建てを望む声や2世帯、3世帯が同居できる住宅のニーズは高いものと考えております。村としましても、こうした声にこたえられるように、村内及び村外に建設する復興公営住宅につきましては、一戸建てや2世帯、3世帯の同居や近接で入居できるなど多様な形態で入居ができるよう国と協議をするとともに、どこに、どれくらいの規模で建設すればよいのかなど、住民ニーズの把握などに努めながら整備をしてまいりたいと考えております。

最後に、大きな6番目の6点目的新天地を求める会と称する住民団体が独自にアンケートを行い、去る6月5日にその結果を村に提出していきました。村としましては、その行為及び結果について見解を述べる立場にございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で終わります。

○ 10番（佐藤八郎君） まずもって、避難者の健康についてですけれども、きちんとした検査というものはどういうことを考えていらっしゃるのか。さらには、受けやすい体制、ホールボディカウンターをあづま脳神経外科病院に置いて受けやすい体制というのですけれども、この2点について伺います。

○ 健康福祉課長（藤井一彦君） まず、きちんとした検査でございますけれども、先ほどお答えをさせていただきましたように、今、県民健康管理調査などは、調査項目もふやしまして、放射線で被害があるか、ないかも含めまして、非常に今までの住民健診より、より詳しい検査を行ってきているところでございます。その検査ができるだけたくさんの方に、できれば全員の村民の皆さんに受けさせていただくこと。それから、それを毎年継続して受けさせていただくこと。これによって、しっかりした健康状態の把握、それから、体の変化、それから、例えば何か異常があったときにすぐ病院で診察が受けられるような、そういう検査体制を整えていくことで住民の皆さんの健康を守ることができるのではないかというふうに考えております。

○ それから、ホールボディカウンターの検査が受けやすい体制についてでございますけれども、これは今あづま脳神経外科さん、秀公会さんと協議を進めさせていただいております。一つは、皆さん、ばらばらに今避難している状況ですので、それぞれ村にいたときみたいに、皆さんが農業をやられているとか、そういう形ではなくて、いろいろな都合があると思います。ですから、皆さんのが自分のあいた時間に検査が受けられるように、受け付けをどこどこの地区とかということを今のところは限らないで受け付けをさせていただいて、その方の生活の時間帯に合わせて、一つは検査が受けられるような形をとっていいかということを考えております。それから、中には病院まで行く足がなかなか確保できないというような方もいるのではないかというふうに考えておりまして、その辺についても、今非常に広い範囲にばらばらに住んでいるということでございますので、仮設住宅でありますとか公営宿舎などについてはまとまって受けさせていただくということも可能かとは思いますけれども、県の借り上げ住宅の皆さんの足の確保というのが今大きな課題になっておりますので、その辺の点についても今後あづまのほうと詰めさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

10番（佐藤八郎君） きちんとした検査、血液や尿検査、どこまでやるのかわかりませんけれども、今の医療検査の中で最新のすぐれたものきちんと応用してやるべきだし、それから、ホールボディカウンター、やっぱり、済生会川俣病院に置くことがベターだったんですよね。わざわざあづままで運ぶ、遠いところに置くこと自体、私としてはやっぱりベタージやなかつたなと思っています。

次に、避難者の将来に向けての補償、法の整備やら被害者手帳、医療検査無料化を含めた将来的な補償をどういうふうに今求めているのか、伺うものであります。

村長（菅野典雄君） 我々は、飯館村で生活していたものがこちらのほうに出されてしまったわけでありますから、当然、しかも、戻ったとしてもなかなか土地が使えない、仕事がなくなっているという話があります。一方で、たとえ帰らなくても今の状況ではなかなか生活ができない。こういうことでありますので、少なくとも生活の支援というものにしっかりと制度をつくっていただきて、ただ、ただ、避難していればいいという話ではなくて、少しでも、やはり、皆さん方が元の生活に戻りながらも、あるいは働きながら足らないところをしっかりと支援していく、そういう制度を早く確立をしていただくようにと、このように今話しているところでございます。

以上であります。

多分、健康の将来の補償かなというふうに思ったんですが、今の答弁でよろしかったでしょうか。

10番（佐藤八郎君） 住民団体によるアンケート調査、報告、村にあったんですけれども、私も見せていただきました。かなり、「安心・安全でないと帰村しない」、「帰村しない」のパーセントが高いわけありますけれども、帰村しない村民に対しての支援対策というもの、具体的にはどういう、県としゃべっているのか。

村長（菅野典雄君） 村は前にも何度も申しましてるように、山古志村あるいは三宅の例を勉強しました結果、やはり帰らないという方も、一度、村民がみんな出てしまうと、全員が戻るということは全くあり得ない。しかも、放射能でありますから、帰らない方に対して、やはり、かなりの考え方を持っていかなければないであろう。こういうふうに計画の中に、基本理念の中に入っています。今具体的に話をしているわけですけれども、少なくとも、いわゆる帰れない方たちに対して、どのような状況が、我々ができることなのか。ハード、ソフト、両面があるだろうというふうに思っています。国のほうには、いずれ何年か後に村が帰村したときに、やはり、帰れない人たちがさらにそこで生活ができるような体制が必要だろうということあります。それから、村としても、たとえ離れたとしても、やはり、3月11日以前、我々は同じ村民でありますから、そういう人に対して村としてのできることはそんなにはないと思いますけれども、精いっぱい、ソフト的な支援なり何なりが考えられるだろう。このように考えているところであります。

現在やっていることは、情報を出させていただいている。あるいは転校した子供たちと一緒に村の子供たちといろいろな研修に参加をさせていただいていると、このような状況です。まだまだあるだろうと思いますので、これから一生懸命考えて、これから施策に講

じていきたいというふうに思っております。

以上であります。

10番（佐藤八郎君） 除染についてですけれども、森林75%、さらには、先ほど来ありました自然減を待っているかのような国が進みぐあい、そういう中にあって、仮置き場、当初と実態、予定を聞く中で大変違ってきてるので、そのことについては、関係住民なり、それから、そこに運び込む際のかかわる地区についての説明はいつやるんでしょうか。さらには、全体の今の実証試験をやっている中でのそのものも仮仮置き場に運び込めるような状況にない。やっぱり、各実証地にそのまま置く、仮仮置き場になっていくという、村全体がそういう結果になるのかなというのと、先日、発覚をしました、3月か2月ころから進めておりました仮仮置き場についても、振興公社を使ってやっているという実態。そういうふうに全体的に村内全域が仮仮置き場みたいになっていくのかなという気がしてならないんですけども、その辺はどういうふうに、関係する地元も含め、村民全体に、この1年、この2年、どういうふうな形で放射性物質が置かれるようになるのか、やっぱり具体的に示すべきだというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 前から皆さん方にも話をしてきましたように、飯館村は早くから除染の実証をしていただきたいという話で、かなりの実証実験が入りました。それを見るにつけて、まさに除染というのは大変だなという話がありましたので、国に対する、除染に対する認識が非常に甘いのではないかということはずっと言い続けてきました。国は、仮置き場をつくり、中間貯蔵施設をつくり、いずれ最終の置き場をつくるという、このスタンスで来たわけでありますけれども、これは飯館村に限らず、どこの自治体もまず最初の仮置き場で非常につまずいていると、こういうことではないのかなというふうに思っています。つまり、我々が心配した、「もっと真剣に考えないと……」ということがやっと国もわかり初めてきたと、こういうことではないかなというふうに思っていまして、我々としては非常に心配しているところであります。

ただ、飯館村は、おかげさまでいろいろな人たちが大変な思いの中で、仮置き場というものをある程度確保させていただいたと、こういうことでございますので、それがなかなか進まないというところに、役所の役所たるゆえん、あるいは有事なのに平時の規則でやっているというところで、今、本気になっていろいろなところに、国の方にかけ合って、そのようにしているところであります。

先、なかなか難しいところはありますけれども、少しでも減量化とかいろいろな方法をしながら、本来の仮置き場、中間貯蔵施設という形を持って行けるように今努力をしているところでありますので、その辺、これからまた村の座談会を開催していく予定でありますので、その辺についてもしっかりと村民のほうに伝えて、少しでも不安のないようにというわけにはいかないかもしれませんけれども、不安の解消に努めていきたいと、このように思っているところであります。

10番（佐藤八郎君） 全体に、今、村長言ったのが国の動きだろうとは思いますけれども、村が国に提案し、提案したことがマスコミで報道され、さも村民はそのことが実現されるかのように受け取り、ましてや、住民説明会で、懇談会で、そのことを説明するものだか

ら、きちんとそういうふうに進むのだなというふうに村民は思うわけですね。ところが、実際はこういうふうにずれてくるわけです。3年といつても、運び込んでから3年なのか、除染始まってから3年なのか、それもわからない。量的にもどのぐらい出していくんだ。運搬はどういうふうに、一日、関沢なら関沢、八木沢は八木沢、何百台通るのか、そういう具体的なものが何も出ていない。そういう中での説明に除染全体がなっている。仮置き場にしても同じことで、非常に心配だけで、計画だけは出て行くんです、提案したことと、マスコミ報道で。ところが、実態はさっぱり進んでいないというのが現状なので、その辺は、国がこういうことでやっているんだと。国がこういうものがあってこうなっているんだというふうにきちんと村民に説明しないと、村が悪いのではないか、村のやり方が悪いというふうにとられてしましますよね、どうしても。国が悪いんだということを、加害者が被害者の立場に立っていないんだということを徹底して説明すべきですよね。そのことがどうも欠けているということなので、その点を伺うだけですけれども。それから、量、運搬コース、それから、いつからいつになるという部分は、後できちんと係のほうからもらいますので。

村長（菅野典雄君） 全く佐藤議員のおっしゃるとおり、今、飯館村は我々勝手に除染ができるという話ではなくて、国が直轄で責任を持ってやるという立場の区域になっているところであります。それが、今おっしゃったように、全くなかなかスピード感がない、あるいはなかなか進んでいない、あるいは課題が多い、こういう状況であります。それは全く、村ではなくて、国でありますから、国が大変な状況になっている、あるいは国に責任があるんだということをもっと村民に知らせていくべきではないかという大変ありがたいご質問であります。何らかの形で、できるだけ早く、その旨もしながら、ただ、「国が……」、「国が……」と言っているだけでは、多分、解決に、早くという話にはならないだろうと思いますから、我々も精いっぱい、その辺でできるものは国に提案をして進めていきたいと、このように思っているところでございます。大変ありがたい質問、ありがとうございます。

10番（佐藤八郎君） 隣町の川俣のやり方、ずっと傍聴したり、住民と一緒に聞いたりしていますけれども、はつきりしています。加害者の政府なり東電とは、町関係者、議員は並びません。議員は住民の中に入って、住民が言えないことを代弁して議員が質問をしたりして、はつきりしているんですね、加害者と被害者という関係が。ところが、飯館村の進め方は、今、村長が言う、国に、国にと言っていてもしようがないという部分のあらわれなのかどうか、わかりませんけれども、どうも、村民を説得する側に回っているのではなかというふうに村民から誤解をされていますのが実態ですね。そのことをやっぱりきちんとしないかと、これから。国に振り回されているうちに、2年が3年、3年が4年、5年こういうふうになっていくわけです。私たちは、何も避難生活をしたいわけでもありません。100%被害者でありますから、当然の要求として、憲法25条に保障された人間らしい生活をしたいんです。一軒家のうちに、近くに家庭菜園ぐらいできるような、そういう生活をしたいんです。すぐそれをさせてほしいというのが本来の被害者としての要求でしょう。そのことを一言も言っていないのかどうか。仮設で我慢する、3年、5年、そ

れが私たち被害者の宿命か運命かのようなことを村長が言つていてはだめなんじやないでしょうか。

村長（菅野典雄君） 仮設に住む、借り上げ住宅に避難生活をするのが当たり前だ、あるいは当然だという考え方で私が動いているんだというふうな印象を受けたとすれば、それはどのように私が言えばいいのか、わかりませんけれども、少なくとも飯館村の村民の最高責任者ですから、そのような考え方は全く一つもございません。ただ、今おっしゃられるように、懇談会の席で同じ側に立ったという話、これは印象としては、国と同じ側に立っているということで、国の側と一緒にになってやっているのではないかという印象を受けたということは否めないなというふうに思っています。いろいろ場所の問題、あるいはこうやって借りているいろいろな場所でございますから、なかなか狭かったり何かして、そのままでできないんですが、精いっぱい、この区域の見直しにしろ、除染にしろ、我々よりは國のほうにこたえていただく。それが当然のことですから、できるだけ國のほうから大勢のそれぞの関係者を何回も呼ばせていただいて、お答えをさせていただいていると、こういうことでありますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

なお、その辺、もし今後、何か方法が考えられれば考えていきたいとは思いますが、いずれにしても、國の側に立って村民を説得するというつもりは全くございませんので、ご理解いただきたいと思います。

10番（佐藤八郎君） 行政の中立についてですけれども、どうも私、予算委員会でもいろいろ言いましたけれども、今どき、飯館村に来て、一回来れば7万とか10万、講師料をもらうなどという人を呼ばなくとも、きちんと無料でそれなりの専門家が来てくれますよ。そういうことを私は予算委員会で要求して、それなら、ということで、村長の答弁も先ほど総務課長からありましたけれども、そういうことであれば、過去に運動した、過去に原子力委員会であった、すべて拳手していく、そういう中身で。ところが呼んできた人は、長崎大学の先生初め、今度のまた中川さんとか、決まっているんですよね、主張が。一貫して、100ミリ、大丈夫、20ミリでは絶対何も起こらない。そういう学者しか呼んでこないことが中立だというふうに言うのであれば、呼んでこなくてもいいですよ。村として村はこういう見解でありますというふうに出しておけばいいんですよ。そして、放射能についての村民向けの本を出せば、冊子をつくって出せばいいんですよ。講師料なんて、1,400万も使っている必要ないでしょう。あなたたちの中立は、行政として中立、政治には関与しない、それはそれでわかります。せっかく、皆さんと一緒に考え、皆さんと一緒に悩み、皆さんと一緒に先を見出そうという人が、NHKに大分出演している方が、私に声がかかつたので、お願いしたところ、先ほど言ったような答弁がありました。それが、飯館村の中立だという。だから、きちんと中立とはどんなことなのか、文書で答えてください。

村長（菅野典雄君） ずっとお話ししてきたんですが、放射能については全く、私たち、原子力との関係持ってきませんでしたので、いざこうなってみると、全く放射能について、原発について、勉強不足だったなという、大いに反省をしたところあります。しかし、全村避難なり、あるいは飯館村が汚されている、あるいは水が飲めない、こういう状況が来たわけですから、何としても、やっぱり、そのところは村民の皆さん方に少しでも

そういうものを知つていただかなければならぬなということで、あの当時、私は全く何も知らない中で、県のほうが県のアドバイザーということで委嘱をした、県にお願いをして、その人たち、講師の方に来ていただいて、二、三回の講演をしたわけであります。結果的には、その人たちの説は説でありましょうけれども、我々は20ミリ以上になるので、避難をしなさいと。こういうことになったので、佐藤議員を初め多くの人たちが言つていることと、現実に村民が避難しなければならないということは、まさにおかしくなってきているのではないかと、違うんじゃないかなという話、全くそういうことであります。ですから、その後、そういう方たちを私たち呼んではいません。

しかし、少なくとも、やはり、放射能について勉強していただいて、いずれ村が判断をする。村が判断したからといって、村の意向に全員沿つてもらうというわけには全くいきません。村が判断の上に、さらに、さらに、一人一人がやはり自分のことをしっかりと考えていただいて判断をしていただく。その判断に我々はできるだけ寄り添うと、こういうことでございますので、そういう意味で、やっぱり、放射能についていろいろな角度から勉強してもらうというのは必要だろうと、こういうことでございます。

ただ、少なくとも、「存じの」というように、学者さんにもいろいろな方がいますから、余りにも極端な話という話はやっぱり避けるべきではないか。例えば、以前でありますけれども、こういう言い方はこういう議会でどうかわかりませんけれども、村の中に何人も先生方が、低線量放射能はある意味では体にいいということで、ぜひどうですかという、かなり立派な先生方のお話をいただきましたけれども、その方たちは、やっぱり、今の状況の中では、村にとって絶対来てもらうべきではないということで、断りずっと続けてきているということも事実でありますので、その辺、大分、なかなか思うようにはいきません。申しわけないというところもありますけれども、精いっぱい、いずれ、村民の一人一人が、やはり、少しでも判断の材料にしていただくような環境土壤を、あるいは知識を持っていただくということが、今、村ができる事ではないかというふうに思つていますので、ご理解いただきたいと思っています。

以上であります。

議長（佐藤長平君）あと残り時間5分でございますので、スピード感を持って質問を続けてください。

10番（佐藤八郎君）今、村長答弁していることも、行政の中立というのはどこにあるかわからぬです。ですから、いろいろな方を呼んだほうがいいと思うんですよ、逆に。そして、村民に勉強してもらって、村民の意識をやっぱりそういう方向に、心配な方は1ミリで危ないという人の言うことを聞くでしょうし、心配でない方は、100ミリでもいいという人が村民にいるでしょうから、今までさえもいるわけですから、当然。そういう流れですから、余り、中立という部分で、今、村長の例えれば悪過ぎますけれども、低線量が体にいいなんていう先生がいらっしゃるのは私も知つていますけれども。逆に、そうでない人もいるわけですから、だから、いろいろな人がいるのか、村長がわからないのであればわからないように、中立性はきちんと守るべきだなと思うんです。そのことは、今後の課題でしょうけれども。

それから、見守り隊の計測している実態があるんですけれども、その計測データは一体どのように使われたり、それは村民に周知はされてくることはないのかどうか。さらに、G P S導入、今後、考えるようなお話ですけれども、これは20行政区、計測はいつやれるようになるのか、伺うものです。

復興対策課長（中川喜昭君） 2点ほどのおただしかと思いますが、まず、見守り隊で今現在計測しているという部分であります、この部分については、見守り隊といいますか、農地・水とそれぞれの保全会で購入していただいたものを使っていただいているのかなというふうに思っております。ということでありまして、それぞれ、行政区といいますか、その保全会で自分たち農地の線量がどれだけあるかという部分を調査していると。それから、行政区のほうでもそれらをデータとしてまとめていきたいということで、今現在、調査しているというふうに聞いております。それらの活用という部分では、今、村独自で農地、宅地やっておりますので、それらが、ポイントがきちんとしておりますので、村民への公表については、今現在、村のほうで独自に調べているデータを活用していきたいというふうに思っております。

それから、G P S機能つきの計測器の活用でございますが、行政区のほうの部分の調査、先ほど言いましたように、今現在、村で独自でやっているという部分があります。そういう意味で、見守り隊等の活用という部分もあるのかなというふうに思いますが、いろいろなところを見てもらうという部分も必要だと思いますし、それから、ある程度データを管理するにはきちんとしたポイントのデータの収集も必要かというふうに思っております。それから、G P Sで、歩行用でもありますけれども、携帯用のタイプでありますて、ただ、今、何台かはサーベイメーターに設置して、今現在、性格的な数値、村のほうで管理しております数値のサーベイメーターでありますので、それらの活用も今検討しているところでございます。先ほど答弁でもしましたように、村民の方々の、まず、線量がどのくらいあるのかという部分と不安解消の一助になればということで、今後、詳細については詰めてまいりたいと思っております。

以上であります。

10番（佐藤八郎君） 最後の質問になるかと思いますけれども、住民団体がアンケートをとったのは、懇談会、説明会の中で「早く住民の意識調査をするべきだ」という声が多かつたので、住民団体の新天地を求める会が村にかわってやって、ありがたいアンケート調査をやったわけでありますけれども、この方々は村民であります。その村民の方が提出したことに対して、「見解を述べる立場にはございません」ということはどういうふうに理解したらいいんでしょうか。

村長（菅野典雄君） まず、村はずっと前から、また、そういう調査はしますということはずっと言ってきましたから、決して、後追いをしたという話では全くないということあります。いただきましたアンケート、いただきましたので、それなりに目を通させていただきました。それぞれ、村民の切実な声だろうと、このようには受けとったところであります。ただ、やはり、人數的にもまだまだ少數でありますので、そういう意味からすると、もっと内容の充実をした中でそれを判断させていただくということになるのではないか

と。このような思いで、ただいまのような答弁をさせていただいたということあります。何ら、それぞれの人たちも村を思ってあの声を聞いていただいたということに関しては、心から御礼を申し上げたいというふうに思っております。

以上でございます。（「終わります」の声あり）

議長（佐藤長平君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣言

議長（佐藤長平君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後3時43分）

（ ）

（ ）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年6月19日

飯 館 村 議 会 議 長

飯館義千

" 会議録署名議員 北原 経

" 会議録署名議員 伊東 利

" 会議録署名議員 北山文子

平成 24 年 6 月 21 日

平成 24 年 第 5 回 飯館村議会定例会会議録（第 4 号）

(○)

(○)

平成24年第5回飯館村議会定例会会議録（第4号）						
招集年月日	平成24年6月14日（木曜日）					
招集場所	飯館村役場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成24年6月21日 午前10時01分				
	閉会	平成24年6月21日 午後 1時52分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員  出席 12名 欠席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	松下義喜	○	2	飯樋善二郎	○
	3	北原 経	○	4	伊東 利	○
	5	北山文子	○	6	佐野幸正	○
	7	菅野義人	○	8	大和田和夫	○
	9	大谷友孝	○	10	佐藤八郎	○
	11	志賀毅	○	12	佐藤長平	○
	署名議員		6 佐野幸正	7番 菅野義人	8番 大和田和夫	
	職務出席者		事務局長 但野誠	書記 山田郁子	佐藤修 書記 三瓶真	
	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田榮	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	生活支援対策課長	佐藤周一	○	住民課長	濱名光男	○
	会計管理者	齊藤修一	○	健康福祉課長	藤井一彦	○
	教育委員長	佐藤眞弘	○	教育長	廣瀬要人	○
	教育課長	愛澤伸一	○	代表監査委員	渡邊守男	○
	農委會長	菅野宗夫	○	農委局長	齊藤修一	○
	選挙管理委員会 委員長	齊藤次男		選挙管理委員会 書記長	中井田榮	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成24年6月21日(木)・午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 村長追加議案の説明
- 日程第 3 発議第 5号 脱原発を求める意見書(案)
- 日程第 4 発議第 6号 東京電力福島第一原子力発電所事故災害による放射能汚染物の早期除染と復興を求める意見書(案)
- 日程第 5 議案第32号 平成24年度飯舘村一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 6 議案第33号 平成24年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議案第34号 平成24年度飯舘村介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議案第35号 飯舘村選挙公報の発行に関する条例
- 日程第 9 議案第36号 飯舘村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第37号 飯舘村企業立地支援条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第38号 飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第39号 東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第40号 東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第41号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第15 議案第42号 平成24年度飯舘村一般会計補正予算(第4号)
- 日程第16 議案第43号 飯舘中学校仮設校舎整備工事請負契約の変更について
- 日程第17 諒問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第18 飯舘村農業委員会委員の推薦の件
- 日程第19 閉会中の継続審査の件
- 日程第20 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第21 議員派遣の件

## 会議の経過

### ◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） ただいまの出席議員12名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時01分）

### ◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程及び追加議案は、お手元に配付のとおりあります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（俎野 誠君） 報告します。

村長から送付ありました追加議案は、予算案件1件、その他案件2件、計3件であります。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、6番 佐野幸正君、7番 菅野義人君、8番 大和田和夫君を指名します。

### ◎日程第2、村長追加議案の説明

議長（佐藤長平君） 日程第2、追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日追加いたしました議案につきましてご説明をさせていただきます。

飯館中学校仮設校舎整備工事につきましては、村議会のご理解をいただきながら、2学期開校に向けて、現在、整備工事を進めているところであります。しかしながら、さらに仮設校舎等の環境整備に当たりまして緊急を要する案件が生じましたので、補正予算の追加と請負契約の変更をお願いするものであります。

議案第42号は、平成24年度飯館村一般会計補正予算（第4号）であります。

既定予算の総額に3,000万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を50億4,620万7,000円といたしました。

歳出の主な内訳は、教育費として小学校費が1,000万円、中学校費が2,000万円を計上いたしました。なお、この補正額を賄う財源として、繰越金を充当しているところでございます。

議案第43号は、飯館中学校仮設校舎整備工事請負変更契約についてでございます。

平成24年4月25日付で佐藤工業株式会社と請負契約の締結をし、工事を進めてきたところでありますが、グラウンドの除染や防球ネットの高さの変更等の追加工事が必要となりましたので、その工事の内容を変更するものでございます。

その結果、請負額を2,100万8,400円を増額したいので、その請負変更契約について議決を求めるものでございます。なお、変更後の契約金額は2億6,985万8,400円でございます。

諮問第2号は、人権擁護委員の候補者の推薦についてでございます。

飯館村飯樋字町71番地、草野周一さんを人権擁護委員の候補者として推薦したいので、

議会の意見を求めるものでございます。

以上が提出いたしました追加議案の概要であります。

よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から追加提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時06分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時25分）

◎日程第3、発議第5号 脱原発を求める意見書（案）

議長（佐藤長平君） 日程第3、発議第5号「脱原発を求める意見書（案）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

10番（佐藤八郎君） ただいま議題になりました脱原発を求める意見書（案）について、朗読をもって提案にかえさせていただきます。

平成23年3月11日の東日本大震災によって起った東京電力福島第一原子力発電所の制御不能による爆発事故は原子力発電の安全神話を根底から覆すものとなり、一度、放射性物質が外部に放出されれば、取り返しのつかない大きな被害をもたらすことが明らかとなつた。今政府は、大飯原発の再稼働に向けて準備を進めているが、東京電力福島第一原子力発電所の過酷な事故を教訓に、このような事故を二度と起こさないためにも、原子力発電所の再稼働は容認されるものではない。

多くの人々が先祖代々の住みなれたふるさとを追われ、不自由な避難生活を余儀なくされ、人も海も大地も動植物も放射能に汚され、以前の生活のすべてが失われた。特に被曝による人体への影響が心配であり、とりわけ放射能の影響を受けやすい子供たちの健康が気がかりである。

日本は地震多発国であり、近い将来、東海地震、南海地震、東南海地震など大地震の発生が予測されているにつけ、一刻も早く原発から脱却し、再生可能な自然エネルギーへの転換を図るべきだと考える。

たとえ事故が起らなくても、原発の稼働によって生じる核燃料廃棄物は処理ができないまま大量に蓄え続けられている。無害となるには数百万年かかると言われている点から考えても、早く原発から脱しなければならない。エネルギーの浪費を見直し、持続可能で平和で安全な社会を次の世代に引き継がなければならない。

今、原発を見直そうとするのが世界の流れである。このたびの原発事故から、世界は再生可能な自然エネルギーへと転換を速めている。

よって、国及び政府に対し、太陽光、水力、風力、地熱、波力、バイオマスなどの自然エネルギーを中心に据えたエネルギー政策への転換を求め、あわせて防災指針の見直しを図り、自然エネルギー等にシフトする期間を定め、原子力発電から脱却することを強く求

める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月21日

福島県相馬郡飯舘村議会議長 佐藤長平

内閣総理大臣

総務大臣

原発担当大臣

経済産業大臣

文部科学大臣

復興大臣 あてであります。

議長（佐藤長平君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

提出者は自席へお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから発議第5号「脱原発を求める意見書（案）」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、発議第5号「脱原発を求める意見書（案）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、発議第6号 東京電力福島第一原子力発電所事故災害による放射能汚染物の早期除染と復興を求める意見書（案）

議長（佐藤長平君） 日程第4、発議第6号「東京電力福島第一原子力発電所事故災害による放射能汚染物の早期除染と復興を求める意見書（案）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

9番（大谷友孝君） ただいま議題となりました東京電力福島第一原子力発電所事故災害による放射能汚染物の早期除染と復興を求める意見書（案）について、朗読をもって提案とさせていただきます。

東京電力福島第一原子力発電所事故災害による放射能汚染物の早期除染と復興を求める意見書（案）

東京電力福島第一原発事故により、本村は「計画的避難区域」に指定され、全村避難を余儀なくされている。

この事故によって、本村には大量の放射性物質が飛散し、宅地、農地、森林などすべての村土が汚染された。特に土壤及び山林樹木に付着したセシウムは、国の基準値を大幅に上回り、極めて深刻な事態となっている。

このような中で、農林水産省及び環境省等による除染実証事業が実施されている。しかし、除染物の中間処理場と最終処分場が明示されない中、本村の仮置き場にあってもいまだ工事に着手されていない。このまま除染のみが先行し仮置き場ができない状況においては、本村としてこれ以上の除染作業はとめざるを得ない。早急な工程を示すべきである。また、除染においては、村民が安全で安心して帰村できるよう徹底した除染を実施するよう求める。

よって、政府においては、早期の仮置き場の着工と必要面積の確保及び除染について安全で安心して帰村できるよう、住環境周辺の立木の伐採を迅速かつ早期に実施するよう強く要請するものである。

#### 記

1. 宅地、農地、森林の除染事業については、住環境に加え農地・森林の除染ロードマップを作成するとともに立木の伐採、賠償の改定を早期に行うこと。
2. 仮置き場の早期着工と面積の確保と並行して、減容化施設及び中間貯蔵施設の設置場所と整備方針を早急に明示すること。
3. 自然再生循環エネルギー創出のひとつとして、山林伐採など除染物の木質バイオマス発電施設を国の責任で飯舘村に整備すること。
4. 飯舘村の復興と帰還が終わるまで、損害賠償と村民の生活保障については、東京電力と国の責任で行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

平成24年6月21日

福島県相馬郡飯舘村議会議長 佐藤長平

内閣総理大臣

総務大臣

原発担当大臣

復興大臣

経済産業大臣

文部科学大臣

農林水産大臣 あてでございます。

以上です。

議長（佐藤長平君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

提案者は自席へ戻ってください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから発議第6号「東京電力福島第一原子力発電所事故災害による放射能汚染物の早期除染と復興を求める意見書（案）」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、発議第6号「東京電力福島第一原子力発電所事故災害による放射能汚染物の早期除染と復興を求める意見書（案）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第32号 平成24年度飯舘村一般会計補正予算（第3号）

議長（佐藤長平君） 日程第5、議案第32号「平成24年度飯舘村一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

10番（佐藤八郎君） 20ページにおける農業振興費でありますけれども、まず、被災地域農業施設等整備工事というものがありまして、1億3,530万8,000円ですか、具体的な場所と内容と補助率を伺いたい。

さらには、備品購入費、その下、これについても内容と補助率を伺えればと思います。

それから、その下において、企業支援がありますけれども、この内容と補助率と企業支援しての雇用状況を伺っておきたい。

それから、23ページにおけるスクールバスの修繕料、当初300万円あったのが既に使っているということで、今後も考えて200万円というものですけれども、具体的にどういうことでどれだけの費用が使われて、今後の見通しとしてどういうものになっていくのか、お願いしたいと思います。

以上の点、伺います。

復興対策課長（中川喜昭君） 被災地域農業施設整備工事の部分でございます。場所であります、今回、4カ所ということですが、福島市内ということであります、荒井、笛谷等ということでございます。内容的には、花卉農家の支援ということであります、施設関係、パイプハウス等、それから、造成工事、それから、電気工事等で、それから、附帯設備、カーテン設備とか、それから、管水設備、これらでの工事という形になっております。補助率でありますが、復興交付金のほうで75%の補助になっておりまして、残りの25%については特別交付税という形になっております。それから、備品購入でありますが、内容としては、花卉農家ということで、それらに必要な備品ということであります、今、希望上がっておるのが暖房機9台、それから、管理機3台、それから、選別機1台、それから、移植機1台という形で計上させていただいております。これらの補助につきましても、先ほどと同じように、復興交付金で75%、それから、残りについては特別交付税ということでございます。

以上であります。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 商工費の企業立地支援事業補助金でございますが、これは今、想定している企業、2社ございまして、菊池製作所とハヤシ製作所でございます。いずれも建物、それから、機械設備の導入という計画がございまして、それぞれ県のふくしま産業復興企業立地支援事業の補助に手を挙げたいと、その補助残について、村のほう

で企業立地支援条例の今回の改正を踏まえてそれぞれ支援していくという中身でございます。

菊池については、建物と機械設備合わせて12億ぐらいの事業費、ハヤシも2億ぐらいの事業費でございますが、いずれもまだ正式には県に申請が上がっておりませんので、今後、県の申請等を村のほうにも提出いただきまして事業の精査をしていくという考え方でございます。菊池の雇用の計画でございますが10人の新規雇用を計画していると、ハヤシ製作所については5人の新規雇用を計画しているという中身でございます。

以上です。

教育課長（愛澤伸一君） 23ページのスクールバスの修繕料の内容でございますけれども、定期点検によりまして部品の交換等が多額に及んだということで、今回、補正を上げさせていただいております。昨年来、避難先からの子供の運搬ということで、走行距離等も伸びている関係で、大分バスの傷みも激しいということのようでございます。

主なものといたしましては、エアスプリングということで、エアサスペンションの交換を4台ほど行っておりまして、これがやはり多額に及んでいるのかなというふうに思っております。

今後の見通しでございますけれども、年度末までですが、1台当たり20万円程度ということで、中学校バス含めて9台分、およそ200万円程度ということで見込んでいるところでございます。

以上でございます。

10番（佐藤八郎君） 被災地域農業施設整備工事で、荒井には何棟で、笹谷には何棟で、たしか4戸の方というふうに聞いていますけれども、もう一度、その辺を伺いたい。

復興対策課長（中川喜昭君） 市内ということでありまして、ちょっと1カ所、確認していましたので、後、確認させていただきますが、まず、荒井の分であります、パイプハウスが8棟、それから、育苗棟で1棟のハウス、それから、荒井の近くになりますが、これは2件目でありますけれども、ここはパイプハウスが4棟あります。それから、飯野町ではパイプハウスが4棟ございます。それから、笹谷のほうではパイプハウス3棟ということになっております。

以上です。

10番（佐藤八郎君） 8棟、4棟、飯野4棟、笹谷……、22棟なんでしょう。もう一度。

復興対策課長（中川喜昭君） 大変申しわけありません。福島市内の確認だけで、詳しい後の字名まで確認しておりませんので、今調査しておりますので、その場所についてはご説明しますが、まず1件目でありますけれども、この方は荒井というふうにしておりますけれども、ここではパイプハウスが8棟、それから、育苗棟で1棟の設置。それから、2件目でありますが、ちょっと2件目の場所は今確認しておりますが、パイプハウスで4棟、それから、3件目、この方は飯野地内でありますが、パイプハウス4棟、それから、4件目ですが、場所は今確認しておりますけれども、パイプハウス3棟の状況でございます。

大変失礼しました。再度お答えいたします。

1件目が、荒井で8棟、それから、2件目も荒井で4棟、パイプハウス。それから、3

件目、飯野で4棟、それから、笹谷でパイプハウスが3棟ということでございます。

10番（佐藤八郎君） 育苗棟をまぜて、22棟はないということなんですか。

○休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休議します。

（午前10時46分）

○再開の宣告

議長（佐藤長平君） 会議を再開いたします。

（午前10時51分）

復興対策課長（中川喜昭君） 大変失礼しました。

全協でのほうの資料、ちょっと精査していなかった部分あるんですが、個別の申請内訳を用いての今の答弁でありますので、金額等も申請額と間違ひありませんので、今の答弁に修正をお願いしたいと思います。20棟です。（「育苗棟入れると……」の声あり）

○ いえ、育苗棟入れて20棟。

10番（佐藤八郎君） 別に難しいことを追及しているわけじゃないよ。いいんですけども、わかりました。

それから、企業立地支援ですけれども、国なりの補助も含めて残に支援というか、補助残を支援していくということでありますけれども、ハヤシに幾ら、菊池に幾らというふうになるんでしょうか。

生活支援対策課長（佐藤周一君） まだ企業のほうから正式な申請書はいただいておりませんが、計画ということで事前に聞き取りをしてございます。菊池のほうは12億という中身の中で、建物が5億、機械設備が7億でございますが、このうち、4分の3が県のふくしま産業復興企業立地補助金ということでございます。そうしますと、9億が県の補助金ということで、残り3億に対して村の限度額ということで考えておりまして、現在、建物については6,000万、それから設備については今回の5,000万、合わせて1億1,000万を菊池製作所の村補助というふうに考えてございます。

同じように、ハヤシについても建物1億1,500万ぐらい、機械が4,500万ぐらい、合わせて1億7,000万ぐらいになりますが、これについても4分の3の県の補助を受けて、残りということで、機械・建物については限度額の6,000万を下回ってございますので、事業費、精査をした結果、ハヤシについては、建物について約1,400万ぐらい、それから、機械設備について380万ぐらい、合わせて1,800万ぐらいがハヤシ製作所の村補助額というふうな予定でございます。

これはあくまでも予定見込みでございますので、今後、企業のほうから申請あった段階で、企業立地審議会等で精査をしていくという流れになっております。

以上です。

○休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休議します。

（午前10時55分）

○再開の宣告

議長（佐藤長平君） 会議を再開します。

（午前10時56分）

生活支援対策課長（佐藤周一君） 大変失礼いたしました。

ただいまの菊池製作所の、これは全体計画に対する説明でございました。今回の補正予算では、そのうち、建物について限度額の6,000万、それから、機械設備について3,000万という初年度の補助の補正を計上してございます。2カ年全体では1億1,000万になる見込みだというご説明を先にしてしまって、失礼いたしました。

以上です。

10番（佐藤八郎君） 雇用の部分で、菊池さんが10人、ハヤシさんが5人ということですけれども、ことしの採用ということでいいのか、来年度に向けての採用人数なのか、お聞きしておきたいと思います。

生活支援対策課長（佐藤周一君） ふくしま産業復興企業立地補助金という事業は、雇用の確保というのがいわゆるねらいでございます。県としては事業の終了年度に新規雇用の計画人数が確保されていれば補助金を交付しますという考え方であります、村もそれに倣うということでございます。

菊池製作所については、2カ年で事業完了ということを計画されているようなので、2カ年目の年度末に10人の雇用が確保され、以降、その雇用が継続するというような見込み。それから、ハヤシについては、単年度の整備事業でございますので、来年の3月、4月には5人の新規雇用が確保されると、そういう見込みでございます。

10番（佐藤八郎君） 23ページに移りますけれども、スクールバスについて、単なる1台20万円で10台でという話ですけれども、実際、300万円を使った具体的な内容、走行距離というのは一体どのぐらいあって、エアスプリング、その他の部分はどうなのか、もう少し具体的に示していただきたい。

教育課長（相澤伸一君） 申しわけありません。今手元にバスごとの走行距離を持っておりませんので、後でお示ししたいと思いますが、ただいま申し上げましたが、主に費用のかかったものということでございまして、現在まで修理かけております7台ほど点検修理を行っておりますが、平成16年度に登録したものについては54万円ほどかかっております。それから、19年度76万円、平成10年度のもの59万円、平成13年度95万円ということで、いずれもエアスプリングの交換費用が非常にかかるでいるということでございます。その他の3台については、20万円程度の修繕で済んでいるところでございます。エアスプリングについては、購入以後ずっと交換をしていなかったということもありまして、ここに来て非常に老朽化が進んだということでございます。

以上であります。

10番（佐藤八郎君） 議長に申し上げますけれども、今のスクールバス関係の内容、具体的に資料を求めたいんですけれども。それから、コースも具体的に私ども議員にも示していただきたい。それはお願いです。

それから、1点、私、漏れていきましたので、25ページの移動図書館人件費ということであるんですけども、これはどんな内容で、どういう流れで、一体、村民、避難者にとつ

てどういうふうな活用のされ方、どういう絵なり、どういうことで、どういうふうになつていくのか、全体に見えるような形でご説明願えればと思うんですが。

教育長（廣瀬要人君） オーストラリア政府から移動図書館の寄贈がされるということで、今回、補正に上げさせていただいておりますが、車の車種についてはマツダのボンゴ、 トラックの改造車ということで、2,000冊ぐらいの本を積めるような改造車になっております。どう活用するかということありますけれども、学校、それから、仮設住宅等を定期的に巡回して本を入れ替えるというようなことの道具として、車として活用する。それから、この車を使って、学校、仮設住宅、その他の催し物に、本にかかる催し物にこの車を活用するというような計画であります。

そのための人でありますけれども、二つあります。この車を移動するための運転手及びその補助職員、2人を雇用するということで205万円の補正をお願いしているところであります。

それから、もう一つ、25ページの8番になりますか、報償費のところでありますけれども、たくさん、いただいた本、購入した本ございますが、この本のクリーニングをして、実際に活用できるようなクリーニング、分類、整理、そのための費用として20万円ほど、これはボランティアの賃金、報償として20万円ほど組んでおりますけれども、そのような計画を立てているところであります。

学校は、仮設の学校はできましたが、本の読書環境の整備はまだこれからですので、村にある図書あるいは全国から寄贈していただいた絵本の整理等をしてそれに持ってくれば、十分計画的な各学校の図書環境の整備はできるだろうということで、そういうようなものを活用していきたい。

それから、避難先に移動図書館というか、ミニ文庫を設置して、避難されている村民の皆さんのが本を活用できるような、そういう読書環境を整備していきたいということで、今、計画を立てているところであります。その他、それらのもろもろの費用としてそこに上げさせてもらったのが今回の補正でございます。

以上です。

10番（佐藤八郎君） 今の説明と前に説明受けた、例えば臨時雇用賃金が1人分という説明だったんですけども、何か今の話だと、運転手と補助員と、2名という話になりましたけれども、その辺の精査。

それから、学校と仮設ということで、そうしますと、自治会なんかはどういうふうになつてくるのか、わかりませんけれども。

それから、村から、図書関係、持ち出すことになって、その図書持ち出しについては何ら制限はないんでしょうか。放射能線量の関係からどうなのか、伺うものであります。

教育長（廣瀬要人君） 訂正させていただきます。

先ほどの臨時雇用賃金の件については、総務課長の説明どおりでありますので、訂正させていただきます。

それから、図書の持ち出しに関しては、図書だけではなくて、基本的には、今村にある図書あるいは教材、教具等をこちらに持ってきて活用しているところでありますけれども、

線量的には、室内は大変低い、校舎の中にあるものについては大変低いですので、問題ないだろうというふうに思っておりますけれども。ただ、気分の問題もありますので、きっとクリーニングをしてこちらのほうに持ってきて活用するように配慮をしていきたいなというふうに思っているところです。

議長（佐藤長平君）ほかに質疑はありませんか。

7番（菅野義人君）数点、確認をさせていただきます。

まず、13ページ、歳入の部で1点お伺いします。これは1節の農業費補助金、被災地域農業復興総合支援事業の効果促進事業としてのプレハブ設置での農産物測定施設ということで説明をいただきました。1節の農業費補助金の中に入っていますね、92万4,000円。これなんですが、要するに、村の中での農産物測定施設ということで、今年度はプレハブ設置というお話でございました。24年度がプレハブ設置ということで、それから、いろいろ設備を拡充していくというふうに受け取ったんですが、どのような、村として体制を目指していくのかということ。

それから、もう1点なんですが、今までかなりいろいろなものを測定しておりますが、その辺あたりも広報周知という点でどんなふうな取り組みを考えているのか。

それから、今これから問題になります土壤のモニタリング等について何か計画をされているのか。それについてまず伺いをしておきます。

それから、17ページです。20番の扶助費、いわゆる23年度分の未支給分として見なし村民の方に対する災害救援見舞金ということでの補正予算だというふうに伺っております。この見なし村民ということについての認定の基準について、明確にお示しをいただきたいというふうに思っております。

それから、21ページ、19番の負担金補助及び交付金の上から4番目にあります避難農業者経営開始支援事業補助金、これは説明では、県の補助金でソフト事業だということで、初期生産等の資財ということで、園芸農家が15件分、畜産農家が5件分というふうな設定をされておるということでありました。金額の設定が園芸農家が100万円、畜産農家が150万円ということで県のほうの支出基準では明確に決まっておりますが、いわゆる使いやすさという点からしますと、それぞれが目指す経営規模とか、あるいは畜産等についてはもう少し金額の設定が自由に設定ができたほうが使いやすいのではないか。そういう働きかけをこれから県の方にするつもりがあるか、その辺についてお伺いをいたします。

それから、最後になんですが、27ページ、11款災害復旧費の中の、これは7番、14番、16番、それぞれ補正が組まれております。いただいた説明の中ではため池、農地等の土のうを積んだり、転圧をしたりということで補強をしておきたいというようなことありました。場所等の調査等については既にお済みになっているのか、あるいはこれからするのか。その辺についてもお伺いをしておきます。

以上、よろしくお願ひします。

復興対策課長（中川喜昭君）まず、私のほうから3点、お答えしたいと思います。

まず、歳入の部分での効果促進の部分でお話がありましたが、今考えておりますのは、今回、避難先で営農される方の品質といいますか、避難先でつくった場合の作物等の測定

等をしておいて、やはり安全だという部分を確認しながら販売できればということで、これは避難先での検査体制をつくっていきたいというものでありまして、一応今計画しておりますのは4年間で、今年度については、先ほどおただしのように、検査用のプレハブの設置をしていきたいということで、25年度からそのシステム等の導入、それから、実際に調査をするという形での委託費等で考えていきたい。それから、3年目につきましては、ある程度落ちついた中での検査機関の研修とか会議などもソフト部分で取り入れながらやっていきたいなということで、4年間でありますけれども、避難先での作物等の放射能管理をしていきたいという考え方で上げさせていただいております。

それから、歳出のほうの21ページでの避難者農業経営開始支援事業でございますが、おただしのとおり、この補助事業につきましては県の県単事業を活用しての事業ということでありますし、一応さきにとりました営農の意向調査等、それらを踏まえましてこの程度かなということで考えておりますが、今のところ、園芸15、それから、畜産5と計画しておりますが、園芸農家でも申し込み等がある状況でありますし、これらについて進めていくという考え方をしております。使い勝手という部分で、それぞれ園芸、畜産、金額が固定されておりますので、これらについて要望によって金額の増額、減額等あるかと思いますけれども、園芸農家の方、150万円ほどかかるといった場合、畜産農家の部分を回せないかというおただしかと思いますが、その辺、現実的に、まだ申し込みをもらっている段階ですので、その中で精査をしていきたいなというふうに思っております。

それから、災害復旧の部分ですが、4月だったかと思います、かなりの大雨が降った際にかなり水が出たということで、その段階で農政、それから、建設、管理のほうで現場を歩く中で発見した部分、それから、震災当時、ため池とか、震災時にもかなり損害を受けていた、損傷を受けていたこともあります。それから、町民の方の通報ということで、現場のほうを確認していますのは、今のところでありますけれども、農地については2カ所、ため池が3カ所、水路1カ所ということあります。それから、そのほかの住民からの情報では、ため池の水が途中で抜けてしまったとかいう部分あるんですが、個人管理のため池だったりしている部分もあるということで、その辺も精査しているということでございます。それから、お知らせ版等でも、もし災害を受けた場所があればということでの呼びかけもしております。今回、一応6カ所分と、それから、今後の見込みということで若干上乗せをさせていただいている状況でございます。

以上であります。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 見なし村民の認定基準ということでございます。

村の中で生活をしていたという実態が判断できればいいということでございまして、具体的には公共料金の支払いの請求書あるいは領収書、それから、本人あての名前で郵便が届いている。そういう資料を提出をいただきまして、本人が飯館村の住宅なりで生活の根拠があったという場合について、見なし村民という認定をさせていただいております。今回の補正でも、1回目の中で、見なし村民、それから、受給者資格のある方本人が死亡したためにその相続が発生するわけですが、その相続関係について確定されていなかったという方等について、1回目、2回目、合わせて150万円という補正をさせていただいて

おります。今の中で把握できているそういう人数は、1回目、3万円の見舞金でございますが、36人、それから、2回目は1万円ということで42人、合わせて150万円という補正でございます。

7番（菅野義人君） 13ページの被災地域農業復興総合支援事業の中のプレハブ測定施設の件なんですが、そうしますと、この事業の趣旨は、効果促進事業であるということからして、避難先での検査体制を充実するというふうなことだというふうにお話しいただきました。事業とのセット事業なんだろうから、そういうことなんでしょうが、実態からしますと、この事業該当のものが花であって、それぞれ避難地域での営農ですから、いわゆる農産物の測定施設まで設置してやる必要があるかどうかという、私、率直に疑問を持ったので、これはセットで切り離すことができないということであれば、当然できないんですが、もっと村自体の検査体制の充実をしたり、モニタリングをしたりということが、今、かなり迫られているのではないかというふうに思いますので、このことについて確認をいたします。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回の6月補正に上げておりますのは、復興交付金活用ということで、3月末の部分までの申し込みということで、今現在、3基分ということで、村民の方々から、やはり、避難先での営農ということで申し込みを受けて、今月末にまた申達していきたいという状況であります。その中に、野菜農家の方々が入っているという状況もあります。今後、ぜひ、復興交付金を活用しながらこの事業を進めていきたいなということでありまして、そういう意味では、花卉ばかりではなくて野菜等もあるということですので、やはり検査体制が必要かなということであります。今後、今、6月末の申請に向けてやっている状況でありますが、今の現状では7市町村のほうに9件の農家の方々の申し込みがあるという状況を取りまとめをしているという状況で、その中に野菜農家が3件入っているという状況であります。

以上であります。

7番（菅野義人君） 野菜農家がいるということで、そういう点では必要なのかなと思いますが。今回の予算の中だとプレハブだけですので、これから測定する機械も今後整備される。そうしますと、当然、それを測定するスタッフといいましょうか、だれがやるのかもありますし、そういう点からいうと、私、基本的にこの事業の趣旨にいろいろ異議を申し上げるわけではないですが、測定というのはやっぱり公的なもので測定して、それでやはり消費者の信頼を得るというのが一つの形なのかなというふうに思いますが、その点からしますと、この事業のこの測定施設のこれから展開、予算、人的なもの、それから、資本がいるのかどうか、その辺について、ちょっと私、認識がきちんととれないのですが、いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしのとおりでありますと、今、効果促進の考え方といいますのは、先ほど言った検査体制を図っていくということでありまして、機種であります、これについては、今、村のほうに入っている機種、これらを活用して機械については考えている。かなりの金額がするということもありますし、それから、避難先で作物をつくったものの、それを出荷する部分での検査であれば使っていいということですので、

それらを使っていきたいというふうに思っておりまして、それから、委託料は、先ほど、今話が出ましたように、人件費関係で委託をさせていただければということで、今のところ考えております。正直なところ、自主検査というふうに一般的に言われておりますが、自主検査で消費者への安全、安心が訴えられるかという部分ですと、自主検査ではなかなか厳しい部分があるのは正直なところであります。ある程度の公的機関での証明がという部分ありますので、この辺についてはちょっと検討させていただきながら、例えば、公的検査機関になるにもどういうものがあるのかなという部分もちょっと調査してみようということで担当の人とも話をしておりますので、それらをちょっと調べながら、この辺については次年度、25年度事業になりますので、検討させていただければというふうに思っております。

以上であります。

7番（菅野義人君）もう1点のことについてお伺いをしておきます。

21ページの先ほどの避難農業者経営開始資金事業補助金のことです。基本的に、これは県補助金でソフト事業だというふうな位置づけでありますので、設備の整備なんかに要するハード事業なんかのような予算はつけられないと思うんですが、そうしますと、この金額設定については、先ほどの答弁では精査して金額を設定したいというお話でございました。精査をして、この金額の設定は村の判断で変えられるというふうに理解してよろしいんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君）先ほどの答弁でそのような形でしたのであれば、大変申しわけございませんが、やはり、県単事業ということありますので、こちらで勝手にできるというものではないというふうに思っております。それらについて、もし、調整が可能かどうか、やっぱり県のほうに確認して対応するということが基本になるかと思いますので、村の要望ができるという部分ではないということだけは答弁としていきたいと思います。

この部分についても、園芸が15、それから、畜産5件ということありますが、現在、申請したいということで取りまとめしている状況であります。園芸農家については今11件ほど上がっております。それから、畜産農家については5件上がっているという状況でございます。

以上であります。

7番（菅野義人君）27ページの農業施設災害復旧費、いろいろ調査を済まして工事をする場所が決まっているという話でございました。これから、避難年数が長く経過するにつれて、私はかなり目の届かないところが被災を受けるということが出てくるんだろうと。もちろん、避難地区との関係もあり、自由にできるというものではないにしても、その辺の監視体制と対応の方策をとっていく必要があるのではないかというふうに私は思っております。もちろん、土地改良区とのいろいろ連携なんかもあるんでしょうが、その辺の新しい避難の長期化に向けての対応策等について所見を求めます。

復興対策課長（中川喜昭君）おただしのとおり、避難しているということであります。今までと、それぞれの地権者の方が、自分の田んぼはどうなった、こうなった。区長さんのほうに取りまとめて報告願いたいという形で今まででは災害等の取りまとめをしてき

たというところではあります、今回につきましてはそういうことができないということでは、何しろ人海戦術しかないのかなと。きのうも台風等で災害等がどうだったかという部分も、復興対策課の建設管理係、それから、農政係の職員が何しろ危ない場所を見ようということで道路も含めて水路、農地、前に災害あった場所の確認とかしている状況であります。それから、村内4業者の方にも指示をしまして、道路パトロールを中心にかけ崩れ等、それから、倒木等の調査、若干きのうも簡易なものがあつてすぐ処置はしたということです。今のところはその体制かなというふうに思っております。ただ、前の災害あったときの通報の一つにも、地権者の方もありましたが、見守り隊の方が親切に教えていただけたという部分もあって災害場所を発見できたということがあつたものですから、見守り隊の方に業務としてお願いするという部分もなかなかいかない。ただ、現場等で何かあればすぐお知らせいただきたいということでのお願いはしておりますので、今のところ、そのような対応しかないのかなということで、まずは、台風等々あった際には、すぐ現場のほうに行くという対応で現在対応しているところでございます。

以上であります。

議長（佐藤長平君）ほかに質疑はありませんか。

9番（大谷友孝君）何点かお尋ねをいたします。

19ページの保育所運営費、委託料でございます。260万円、給食の検査業務。どういうものなのか。備品購入で放射能の測定器1台を入れると。それから、25ページにいっても、給食センターにも測定器、これを入れるということでありますけれども、これとの兼ね合ははどういうふうに考えればいいのか。

21ページの農業振興費、19番の負担金補助及び交付金で、一番下の村単事業、農業生きがいづくり支援事業補助金、総務課長の説明ですと、10アール当たり10万円で20カ所ぐらい予定しているんだということでございました。全協に示されました資料を見てみると、事業要件の中に、原則は1人5万円上限として補助をするんですが、畑20アール、田んぼ30アール以上の場合は20万円まで補助するということでございますが、販売等をうたっているんだろうと思いますけれども、その上で、「おおむね年間20万円以上の収入を見込む営農目的でないこと」というふうになっています。これは小さい本当に自家消費等々でつくる、そうやって体を動かしてもらいたいという意義のこの事業だというふうにとらえますけれども、例えば畑2反歩、これは相当な面積です。作物によっては100万円以上の収入も見込めるようなものになる可能性もあります。そのときに、この補助金、例えば年間20万円以上売ったというときには補助金の返納も発生するんですか。それと、「菜園作業者以外の他の者への作業委託費は対象とする」というふうにあります。これはどのようなことを想定しているのか、お尋ねをしたい。

健康福祉課長（藤井一彦君）まず、19ページの民生費、児童福祉費の保育所運営費の委託料でございますけれども、これは保育所の給食の放射能を測るために機器を購入いたしますので、その下の備品購入費のほうで、これの入件費、それから、資料代、食べるものの測る食品、測る場合はそれも補助対象になるということで、それと、手袋でありますとか容器などの消耗品などを含めまして260万4,000円という形になっております。教育委員会の

ほうでも同じような補助があるというふうに聞いておりまして、教育委員会のほうは備品のほうの購入だけなのかなというふうに思いますけれども。

以上でございます。

○ 村長（菅野典雄君） 私も詳しくはあれなんですが、少しでも子供たちが食べるものに対して、徹底的に検査をしていくということが保護者に対する安心感ではないかということで、保育所のほうが補助事業、全額補助なんです。つまり、保育所ということでの事業を使うと補助が全額受けられるということで、そこで、機械を買わせていただく。そして、運営をする。だけれども、保育所は今そんなに人がいるわけではありません、内輪の話をしますと。小学校がすぐ近くですから、小学校にも入れていただいて、そうだと思うんですが、何せ人は1人いる。あとは行ったり来たりできれば両方、保育所と小学校のほうとできるのではないか。それから、小学校のほうは多分給食センターのほうの配膳室のほうに使うと、こういうことでありますし、こういう事業、保育所のほうが見つかったものですから、村のほうでお金を出さないで検査機を買い、そして、業務のほうも補助ができると、こういうことですので、保育所の10人に置くつもりはないんです。小学校のほうに置くと、両方あわせてやると、こういうスタイルで、少しでも検査の密度なり量なりをふやしていったらどうかということではないかなというふうに。これでよろしいかどうか、間違っていたならば、ちょっと……。

おわかりいただけましたでしょうか。

9番（大谷友孝君） 結局、人件費も入るというとられ方でよろしいんですか。

○ 村長（菅野典雄君） 全くそういうことで、人件費も補助になるということなものですから、この事業をうまく使って何ぼでも、機械なり、人なり、そして、小学校のほうもしっかりとやろうと、こういうことでございます。

以上です。

○ 復興対策課長（中川喜昭君） 私のほうからは農業の生きがい支援対策事業補助金でございますが、先ほどおただしいただきました部分、まず、総務課長のほうから説明あった金額と全員協議会で報告しました金額、違っておりまして大変申しわけありません。私どものほうで、総務課長の説明する部分のときに単価が間違ってしまったということでございますので、おわびを申し上げます。5万円で事業としては進めて、原則として1人当たり5万円を上限としてやっていきたいという形で進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

大谷議員のほうからもありましたように、これはあくまでも避難先で、やっぱり体を動かしていただいて健康増進等も図っていただければという部分でありますので、営農を目的としないということでは、ある程度金額も決めておいたほうがいいのかなという思いでの話でありますし、これを超えたかどうかという部分までは、まだ調査するかどうかまでは確認しておりません。ただ、営農目的ではないですよという形でお話をていきたいなというふうに思っております。

畑2反歩、田んぼ3反歩というふうに出しておりますが、1人ではやるには厳しいのかなど。そうしますと、ある程度、仮設のほうには共同菜園等がある状況であります。借

り上げ、それから、仮設の中の方もいるかと思いますけれども、1人でやってみたいとか、2人かでやってみたいと、そういう部分があるのかなと。そうすると、人数がある程度大きくなると面積もふえてくる。そうしますと、例えば一つの畠に2人が入れば、5万、プラス、.5万というような形でやってければという部分で、それが50人とかになってしまふと、また面積等の部分もあるものですから、おおむねとしまして2反歩、3反歩ということで上限として20万円というふうに決めさせていただいたということあります。

それから、作業委託費ですが、今、こちらで考えていますのは、避難先でありますので、例えばトラクターがないというときに、周りの方がトラクターを持っているもので、その耕運作業をお願いするとか、委託するとか、それから、堆肥を入れるのに、やはりダンプがないとか、そういう部分のあくまでつくるのは申請の方でありますけれども、どうしても避難先において、やはり物がないとできないという部分もありますので、その際に、周りの方のお手伝いをいただくときに委託費という形で出していければという考え方でこの作業委託ということで上げております。

以上であります。

9番（大谷友孝君） そうすると、あくまでも生きがい対策といいますか、体を動かして健康でいてくださいよと。ただし、結果として、販売額が相当額になっても、この補助金の返納といいますか、それは求めないということでよろしいですね。

それから、ただいま言ったように、トラクター、堆肥云々についても、原則5万円、外枠で出していくという考え方でよろしいんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） まず、委託費の考え方はこの5万円以内で考えております。外枠ではなくて、中で考えています。

それから、売上云々でありますが、やはり、つくったものが売れて、そこでやっぱり喜びが出るという部分もありますので、100万、200万という金額にはならないかと思いますし、それから、20万円ですから、4人以上になりますと、それ以上出せないという部分でありますので、調査は、今のところ、しないでいきたいと考えておりますが、このような形で今後進めさせていただければと思います。

以上です。（「わかりました」の声あり）

議長（佐藤長平君） ほかに質疑はありませんか。

6番（佐野幸正君） 一つ聞いておきたいんですが、19ページの園芸療法による心のケア業務と下の交流業務、サロンなんて言っているんですが、詳しく説明お願いしたいと思います。

健康福祉課長（藤井一彦君） この事業は、県の被災者健康支援体制整備事業の補助金を使いましてやる事業でございまして、その中に、被災町村健康推進事業というものがございます。これで健康づくり事業を村独自に実施する場合に補助が出るということで、今回上げさせていただいているのですが、その一つに、園芸療法による心のケア事業というものがございまして、これとその下にあるふれあい交流事業につきましては、両方とも社協のほうに委託をして実施をしたいというふうに考えております。

内容といたしましては、今まで農作業に従事していた高齢者の方が園芸療法によって土に触ることで心をいやしていただいたり、花とか野菜の成長を楽しむということでスト

レスの軽減であったり、生きがいづくり、体を動かすということで健康の維持ということを目的にしてやるものでございます。

ふれあい交流事業につきましては、これも避難生活を送っている村民同士の親睦を深めて、孤独や引きこもりを防ぐ事業として仮設住宅や借り上げ住宅でリラックス体操であったり、口腔ケア、口の周りのケアとか栄養指導というものを実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

6番（佐野幸正君） よく理解できないんだけれども。社協に委託してやるというのですが、詳しくはどんなことをやるのですか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 園芸療法なんですけれども、要は、今まで農業をやっていらっしゃった方が、今、土にほとんど触れることなくやっているということで、そういった野菜であるとか、花を育てるということは心のケアにつながるという考え方をございます。これが園芸療法というふうに言われております。心のケアの一つだということでございます。ですから、そういうことを借り上げ住宅、仮設住宅の中で、園芸療法師というものがいらっしゃるんですけども、そういう方に来ていただきて、心のケアなんかも含めた話ををしていただいたり、それから、一緒に今あそこは生活相談員なんかがいますので、それから、民生委員なんかも参加をしていただきながら、花の苗、それから野菜の苗なんかを植えつけたりして、それを育てていくといったことで心のケアに努めたいというふうに考えております。

以上です。

村長（菅野典雄君） これもこういう避難状況ですから、100%の補助をうまく使わせていただいて、園芸療法というのは、先ほど村単でやりました、何かつくりませんかと。ただ、つくるだけが村ですけれども、これはそちらのほうのある程度認識というか、知識のある方たちが老人の方とかそういう方たちに話などもしながらできるというところをうまく使ってやろうということですが。健康福祉課がそれを、確かに健康のことなんですが、なかなかそこまでは手が回りませんので、社会福祉協議会に今10人ほどのスタッフが物品を配ったり何だりしてやっていたいしているんですが、その方たちにもこういうようなことを交流も含めてやっていただくということが、2年目に入った社会福祉協議会の動きをよりよくするために、この補助事業、100%をうまく使えないかと、こうすることで上げさせていただいているということでございます。

よろしいでしょうか。

6番（佐野幸正君） 早く言えば、仮設ならばプランターとか何とかで、そして、野菜とか花とかをやってやるということなんだね。それでは、わかりました。

村長（菅野典雄君） 全くそういうことですが、そこに、ただ、「はい、どうぞ、やりましょう」というよりは、そこに何か、かにか、やっぱり、専門の人が来たり、いろいろな人が来いろいろな話をやっぱりしていくということが大切だろうと。こういうことで、先ほどの、ただ仮設で農業をやって少し生きがいをつくってというよりは、ちょっとまた内容が違ったのがこの補助事業で使えると、こういうことでござりますので、どうぞ仮設のほ

うで大いに活用していただければというふうに思っています。

以上であります。

議長（佐藤長平君）ほかに質疑はありませんか。

8番（大和田和夫君）17ページの11番の印刷製本費、支援をいただいた方々に御礼としてはがき、それから、1年間のダイジェスト版ということでの予算計上のようではあります、義援金、それから、物資等々、心温まる支援をいただいたわけではありますが、何件といいますか、何人ぐらいから支援あったのか、お聞かせ願えればと思います。

生活支援対策課長（佐藤周一君）今、資料、手元にございませんので、後ほど、準備させてください。

総務課長（中井田 榮君）今回、全体でありますけれども、義援金も含め、物資も含め、住所のわかる方、1年を経過してというようなことで1,700件の方にお礼とダイジェストとはがきをセットに送るようにしております。

村長（菅野典雄君）義援金のほうは、この前お話がありましたように、最初3万円、後から1万円などなどで3億ちょっとだらうと思います。さらに、いいたてっ子未来基金のほうに、かなり使っていますが、今までの総合ということになると約6,000万円ぐらいではないかなというふうに思っています。ですから、そういう方、それから、物品でいただいた方も含めて、ちょうど役場に、ここ飯野に移って1年目と、こういうことではありますので、何らかのこちらからの感謝の気持ちを伝えておくことが、またこれから1年、2年との避難生活に対しての、別に催促するわけではありませんけれども、村としての気持ちを出しておくことが大切ではないかと、このように思ったところでございます。

以上であります。

8番（大和田和夫君）1,700件ということでございますが、説明だと、はがきが3,000枚、それから、1年間のダイジェスト版として6,000部ということなんですが、1,700件に対して3,000枚というはがきはちょっとどのようなことなのか。

総務課長（中井田 榮君）17ページにあります印刷製本費でありますけれども、ダイジェスト版6,000という説明をしました。その内訳でありますけれども、当初、今回送る1,700件以上に実はお名前ありまして、精査をして住所の確認できたものが1,700件であります。その予算要求の当時はもっとあるんじゃないかというようなことで3,000件、さらに、村民の方々にも1年の経過をお送りするというようなことも含めて、それから、さらにいろいろな形で今後使うことができるのではないかということで、ダイジェスト版につきましては6,000部を予算要求をさせていただきました。それから、はがきにつきましては、今ほど説明しましたように、住所を確認できないことも含めて、一応予算要求のときには3,000というふうな形で予算要求をさせていただいたというようなことで、ダイジェストが6,000部、それから、はがきが3,000枚というふうなことでの予算要求でございます。

議長（佐藤長平君）ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号「平成24年度飯館村一般会計補正予算（第3号）」を採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号「平成24年度飯館村一般会計補正予算（第3号）」については原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第33号 平成24年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤長平君） 日程第6、議案第33号「平成24年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

○ これから質疑を行います。

10番（佐藤八郎君） 国民健康保険税が補正額はマイナスでありますけれども、滞納の繰越金があります。その部分での今後の対応策というものと、それから、国民健康保険税そのものが、今、免税とはいえ、ここ二、三年の中でどれだけの推移で増額になってきているのか、説明を願いたい。

住民課長（濱名光男君） 国民健康保険税の滞納額の今後の対応でございますが、今、滞納処分については差し控えをしているということであります。未納のお知らせという形で納付をお願いしているというか、勧めているという状況であります。今後については、引き続き定期的に納付のお知らせ等を行って、少しでも滞納解消に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

副村長（門馬伸市君） 保険税の今免税になっているんだけれども、今後、どういうふうな推移になっていくかのと、こういうお話でありますけれども、ことし、正式にやれば1万5,000円ぐらい上がる見込みがありました。去年とことし、免税なので、国のほうから免税した分は後で補てんされるということで、ほとんど計算したとおり、医療機関にかかる経費を歳入で見て不足する分は国のほうからということであります。ただ、来年度以降は不確定といいますか、先行きがわかりません。法的には1年、1年更新していますので、もし、来年の分、多分避難している間は継続されるのではないのかなというふうに思いますが、今のままでいきますと医療費が1.5倍ぐらいに伸びています。ですので、その計算でいけば間違いなく毎年1万ぐらいの保険税の上乗せになっていく可能性が大である。特に避難しているためにお医者さんにかかる方がふえていまして、そういう意味では、避難によっても医療費がかなり伸びていることも事実ですね、実績として出ていますので。

多分、免税といいますか、国の減免制度がなくなった場合については、飯館村だけではなくて、全国の自治体で、保険者として国保運営ができなくなるんじゃないのかなと、こういうふうに思っています。ですから一般会計から、ほとんどの自治体で税を軽減するた

めに毎年繰り出しやっていますけれども、限界なんですね。基金もほとんど底をついてきている状況の中で、国民健康保険事業を進めていくというのは、特に小さな自治体は限界、今でも限界なんですから、難しくなってくるのではないかなど。そういう意味で、抜本的な国保制度の改革、これは当然やっているとは思いますけれども、やるとしても、国に対して、今の国保制度の現状、この厳しい現状を強く訴えていく必要もあるのかなと、こんなふうに思っています。

10番（佐藤八郎君） 今、副村長から飯館だけではないというお話をありました。そのことについては私もそういうふうに思っていますので、きちんと数字を上げて、医療費の状態なり、個人の負担の限界、各自治体の一般会計からの繰り入れの限界、そういうものを含めてきちんとした数字をもって国にきちんと、制度というか、全体を改善していくようになると要求していかないと、避難が解けたり、解除云々とかいろいろになってくるとこれが一回にどんどん来るわけですよね。そのときに我々村民が対応できるかどうか、経済状況によりますけれども。そういう意味からして、きっちとしたそういう、一方では、改善要求運動をきちんと自治体が先頭に立ってやらないと、憲法で保障された健康で文化的な生活が営めない状態になるというふうに思いますので、その辺、どういう要求活動なり要請活動をしていくのか、お聞きしたいと思います。

副村長（門馬伸市君） 国保制度については、10年以上前からやっていることは議員もご承知のことだと思います。国保連合会だけではなくて、地方団体の六団体も今の国保制度だけではなくて、後期高齢者の分とか、あるいは介護の分、すべて同じなんですね。ですから、毎年、要望を、一自治体では要望していませんので、県全体として要望を出しているということあります。村は村として実態はつかんでおりますので、それは県なり国なりのほうには実態は報告はできると、こういうふうに思いますけれども。村独自で国に要望を出すといつても、それは効果がないと言っては失礼ですけれども、自治体全体として、福島県全体として、あるいは全国の六団体として、毎年予算時期に合わせてそういう要望活動をしていると、こういうことあります。

10番（佐藤八郎君） そうしますと、各自治体が実態をきちんと上げながら、六団体なり、全県なり、まとまって運動を展開していくということになるんですか。

副村長（門馬伸市君） 各自治体の要望を逐一集約しているということではなくて、全体として、こういう状況はどこもほとんど同じなものですから、それは県としてまとめて、あるいは地方六団体としてまとめて国に要望をしているということであります。村のそれぞれの自治体の現状を資料に基づいて国のほうに出しているということではありません。

10番（佐藤八郎君） 今回の原発事故において、こういう状況が続く、被災県内13市町村、そういう流れの中でもきちんとそれはそれとしてとらえていかないと、帰還、解除云々、いろいろ条件それなってきますが、そういう流れの中できちんとしていかないと、そのときに当たった住民にとって大変な高負担、重負担になっていくというふうに思えてなりませんが、その辺はどういうふうに思っていらっしゃるのか。

副村長（門馬伸市君） 避難をして、今、減免ということありますけれども、避難しても、しなくとも、先ほど申し上げたように、国保の制度そのものがどうしようもなくなってきた

ている状況なので、いずれ多分国のはうとしては近いうちに制度の抜本改革、今、諮問とか何かでやっているようですけれども、なかなか財源的な問題もあって、一本化、制度改革の抜本改革に至っていないということありますけれども、待ったなしだと思います。国保、介護、後期高齢者、どの国の財源を見てもこのとおりでありますから、この辺は、私たちが申し上げるまでもなく、国のはうでしっかりと対応、今、検討していると思いますが。いずれにしても、私たちは避難させられているわけですから、その負担軽減は、もちろん避難している間は当然国に求めていくという姿勢、これは当然のことだと思いますし、少しでもお医者さんにかかるような健康対策、そういうものもあわせて大切なことだと思っていますから、やはり、病気にならない対策、病気になってお医者さんにかかるよりは病気にならない対策のほうがより私は大切だと思っていますので、予防医療のほうに、あるいは健康づくりのほうに、なかなか大変な状況ではありますけれども、少しでもお医者さんにかかる機会が少なくなるような、そういう対策もあわせてやっていく必要があるのかなど、こんなふうに思っています。

○休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 喫飯のため、暫時休憩いたします。

午後の再開は13時10分からとします。

（午前11時59分）

○再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 1時10分）

10番（佐藤八郎君） 先ほど副村長からありましたように、医療費の云々で、この間の村民の被害性なり、いろいろな面での病気の状態、診療関係も含めて、前と比べてどんな方向にあるのか。さらには、回数が多くなるほど軽い段階で重病になることなくという状況も生まれているのかどうか、その辺も伺っておきたいと思います。

健康福祉課長（藤井一彦君） 避難に伴う住民の健康状態の変化というようなご質問だったかと思いますけれども、今いろいろな検査をしておりますけれども、去年の5月21日、高線量地区の健康相談なんかもやりました。それから、8月に見守り隊の方の健康相談なんかをやらせていただいたんですが、放射線に関する影響はなかったということでございます。しかしながら、今、運動不足でありますとか、高血圧、高コレステロール血症とか、言つてみれば生活習慣病が非常に悪化している方が多いということでございます。そういった生活習慣のリスクについては看護師等による訪問活動を行っておりますけれども、それから、健康相談なんかもこの間の健診で行いましたけれども、同様に、生活習慣病に関しては悪化の傾向があるというような状況にあります。それぞれ一人一人の受診の状況についてはなかなかちょっと把握をしていないところでございます。

以上でございます。

村長（菅野典雄君） ほかに質疑はありませんか。

9番（大谷友孝君） 1点だけお尋ねをいたします。

2億円の返還金がございます。この返還、医療にからなかつたということもあるので

しょうけれども、いい意味での見積もりということになるのでしょうかけれども、大きな要因については詳細をお尋ねしたい。

健康福祉課長（藤井一彦君） 返還金でございますけれども、国庫支出金の返還金が2億円ということでございます。当初は、災害避難によります体調を崩す方が多くなるということを予想をいたしまして、それから、避難すると町場へ行くわけでございますので、医療機関にかかりやすくなる環境というのも出てくるのかなと。それから、医療費の窓口負担の免除というようなこともございまして、非常に医者に行きやすいような状況があるだろうということを考えまして、著しく医療費が伸びるということを想定をいたしまして、災害臨時特別補助金というものが今回ございましたので、結構、マックスで最大限で申請をしたところでございます。しかしながら、医療費はふえたのでございますけれども、村がこれらのことでの予想したほどには伸びなかつたため、その差額の2億円を返すということになりました。

それから、医療費の給付費の交付金のほうでございますけれども、これについては500万ということで、これは見積もり額より少なかったということで、500万返還するということでございます。

以上です。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号「平成24年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号「平成24年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第34号 平成24年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤長平君） 日程第7、議案第34号「平成24年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号「平成24年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号「平成24年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8、議案第35号 飯館村選挙広報の発行に関する条例

議長（佐藤長平君） 日程第8、議案第35号「飯館村選挙広報の発行に関する条例」を議題とします。

○ これから質疑を行います。

7番（菅野義人君） 現在、飯館村は全村避難の状況にあって、選挙広報の発行に関する条例を制定して進めたいというお話をございました。ここの中に、選挙期日の2日前まで配布するものとするというふうなことがあります。これはとりもなおさず、選挙告示から選挙日までの日にちが長くなるというふうに想定されるんですが、この辺の決め方について、ご見解をお伺いします。

○ 総務課長（中井田 榮君） 選挙期間でありますけれども、通常5日間ということで現在までやっていますけれども、先日の6月2日の選挙管理委員会で、村長選につきましては、告示日が10月11日、それから、投票日が10月21日、10日間というようなことで決めさせていただきました。その2日前でありますけれども、通常の5日のときには、届け出をして、印刷をして、2日前に家庭に選挙広報が届くようにしなくてはいけないわけでありますけれども、5日では届きにくい、届かないというようなこともありますて、今回の避難によりまして、選挙をするに当たって、選挙公報を考えるに当たって、10日間にすることによって選挙広報が届けられるというようなことで、10日間というような設定をした経過でございます。

○ 7番（菅野義人君） 当然、従来の紙ベースの選挙公報の発行ということになりますと、当然、そのためにはそのぐらいの期間が必要だというふうなことは想定されるわけですが、今回の秋の村長選に間に合うかどうかは、ちょっとこれはまた進めなくてはいけませんが、タブレットを村民に配布して、そのタブレット端末によって選挙公報に相当する情報を流すということが、今のインターネットの使用による選挙運動の禁止条項に当たるのかどうか。これは今回の村長選挙だけじゃなくて、来年のまた村議選等にも、当然及ぼすことになりますので、ご見解について伺えれば。

○ 総務課長（中井田 榮君） 実は、インターネットで、ホームページ上で選挙広報を全国で2例ほどあるようありますけれども、（「緊急だ」の声あり）

#### ◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩いたします。

(午後1時10分)

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後1時21分)

総務課長（中井田 榮君） ただいまのタブレットの選挙公報の件でありますけれども、今回、避難によって、タブレットを全戸配布するというのは飯舘村が2例目ですね。そういうような形でありますので、それを使って選挙広報をしたという事例がないというようなこともありますし、県選管のほうにも確認をしましたけれども、総務省のほうにも確認をしながら、今後、選挙を進めていく上でそういうものが可能なのかどうか、県選管に確認しながら進めていきたいと。今のところは事例がないということです。

7番（菅野義人君） 当然、選挙広報等でやはり有権者にきちんと伝えていくというのは、私は必要なことだろうと。ただ、避難状態において、選挙期間が長いから周知ができるというふうなことだけでは、私はないんだろうなと実は思っているんです。当然、仮設だけではなくて、一般的のアパートに避難されている方もかなり多いわけですから、そういう点では、選挙の運動というそのものもいろいろ制約が加えられる。そういう中で、せっかく村がタブレットという方法をとっている。そうしますと、インターネットの禁止条項というのは、恐らく、それがホームページを立ち上げて、それがメールを使って選挙運動をするというのがいろいろな点でやはり問題があるということで禁止されている。これが選挙管理委員会が一括して共通のサーバーから、例えば政権放送なり、動画なり、あるいは広報に相当するものを出していくということになれば、私はある意味では、インターネットを使った選挙運動とは違うのかなと。実際、昨年度の災害の後で、私はちょっと調べ切れなかったんですが、たしか、仙台市あたりでも、そういう方法で選挙管理委員会が共通して管理して情報を出したということもありましたし、私はこの際に、せっかくこういう形でタブレットを配布するわけですから、村ならではの選挙のあり方をやはり模索していくというふうな方向があってもいいのではないかというふうに思いますが、今の段階で紙だけを配ればそれでいいという話では私はないんだろうなと思いますが、どうでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） ご承知のとおり、選挙広報につきましては、いろいろな制約があるということです、インターネット上も制限がかかっているということです。県選管のほうにも確認しましたけれども、なかなか事例がないこともありますし、総務省に確認しないとその辺はなかなかわからないというような部分がありますので、今後、村選管のほうで最終的な内容を決めていくわけですが、その辺は確認しながらやりたいということと、現在、選挙広報につきましても、今までではポスター掲示、村内で38カ所ほどにやっていましたけれども、仮設のほうでそういうふうなポスター掲示やれるのかなということと、それから、今までやっていた車についても、なかなか制約があって、県内全域に避難をしているということもあって、車でのPRもなかなか難しいのかなというふうに思いますし、それから、はがきの選挙広報もされていたわけありますけれども、その辺は、ほかの他の市町村の選挙の事例を確認しますと、それぞれ住所については転送がかかっているというようなことで、それぞれ旧来の住所のところに送つて

いただいて、そして、広報しているというような事例があるということでございます。

○ 7番（菅野義人君） 法律的な見解、当然、国なり、県なりの確認をしなくてはいけないということがあります。通常の選挙ができるのであれば、当然、通常の選挙をこれは当然しなくてはいけない。ただ、こういうふうに避難状態における選挙のあり方を見ると、むしろ制限をかけるほうが多いんだろうと、そういう中で選挙公報を出すために選挙運動を延ばしていく。正直言って、選挙期間が延びたから有効な選挙運動ができるのかというと、今の制限条項を考えると、期間が延びた分、有効な選挙運動になるかどうかというのは私は疑問があるというふうに思うんです。そういう点で、いわゆるタブレットの使い方を上手にすれば速報性にもたけるし、それから、当然、紙ベースだけでなく、場合によっては動画というものも送れる。この辺をやっぱり私は検討すべきだろうというふうに思うんですが、いかがですか。

○ 総務課長（中井田 榮君） 選挙運動の期間でありますけれども、公職選挙法の逐条解説にもあるんですけれども、それぞれ期間については告示日から5日、今回は10日ということでありますけれども、余り期間を長くすることのないように告示することが適当であるというようなことも逐条解説の中にはうたっておりますので、その辺は、今回、選挙管理委員会で決めていただいたように、5日から10日というのが適当ではないかということと。それから、今ほどのタブレットでありますけれども、避難によって、このような形で初めてのそれこそ選挙でありますので、初めてで難しいというようなこともありますので、県選管とともに細部にわたって協議をしながら、タブレットを使って選挙広報ができるどうかも含めて、村選管とも協議をしながら進めてまいりたいというふうに思います。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

○ 議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号「飯館村選挙広報の発行に関する条例」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号「飯館村選挙広報の発行に関する条例」は原案のとおり可決されました。

○ 日程第9、議案第36号 飯館村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤長平君） 日程第9、議案第36号「飯館村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号「飯館村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号「飯館村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第37号 飯館村企業立地支援条例の一部を改正する条例

議長（佐藤長平君） 日程第10、議案第37号「飯館村企業立地支援条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号「飯館村企業立地支援条例の一部を改正する条例」を採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号「飯館村企業立地支援条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第38号 飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（佐藤長平君） 日程第11、議案第38号「飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

10番（佐藤八郎君） 今回の改正、免税部分もあつたり、いろいろな部分で直接的には負担増ということにはならないかもしれませんけれども、全体として、原発において特に牛農家が所得がアップされて、それがここに反映していくということになっていけば、かなりの高負担になるおそれがあるんですけれども、その辺の、以降はどんな状況なのか、参考のために聞いておきたいと思います。

住民課長（濱名光男君） 今の資料として特定の農家、そちらのほうの資料は持っております

んが、所得割については、昨年度の基礎となった税率算定の基礎となった金額の約2倍というふうに全体的になっています。そういう意味で、試算、応能割合、応能、応益の部分からしますと、ことしへ税率をできるだけ抑えるということで、応能割合のほうで60%ぐらい、多くても6割ぐらいということで、応益割合のほうをできるだけ前年度の税率に抑えて、応能の所得割の部分を税率では下げる、実際に金額では伸びておりますけれども、税率で下げるような形をとっています。所得については先ほど申し上げたとおり、2倍ということになっております。

以上です。

議長（佐藤長平君）ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）討論なしと認めます。

これから議案第38号「飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）異議なしと認めます。

よって、議案第38号「飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第39号 東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤長平君）日程第12、議案第39号「東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）討論なしと認めます。

これから議案第39号「東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）異議なしと認めます。

よって、議案第39号「東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を

改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第40号 東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤長平君） 日程第13、議案第40号「東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号「東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号「東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第14、議案第41号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議長（佐藤長平君） 日程第14、議案第41号「福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号「福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって議案第41号「福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」は原案のとおり可決されました。

◎日程第15、議案第42号 平成24年度飯館村一般会計補正予算（第4号）

議長（佐藤長平君）　日程第15、議案第42号「平成24年度飯舘村一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

10番（佐藤八郎君）　主に小学校と中学校という歳出の補正でありますけれども、1点目の小学校の仮設校舎屋外整備工事、高さ10メートルのネットということでありますけれども、図面上で示されておりますけれども、あの辺で十分安全性なり、近隣の住民のことなり、道路関係なりという部分ではしっかりとしたものになるのかどうか。

それから、中学校ですけれども、まだできていませんけれども、さらによりよいものにしていくためにということで7点ほど改善するんだということありますけれども、テニスコートがそれなりに予算とるのかなと。テニスコートの広さも含め、子供のテニスコートの活動の要望といいますか、そういうものがあるのかどうか、どういう方向でテニスコート整備されるのか、伺うものであります。

○ 教育課長（愛澤伸一君）　追加の補正予算ということでお世話になっているところでございます。

小学校でございますが、当初、6メートルの防球フェンスを設置しまして対応しておったところでございますが、校庭から県道側にボールが飛び出すという案件が発生いたしまして、今回、急遽、防球フェンスのかさ上げをお願いをしているところでございます。お示ししております内容につきましては、県道側について、長さ60メートル、高さ10メートルのフェンスを新設するというものでございます。現在、この位置に高さ6メートルのフェンスがあるわけでございますが、フェンスの直上部分に高圧電線が平行して走っております、6メートルフェンスと同じ位置に10メートルフェンスを建てることができません。そのため、現在2.5メートルほど校庭側に入った位置に10メートルの高さのフェンスを設置するということを考えているところでございます。子供にとっての一番の問題は安全でございます。それから、県道を走る車の皆さんの安全、ボールが飛び出しますと急ブレーキ等々で車同士の事故ということも想定されるわけでございますので、一番は、県道にボール等々の飛び出しがないようにということで今回対応するものでございます。

10メートルでどうかということではあります、これで必ず大丈夫だというようなところではないわけでございますけれども、少なくとも6メートルのおおよそ倍の高さを確保したいということでございまして、現在よりはボールの飛び出しの危険性は低くなるものというふうに考えているところでございます。

それから、中学校のテニスコートでございますが、仮設体育館の南側部分に面積がとれましたので、こちらでテニスコート1面を整備したいと考えております。ご承知のとおり、飯舘中学校にはテニス部という部活動もございますので、こちらのテニスコートの要望についても学校のほうからはご要望をいただいているところでございます。この機会に整備をさせていただければと思っているところでございますので、よろしくお願ひいたします。

10番（佐藤八郎君）　若干、校庭のほうに入ってくるということで、そうしますと、6メートルのフェンスはそのまま置いてあるようになるのかな。それから、その分、中に入って、その分10メートル高くなるというふうになっていくのか、その辺、もう一度。

教育課長（愛澤伸一君） 外側に張りましたフェンス、6メートルの部分についてははがしまして、内側のネットのほうに集約させていただきたいなと思っております。

10番（佐藤八郎君） 中学校のほうですけれども、テニスクラブがあるということで、要望あるということなので、そのことはあれでしようけれども、何か南側、あそこですけれども、何か暗く感じたんですけれども、実際は違うのかどうか、わかりませんけれども。全体として、出入り口等も改善されるということで、交通安全含めて、全員がどこでスクールバスをおりて、どこまで入っていって、どの時点が……。近い人は歩いていく児童も生まれるのかと思うんですけども、その辺では交通安全の点では大丈夫なのかどうか。

教育長（廣瀬要人君） これからスクールバスを子供たちに利用させて、どこで乗せて、どこで下ろすかというふうな、いわゆる交通安全の面から、それから、隣接して飯野中学校がありますので、同じ時間帯に登校、下校ということも考えられますので、その辺も配慮しながら、スクールバスの利活用については、これから検討して、また議会のほうに提示できるようにしていきたいというふうに思っています。 ( )

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第42号「平成24年度飯館村一般会計補正予算（第4号）」を採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号「平成24年度飯館村一般会計補正予算（第4号）」については原案のとおり可決されました。 ( )

#### ◎日程第16、議案第43号 飯館中学校仮設校整備工事請負契約の変更について

議長（佐藤長平君） 日程第16、議案第43号「飯館中学校仮設校舎整備工事請負契約の変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。

9番（大谷友孝君） 10点上がっていますけれども、グラウンドの表土をはいで、村の野球場に仮置きをしたいというような案のようでございました。先般、現場を見させていただきましたけれども、相当量ありますけれども、はぎ取った後、客土するのか、暗渠も入れて客土するんだろうというふうに思いますけれども、その客土する土はどこから搬入されて、安全なものになっているのかどうか、お知らせをいただきたい。

教育課長（愛澤伸一君） グラウンドの土でございますが、8センチほどはぎ取りをいたしました。はぎ取った後につきましては、小学校と同様に、砂を入れるようになろうかと思います。現在は、小学校と同じ鎌田町内だったと思うんですが、そこから持ってくるようにな

ろうかなというふうに思っております。

10番（大谷友孝君） 鎌田町内ということであれば安心なんだろうとは思いますけれども、それは安全なものというふうにとらえてよろしいですか。

教育課長（愛澤伸一君） 小学校においても線量の検査をしながら作業を進めておりますので、問題ないものと考えております。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑はありませんか。

10番（佐藤八郎君） そのはぎ取り、グラウンドの土なり、道路の面なり、今後、はぎ取ったものについてはみんな野球場に運ぶというふうになるんだとすれば、そのはぎ取った土の放射線量なりベクレルはどのぐらいのものなのか。

教育課長（愛澤伸一君） 先日の議会の中でも一度ご説明をしておるところでございますけれども、袋の中で詰めた状態で空間線量0.6マイクロシーベルトというふうに、現場で測定をした数字がそのように出ております。

○ 議長（佐藤長平君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号「飯館中学校仮設校舎整備工事請負契約の変更について」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号「飯館中学校仮設校舎整備工事請負契約の変更について」は原案のとおり可決されました。

◎日程第17、諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議長（佐藤長平君） 日程第17、諮問第2号「人権擁護委員の候補者の推薦について」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから諮問第2号「人権擁護委員の候補者の推薦について」を採決します。

お諮りします。

本案は適任と認め答申することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号「人権擁護委員の候補者の推薦について」は適任と認め答申するこ  
とに決定しました。

◎日程第18、飯館村農業委員会委員の推薦の件

議長（佐藤長平君） 日程第18、「飯館村農業委員会委員の推薦の件」を議題とします。  
お諮りします。

議会推薦の農業委員は1人とし、飯館村二枚橋字町106番地、西尾ツネさんを推薦したい  
と思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員は1人とし、西尾ツネさんを推薦することに決定しました。

◎日程第19、閉会中の継続審査の件

議長（佐藤長平君） 日程第19、閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員会から、地方自治法第190の2第4項に規定する事項について、會議規則第  
75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。（ ）

お諮りします。

議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありません  
か。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しま  
した。

◎日程第20、閉会中の所管事務調査の件

議長（佐藤長平君） 日程第20、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員会から、原発事故により避難後帰村した川内村の復興住宅及び帰村状  
況等の調査のため、次に、産業厚生常任委員会から、村の特別養護老人ホーム入所者の現  
状及び避難における高齢者等の生活現状に対する支援体制についてなどの調査並びに村  
の土壤などの放射能検査における現状と傾向についての調査のため、それぞれ調査の申  
出があります。（ ）

お諮りします。

各常任委員会からの申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会から申し出のとおり許可することに決定しました。

◎日程第21、議員派遣の件

議長（佐藤長平君） 日程第21、議員派遣の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（佐藤長平君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第5回飯舘村議会定例会を閉会します。

長い間、大変ご苦労さまでした。

（午後1時52分）



会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年6月21日

飯 館 村 議 会 議 長

佐藤長平

" 会議録署名議員

佐野章正

" 会議録署名議員

菅野義人

" 会議録署名議員

大和田和夫

( )

( )